

目 次

本書の使用に際して

第1章 昇降機定期検査報告書の作成要領

1. 定期検査報告書(第一面)～(第三面)……………(1)
2. 主索又は鎖で吊るエレベーター検査結果表 ……(8)
3. 油圧エレベーター検査結果表……………(21)
4. 段差解消機検査結果表……………(31)
5. いす式階段昇降機検査結果表……………(39)
6. エスカレーター検査結果表 ……(43)
7. 小荷物専用昇降機検査結果表……………(53)
8. 特殊な構造を有するエレベーター検査結果表……………(61)
 - a) 可変速度方式エレベーター (大臣認定物件)
 - b) 平形ロープ使用エレベーター
 - c) リニアモーター式エレベーター

第2章 制御器の判定方法と記入例……………(67)

第3章 主索又は鎖・調速機ロープの判定方法……………(71)

第4章 主索の摩耗・摩損・錆の記入例……………(77)

第5章 「特記事項」の記入例……………(85)

第6章 別添1様式・別添2様式の記入例……………(89)

第7章 既存不適格の判断基準……………(97)

本書の使用に際して

1.昇降機定期検査報告制度

建築基準法（抜粋）

（維持保全）

第8条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

- 2 第12条第1項に規定する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができる。

※「昇降機等検査員は、定期検査において不具合等が明らかになった場合には、所有者等に対し、その内容を丁寧に報告するとともに、所轄する特定行政庁の指導を踏まえ、必要な処置を速やかに取らせる責務があります。

（報告、検査等）

第12条

- 3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第12条の3第2項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。 --以下省略--

2.昇降機定期検査報告書

1. 昇降機の定期検査報告書様式は、建築基準法施行規則第6条第3項及び第6条の2の2第3項の規定により定められている。昇降機の報告は、「別記第36号の四様式」による報告書をもって行うこと。ただし、特定行政庁が「別記第36号の四様式」に定める事項その他の事項を記載する報告書の様式を定めた場合には、当該様式によることとしている。
「別記第36号の四様式」は、報告者の氏名や検査資格者の氏名、所有者・管理者の氏名等を記載する、いわゆる「かがみ」としての**第一面**と、報告すべき昇降機の状況を把握するため、当該昇降機の概要並びに総合的な検査の状況等を記載する**第二面**、昇降機に係る不具合の状況を記載する**第三面**からなっている。
2. 定期検査報告書は、第一面・第二面及び第三面（前回検査以降の不具合を把握していない場合は省略してもよい）並びに検査結果表・別添1様式「主索、鎖及びブレーキパッドの写真」別添2様式「関係写真」（既存不適格でない要是正指摘及び要重点点検指摘の写真を添付、なお、指摘のない場合は省略してもよい。）（正）（副）2部作成して**1部を提出**して下さい。
3. **複数台を同時に報告**することもできますが、条件は、所有者・管理者・報告対象建築物の**内容が同一で、なおかつ有効年月が同一の場合に限ります**。
4. 定期検査報告書を複数台で提出する際は、台帳番号の若い順に、報告書の第一面・第二面・第三面・検査結果表・別添1様式・別添2様式、次号機の第二面・第三面・検査結果表・別添1様式・別添2様式の順に（正）（副）2部作成し、1部を提出して下さい。

3.昇降機定期検査報告書記入要領（共通関係）

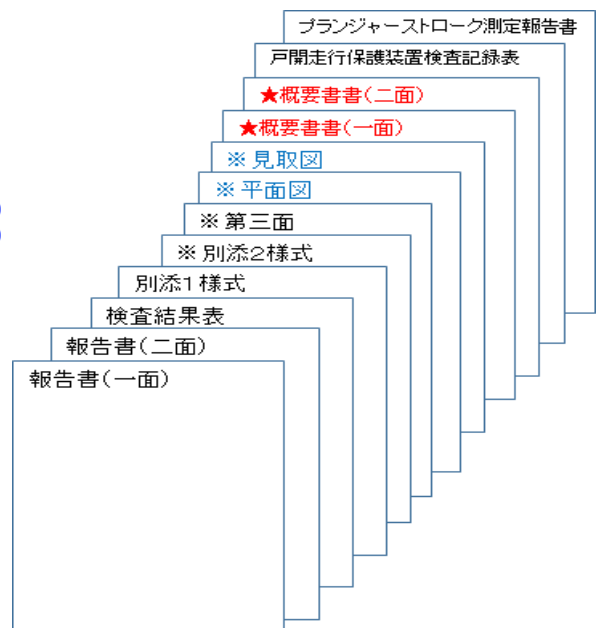
定期検査報告書（第一面）～（第三面）・検査結果表の表記内容。

- ① **青字**は「平成20年国令第283号改正」による追加・変更を示す。
- ② **赤太文字**は「記入例」を示す。
- ③ 項目「**(*)**」は別途解説があることを示す。
- ④ 「既存不適格 **(*)**」（例 H26.04.01**(*)**）は「**設置時期**」で指摘する耐震既存不適格を示す。（検査結果表の枠も**赤枠**）

1. ※印がある欄は記入しないでください。
2. 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添付ください。
3. 記入は、パソコン等で出力した場合を除き、黒インク又は黒ボールペンを使用し楷書で記入する。数字は算用数字を用い、単位はS I 単位によること。
4. 記入訂正は報告者又は検査資格者が訂正印を押印すること。
5. 報告書の提出先は、特定行政庁である都道府県知事、市長（区長）いずれかであるので、確認申請書の副本で確認し記入すること。
6. 報告書は、昇降機1台ごとに提出すること。第一面については複数台を同時に報告する場合、1枚でもよい（条件あり）。
7. 摩擦等で消す事ができる筆記具は、公文書である定期検査報告書等の記載には使用できません、消えないインク又はペンを使用してください。

※定期検査報告関係書類

12. ブランジャーストローク測定報告書（要改善ブレーキのみ）
11. 戸開走行保護装置検査記録表
10. ★概要書（二面）
09. ★概要書（一面）
08. ▲見取図（山口県、下関市、山口市、宇部市、周南市、防府市、萩市、岩国市）
07. ▲平面図（山口県、下関市、山口市、宇部市、周南市、防府市、萩市、岩国市）
06. 第三面（第1章1 3. 定期検査報告書（第三面）の記入要領 参照）
05. 別添2様式（関係写真）
04. 別添1様式（主索又は鎖、ブレーキパッド写真）
03. 検査結果表（2016年からフロアタイプ小荷物専用昇降機対象）
02. 定期検査報告書（二面）
01. 定期検査報告書（一面）



★概要書 は協議会に報告があったものは、協議会で作成して行政庁へ送付しています。行政庁へ直接提出される場合は、概要書も作成し添付が必要です。

***注意** 直接提出の場合は報告済証は発行されません。

▲平面図・見取図 は山口県知事あて及び山口県内の特定行政庁につき、初回報告時に平面図と付近見取図の添付が必要です。

第 1 章 昇降機定期検査報告書の作成要領

1. 定期検査報告書

(第一面) ～ (第三面)

定期検査報告書

(昇降機)

(第一面)

建築基準法第12条第3項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁様

令和 年 月 日

報告者氏名

検査者氏名

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象建築物等】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【4. 報告対象昇降機】

【イ. 検査対象昇降機の台数】(台)

【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり 台 (うち既存不適格 台)
要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台

【ハ. 指摘の概要】

【ニ. 改善予定の有無】 ☐有 (令和 年 月に改善予定) ☐無

【ホ. その他特記事項】

※ 受付欄	※ 特記欄	※ 整理番号欄
令和 年 月 日		
第 号		
係員氏名		

※ 欄は記入しないでください。

1. 定期検査報告書（第一面）の記入要領

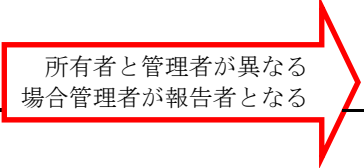
定期検査報告書
(昇降機)

第36号の四様式(第六条、第六条の二の二関係)(A4) (第一面)

建築基準法第12条第3項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁 様

令和 年 月 日



所有者と管理者が異なる
場合管理者が報告者となる

② 報告者氏名

氏名は自署、ワープロ、
ゴム印でも良い。

③ 検査者氏名

【1. 所有者】 | Ä Ä ö ú § Hb ||

- ④ 【イ. 氏名のフリガナ】 すべてにフリガナをつけること。
- ⑤ 【ロ. 氏名】 前回報告時、個人の氏名が変更、法人の場合、法人名が変更されたときは、（新）（旧）を表示して併記。
- ⑥ 【ハ. 郵便番号】 法人の場合は必ず、法人名 役職名 氏名を記入のこと。（なお、個人所有の場合は氏名のみ）
- ⑦ 【ニ. 住所】 住所は住居表示で記入すること。
- ⑧ 【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】 ⑨ | Ä Ä ö ú § Hb ||

- ④ 【イ. 氏名のフリガナ】 すべてにフリガナをつけること。
- ⑤ 【ロ. 氏名】 前回報告時、個人の氏名が変更、法人の場合、法人名が変更されたときは、（新）（旧）を表示して併記。
- ⑥ 【ハ. 郵便番号】 法人の場合は必ず、法人名 役職名 氏名を記入のこと。（なお、個人所有の場合は氏名のみ）
- ⑦ 【ニ. 住所】 所有者と異なる法人の場合は必ず、法人名 役職名 氏名を記入のこと。
- ⑧ 【ホ. 電話番号】 管理者とは所有者から昇降機等の維持管理上の権限を委任されている責任者（所有者が兼ねる場合もある）をいい、管理人は含まれない。

【3. 報告対象建築物等】 | Ä Ä ö ú § Hb ||

- ⑩ 【イ. 所在地】 住所は住居表示で記入すること。
- ⑪ 【ロ. 名称のフリガナ】 すべてにフリガナをつけること。
- ⑫ 【ハ. 名称】 前回報告時から、建物名が変更されたときは、（新）（旧）を表示して併記。
(この場合は「旧」をカッコで囲む)
- ⑬ 【ニ. 用途】

【4. 報告対象昇降機】 | イ、ロ は必ず Hb ||

- ⑭ 【イ. 検査対象昇降機の台数】 (A 台)

A=B+D+E

 既存不適格のみの場合、要是正欄にもその台数を記入
- ⑮ 【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり B 台 (うち既存不適格 C 台)
要重点点検の指摘あり D 台 指摘なし E 台
- ⑯ 【ハ. 指摘の概要】
- ⑰ 【ニ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (令和 年 月に改善予定) ☐ 無
- ⑱ 【ホ. その他特記事項】

※ 受付欄	※ 特記欄	※ 整理番号欄
令和 年 月 日		⑲ 99-99-99999 ⑲ (*)
第 号		
係員印		

※印欄には記入しないこと。 ⑲ (ロープ式エレベーター) ⑲ 99999 ⑲ (11)

1. 定期検査報告書（第一面）の記入要領

報告書全般

（※協議会より郵送分は印字しています。）

当協議会では登録のあるものは、報告月の3ヶ月前を目安に一面、二面を印字して郵送しています。

特に、初回物件については、不明箇所、空欄、誤り等もあるので印刷内容を確認して提出下さい。また、顧客事情でやむを得ず**自社で作成**されることもあります。前年内容との判定相違（確認不足）による**ミスが散見**されます。協議会から送付している報告書の内容と、自社で作成された報告の内容を確認して、**正しい報告書を提出願います。**

① 日付

- ・報告日（**作成日**）を記入する。
- ・検査日**以降**であること。（検査日=<報告日）
- ・年度間違いに注意。（前年度で記入されていることが希にある）

② 報告者氏名

- ・所有者又は管理者（所有者と管理者が異なる場合は管理者）を記入する。
- ・原則、氏名とする。住所等が入っている大きい印は枠内に押印する。（日付欄と被らないこと）

③ 検査者氏名

- ・1台の検査で検査者が2名以上の場合は、第二面【3. 検査者】（代表となる検査者）の氏名を記入する。

④ 報告書で使用する訂正印について

- ・報告書の訂正は、**報告者又は検査者と同じ氏名印**を押印する。
（注：訂正印と称される「まめ印」の使用は不可）
- ・検査結果表の訂正は、**検査者と同じ氏名印**を押印する。
- ・所有者（管理者）の変更は（1）併記、（2）訂正印 のどちらかで行う。
（1）併記： （新）と（旧）両方の【イ. 氏名のフリガナ ～ ホ. 電話番号】を**全て記入**する。
（2）訂正印： 変更箇所のみ**二重線で抹消し訂正印**を押印する。

【1. 所有者】【2. 管理者】共通 ※管理者欄は依頼があった会社のみ印字。

④ ※氏名のフリガナは**全て記入**する。

⑤ ※・法人の場合は必ず、**法人名、役職名、氏名**を記入する。

※・個人所有の場合は氏名のみ記入する。

※・分譲の共同住宅（マンション）の場合

【1. 所有者】は「**建物名称 + 共同所有**」とする。

【2. 管理者】は「**〇〇管理組合 理事長 〇〇〇〇**」又は「**管理会社（法人）**」等を記入する。

⑥ 郵便番号は**必ず確認**する。（住所と違うことが多いので注意）

⑦ 住所は**住居表示**で記入する。（「〇番〇号」）

⑧ 電話番号

【所有者】共同所有等でも電話番号を記入できるものは記入が**望ましい**。

【管理者】**必須**。

【2. 管理者】⑨

- ・所有者と同一の場合は「**所有者と同じ**」としても良い。
- ・管理者とは、所有者から昇降機又は昇降機等の維持管理上の**権限を委託**されている責任者であること。
（管理責任者は「建物」や「マンション」等の単なる管理人は該当しない）
- ・所有者と異なる個人の場合の記入例 「〇〇〇ビル 管理責任者〇〇〇〇」

【3. 報告対象建築物】

⑩ ※所在地は**住居表示**で記入する。（「〇番〇号」）

注：住所変更（地番変更、登録データ誤り訂正）は抹消して訂正印を押印後、新住所を追記する。（「**1丁目**」→「**一丁目**」）

⑪ ※名称のフリガナは**全て記入**する。（数字、アルファベット等のフリガナに注意）

（例：「7ビル」→「**セブンビル**」or「**ナナビル**」等）

⑫ ※建物名を記入する。 注：名称変更は（新）（旧）併記可（この場合「**旧**」を**カッコで囲む**）

⑬ ※建築物の用途を記入する。（「**個人住宅**」は定期報告除外物件と紛らわしいので「**併用住宅**」等を使用のこと）

注：建物用途変更は抹消して訂正印を押印後、新建物用途を追記する。

【4. 報告対象昇降機】

⑭ 【4. イ、ロ】の記入方法は、定期検査業務基準書P35・P41、又は、P38の二面【6. 検査の状況】の記入方法を参照のこと。

⑮ 指摘があった場合、検査項目の番号と、検査項目内容を簡潔に記入、又は「**検査結果表のご参照**」と記入する。

⑯ 要是正と要重点点検の指摘の場合は有無に**☑**する。有の場合「改善予定年月」は予定のうち最も早いものを記入する。

⑰ 指摘事項以外に特に報告すべき事項がある場合に記入する。

【欄外】

⑱ 行政庁整理番号

⑲ 初回報告マーク（*）

⑳ 機種

㉑ 保守会社整理番号（グループ印字用）

㉒ 報告月

昇降機の状況等

【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 年 月 日 第 号
【ロ. 確認済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】 年 月 日 第 号
【ニ. 検査済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 令和 年 月 日実施
【ロ. 前回の検査】 ☐ 実施 (令和 年 月 日報告) ☐ 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 ☐ 有 ☐ 無

【3. 検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
昇降機等検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
昇降機等検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 保守業者】

【イ. 名称】

【ロ. 郵便番号】

【ハ. 所在地】

【ニ. 電話番号】

【5. 昇降機の概要】 (番号)

【イ. 種類】 ☐ 建築設備 ☐ 工作物
【ロ. 種別】 ☐ エレベーター (☐ 斜行) ☐ エスカレーター ☐ 小荷物専用
【ハ. 駆動方式】 ☐ ロープ式 ☐ 油圧式 ☐ その他 ()
【ニ. 用途等】 ☐ 乗用 (☐ 人荷共用 ☐ 非常用) ☐ 寝台用 ☐ 自動車運搬用 ☐ 荷物用
【ホ. 機械室の有無】 ☐ 有 ☐ 無

【ヘ. 仕様】 (電動機の定格容量) (定格速度) (積載量) (定員) (踏段の幅) (勾配)
(Kw) (m/min) (Kg) (人) (m) (度)
【ト. 停止階】 階 (停止階床数)
【チ. 製造者名】

【6. 検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)
☐ 要重点点検の指摘あり ☐ 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (令和 年 月に改善予定)
☐ 無

【7. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 ☐ 有 ☐ 無
【ロ. 不具合記録】 ☐ 有 ☐ 無
【ハ. 改善の状況】 ☐ 実施済 ☐ 改善予定 (令和 年 月に改善予定) ☐ 予定なし

【8. 備考】

2. 定期検査報告書（第二面）の記入要領

昇降機の状態等

（第二面）

指定確認検査機関名を記入

【1. 昇降機に係わる確認済証交付年月日等】

①【イ. 確認済証交付年月日】 令和 年 月 日 第 ② 号
③【ロ. 確認済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()
④【ハ. 検査済証交付年月日】 令和 年 月 日 第 ⑤ 号
⑥【ニ. 検査済証交付者】 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()

【2. 検査日等】

⑦【イ. 今回の検査】 令和 年 月 日実施
⑧【ロ. 前回の検査】 ☐ 実施 (令和 年 月 日報告) ☐ 未実施
⑨【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 ☐ 有 ☐ 無

前回の協議会受付日を記入のこと。

【3. 検査者】

(代表となる検査者)

⑩【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
昇降機等検査員 第 号

報告者（所有者または管理者）が保管していること。
なお、一部もない場合は「無」にレ印を入れる。

初回報告又は前年度未報告の場合にチェックする。

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

⑪ () 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
昇降機等検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】【ト. 電話番号】

【4. 保守業者】

⑫【イ. 名称】

【ロ. 郵便番号】

【ハ. 所在地】

【ニ. 電話番号】

※未契約は所有者又は管理者を記入する。

「所有者と管理者が違う場合は必ず管理者を記入」

(「管理者と同じ」でもよい)

ハ、ニ、ホ、はエレベーターのみ記入する。

【5. 昇降機の概要】

(番号 ⑬)

【イ. 種類】

☐ 建築設備

☐ 工作物 ⑭

⑮【ロ. 種別】

☐ エレベーター (☐ 斜行)

☐ エスカレーター

☐ 小荷物専用

⑯【ハ. 駆動方式】

☐ ロープ式

☐ 油圧式

☐ その他()

⑰【ニ. 用途等】

☐ 乗 用 (☐ 人荷共用 ☐ 非常用)

☐ 寝台用

☐ 自動車運搬用

☐ 荷物用

【ホ. 機械室の有無】

☐ 有

☐ 無

【ヘ. 仕様】 (電動機の定格容量) (定 格 速 度) (積 載 量) (定 員) (踏 段 の 幅) (勾 配)
(Kw) (⑱ m/min) (Kg) (人) (m) (⑲ 度)

⑳【ト. 停止階】

階 (停止階床数)

エスカレーターのみ

㉑【チ. 製造者名】

会社名を記入。※リニューアル（基準書P38参照）を行った場合は、改修会社として会社名を併記する。

【6. 検査の状況】

㉒【イ. 指摘の内容】

☐ 要是正の指摘あり

☐ 既存不適格)

☐ 要重点点検の指摘あり

☐ 指摘なし

㉓【ロ. 指摘の概要】

㉔【ハ. 改善予定の有無】

☐ 有 (平成 年 月に改善予定)

☐ 無

※☒無の場合、特記事項欄へ予定日が未定の理由を追記すること。

エスカレーター及び階段部分を傾斜路の部分に沿って昇降するエレベーター

㉕【7. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】

☐ 有

☐ 無

【ロ. 不具合記録】

☐ 有

☐ 無

【ハ. 改善の状況】

☐ 実施済

☐ 改善予定(平成

年

月 に改善予定)

☐

㉖【8. 備考】

2. 定期検査報告書（第二面）の記入要領

(※協議会より郵送分は印字しています)

【1. 昇降機に係わる確認済証交付年月日等】

- ① ※確認済証の交付年月日を記入する。
- ② ※確認済証の交付番号を記入する。
- ③ ※確認済証交付者（建築主事又は指定確認検査機関）の該当する方に ☒ を入れる。（指定確認検査機関の場合は機関名を記入する）
- ④ ※検査済証の交付年月日を記入する。
- ⑤ ※検査済証の交付番号を記入する。
- ⑥ ※検査済証交付者（建築主事又は指定確認検査機関）の該当する方に ☒ を入れる。（指定確認検査機関の場合は機関名を記入する）

【2. 検査日等】

- ⑦ 検査日を記入する。（同じ号機を複数の日にまたがって検査を実施した場合は、その最終日を記入する）
- ⑧ ※前回の定期検査報告書の 協議会受付日 を記入する。
(「前回の検査」とありますが、日付記入欄には「報告」とあります。つまり検査日ではなく「報告＝協議会受付日」協議会より送付の報告書は印字しています。また、初回報告の場合は、「未実施」の欄に ☒ を入れる)
- ⑨ 前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存有無を確認して、どちらかに ☒ を入れる。
また、前回の判定結果（要是正・要重点点検・既存不適格の有無）及び改善報告等を確認する。
(保守会社変更の場合、新保守会社はH21年の法改正より、前回の検査内容を把握して定期検査を実施する必要があるため、所有者から「前回の検査に関する書類の写し」を入手する努力をすること。)

【3. 検査者】

- ⑩ 検査者が法人に勤務している場合にその勤務先を記入する。
- ⑪ 建築士の検査で、その人が建築士事務所に勤務している場合記入する。

【4. 保守業者】

- ⑫ 未契約は所有者又は管理者を記入、所有者と管理者が違う場合は必ず管理者を記入する。（「所有者又は管理者と同じ」でも良い）

【5. 昇降機の概要】

- ⑬※ 号機名称を記入する。
- ⑭※ 「工作物」とは、工作物に設けられた観光用等のエレベーター、エスカレーターをいう。
- ⑮※ 該当する種別に ☒ する。いす式階段昇降機、段差解消機（斜行型）は、エレベーターと斜行の両方に ☒ する。
- ⑯※ ☒ その他の場合は具体的な駆動方式（ラックピニオン式・パンタグラフ式等）を記入する。
- ⑰※ 乗用（人荷共用）で非常用の場合は、☒ 乗用 (☒ 人荷用、☒ 非常用) 全てをチェックする。
- ⑱※ 可変速度方式エレベーターは定格速度を記入する。（可変速最大速度では無い）
- ⑲※ 勾配対象 ・エスカレーター ・いす式階段昇降機 ・斜行エレベーター ・段差解消機（斜行型）

【ト. 停止階】

- ⑳※ 記入例 ・1～10 （停止階床数10）

【チ. 製造者名】

- ㉑ 昇降機及び昇降機等の設計・制作をした者（会社名）を記入すること。なお、主要構造部、制御器、安全装置、制御装置等の改修を行った場合は、改修業者として会社名を併記する。

【チ. 製造者名】	〇〇〇〇株式会社	(改修：〇〇〇エレベーター)
-----------	----------	----------------

【6. 検査の状況】

- ㉒ 報告書 第一面 【4. ロ】 と 第二面 【6. イ】 の記入方法（次ページ、既存不適格と検査結果表の記入方法 参照）
- ㉓ 指摘があった場合、検査項目の番号と、検査項目内容を簡潔に記入、又は「検査結果表のご参照」と記入する。
- ㉔ 要是正と要重点点検の指摘の場合は有無に ☒ する。有の場合「改善予定年月」は必ず記入する。
※ ☒ 無の場合でも、是正が必要なのに予定が無い理由を、特記事項欄へ【改善策の具体的内容】と【改善策】と併せて、予定日が未定の理由を追記すること。

【7. 不具合の発生状況】

- ㉕ 前回検査時以降に発生した機器の故障等について、それぞれ記入する。（基準書P38.39参照）

【8. 備考】特に報告すべき事項を記入する。

- ㉖ 記入例 ※戸開走行保護装置 [認定番号：ENNNUN-〇〇〇〇]
※可変速度方式エレベーター(終端階強制減速装置付) [認定番号：ENNS-〇〇〇〇]
※平形ロープ [認定番号：EPNN-〇〇〇〇]

既存不適格と検査結果表の記入について

報告書 第一面【4. ロ】と第二面【6. イ】の記入方法

※ 1台の場合 ※複数台ある場合、第一面【4. ロ】はこの記入と異なります。（各号機の二面結果を第一面【4. ロ】に集計します）

事例No.	検査結果	第一面【4. ロ】	第二面【6. イ】	改善予定 第一面【4.二】 第二面【6.ハ】
1	指摘なし	要是正の指摘あり 台（うち既存不適格 台） 要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 1台	□要是正の指摘あり（□既存不適格） □要重点点検の指摘あり ☒ 指摘なし	記入不要
2	是正	要是正の指摘あり 1台（うち既存不適格 台） 要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台	☒ 要是正の指摘あり（□既存不適格） □要重点点検の指摘あり □指摘なし	記入必要
3	既存	要是正の指摘あり 1台（うち既存不適格1台） 要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台	☒ 要是正の指摘あり（ ☒ 既存不適格） □要重点点検の指摘あり □指摘なし	記入不要
4	重点点検	要是正の指摘あり 台（うち既存不適格 台） 要重点点検の指摘あり 1台 指摘なし 台	□要是正の指摘あり（□既存不適格） ☒ 要重点点検の指摘あり □指摘なし	記入必要
5	是正・既存	要是正の指摘あり 1台（うち既存不適格 台） 要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台	☒ 要是正の指摘あり（□既存不適格） □要重点点検の指摘あり □指摘なし	記入必要
6	是正・重点点検	要是正の指摘あり 1台（うち既存不適格 台） 要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台	☒ 要是正の指摘あり（□既存不適格） ☒ 要重点点検の指摘あり □指摘なし	記入必要
7	既存・重点点検	要是正の指摘あり 1台（うち既存不適格1台） 要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台	☒ 要是正の指摘あり（ ☒ 既存不適格） ☒ 要重点点検の指摘あり □指摘なし	記入必要
8	是正・既存・重点点検	要是正の指摘あり 1台（うち既存不適格 台） 要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台	☒ 要是正の指摘あり（□既存不適格） ☒ 要重点点検の指摘あり □指摘なし	記入必要

1. 第二面 6. イ 欄（指摘の内容）
2. 第一面 4.イ 欄（指摘の内容）

・報告台数が1台の場合の記入例

事例	検査結果表			第二面 6. イ欄の「□」の記入				第一面 4.ロ欄の台数
	要是正の項目がある	既存不適格の項目がある	要重点点検の項目がある	□要是正指摘あり	□既存不適格	□要重点点検の指摘あり	□指摘なし	
1	-	-	-	□	(□)	□	☒	要是正の指摘あり 台（うち既存不適格 台） 要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 1台
2	○	-	-	☒	(□)	□	□	要是正の指摘あり 1台（うち既存不適格 台） 要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台
3	-	○	-	☒	(☒)	□	□	要是正の指摘あり 1台（うち既存不適格 1台） 要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台
4	-	-	○	□	(□)	☒	□	要是正の指摘あり 台（うち既存不適格 台） 要重点点検の指摘あり 1台 指摘なし 台
5	○	○	-	☒	(□)	□	□	要是正の指摘あり 1台（うち既存不適格 台） 要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台
6	○	-	○	☒	(□)	☒	□	要是正の指摘あり 1台（うち既存不適格 台） 要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台
7	-	○	○	☒	(☒)	☒	□	要是正の指摘あり 1台（うち既存不適格 1台） 要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台
8	○	○	○	☒	(□)	☒	□	要是正の指摘あり 1台（うち既存不適格 台） 要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台

注）「○」は該当する指摘項目があることを示す。「-」については該当する指摘項目が無いことを示す。

注）当該指摘項目が重篤なものをカウントする。
要是正の指摘あり1台（うち既存不適格1台）について
・検査結果表から要是正の指摘なしだが、既存不適格の指摘があるため 要是正の指摘1台となる。
・既存不適格の指摘と要重点点検の指摘ありだが、重篤なものをカウントするため要重点点検の指摘はカウントしない。

3. 第一面 4.ロ欄、第二面6. イ欄 指摘の内容による記入

・報告台数が複数台の場合の記入例（例：3台の場合）

号機	検査結果表			第二面 6. イ欄の「□」の記入				第一面 4.ロ欄の台数
	要是正の項目がある	既存不適格の項目がある	要重点点検の項目がある	□要是正指摘あり	□既存不適格	□要重点点検の指摘あり	□指摘なし	
1	○	○	○	☒	(□)	☒	□	要是正の指摘あり 3台（うち既存不適格 1台） 要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台
2	-	○	○	☒	(☒)	☒	□	
3	○	○	-	☒	(□)	□	□	

・報告台数が複数台の場合の記入例（例：4台の場合）

号機	検査結果表			第二面 6. イ欄の「□」				第一面 4.ロ欄の台数
	要是正の項目がある	既存不適格の項目がある	要重点点検の項目がある	□要是正指摘あり	□既存不適格	□要重点点検の指摘あり	□指摘なし	
1	○	-	○	☒	(□)	☒	□	要是正の指摘あり 2台（うち既存不適格 1台） 要重点点検の指摘あり 1台 指摘なし 1台
2	-	○	-	☒	(☒)	□	□	
3	-	-	○	□	(□)	☒	□	
4	-	-	-	□	(□)	□	☒	

昇降機に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

3. 定期検査報告書（第三面）の記入要領

不具合報告について

- 平成20年法改正により、第三面は前回検査以降の昇降機に係る不具合について記入する。
- 第二面の【7. 不具合の発生状況】【イ. 不具合】が固有の場合は必ず第三面を提出する。

* 不具合とは

昇降機の場合、異常停止、装置の機能の異常停止、異常音、異常な振動、着床誤差、機器の損傷（焼損・破損）等で故障呼び出し等通常の状態と違うものをいう。（業務基準書P.52・53 表1・表2を参照）

（注：着床誤差の報告は必ず数値を記入のこと。未記入は問合せ致します）

※人身事故や社会的影響が大きいと認められる事故・不具合は速やかに、所有者が当該行政庁へ報告のこと。

* 改善とは

不具合の状況が発生した時に、通常の状態に戻すことをいいます。（部品の交換、装置の調整等）
改善が完了している場合は実施年月を、改善予定がある場合は改善予定年月をカッコ書きで記入する。
改善予定がないものについては「－」または「予定なし」等を記入し、さらに改善措置の概要等欄へ改善を行う予定がない理由を記入。

* 報告の対象

昇降機の機能の障害があったものを報告するものであり、昇降機の正常な作動による停止は報告の対象とはなりません。

- ①報告の対象となるもの。（不具合と扱うもの）
 - 昇降機の機能の異常や停止したものすべて。
 - 維持保全の作業で把握した不具合のすべて。（異常に至る前の消耗品の交換は含まない）
- ②報告が不要なもの（不具合と扱わないもの）
 - 停電により停止したもの。
 - 昇降機の場合、地震時等管制運転装置等の各種管制運転装置が作動し停止したもの。
ただし、地震で機器が損傷して改善した場合などは報告の対象となる。
 - 保守作業等又は利用者等の不注意等が原因で異常や停止が発生したもの。
ただし、機器の改善が必要となった場合は報告の対象となる。なお、保守作業者の不注意とは、保守時に使用するスイッチ類の戻し忘れによる停止等をいいます。
 - 表示灯、照明、電飾照明等の寿命による球切れ。（昇降機にあっては、表示灯・照明を点灯させる装置の不具合は対象）
 - 維持保全のために改善したもの。
 - 機器の変調の予兆で改善したもの。

* 昇降機にあっては、複数号機が該当する場合の第36号の4様式（第三面）への記載について

同一原因で複数台が関係する不具合は代表号機に記入してください。
（例えば、乗場の押しボタンの不具合で複数台数が呼びに応答しない等）

（第三面）

昇降機に係る不具合の状況

不具合が閉じ込めの時は、ドアの開閉状態・戸開走行の有無・ケガの有無を記入。

所有者（管理者）、行政庁の方が理解できるように具体的に記入する。（専門用語は避ける）

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善（予定）年月	改善措置の概要等
平成〇〇年〇月	1階レベル不良でストップ（着床誤差＋30mm）	不明	－	再調査すれど原因不明。経過観察を行う。
平成〇〇年〇月	4階と3階の間でドア閉じたまま停止。女性1名閉じ込め。負傷者等なし。	掃除機コードが扉に挟まったまま走行し、4階インターロックに引っ掛かり錠スイッチが切れた。	平成〇〇年〇月	コードを取除き。ドアロック装置関係点検し復旧。UCMP不付き（有無を記載）
平成〇〇年〇月	1階にてドア閉まっても起動せず。	ドア閉確認用リレーのコイル断線。	平成〇〇年〇月	同接触器交換。
平成〇〇年〇月	エレベーターが3台共動かない。	共通制御盤の静止化電源装置不良。	平成〇〇年〇月	共通制御盤の静止化電源装置交換。
	当該不具合の箇所を可能な限り特定したうえで、不具合の内容を記入する。扉の開閉状態も記入する。	不具合が生じた原因が主として考えられるものを記入する。但し、原因が不明な場合は不明と記入する。	既に改善を実施している場合又は改善予定がある場合に、具体的処置の概要を記入する。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入する。	

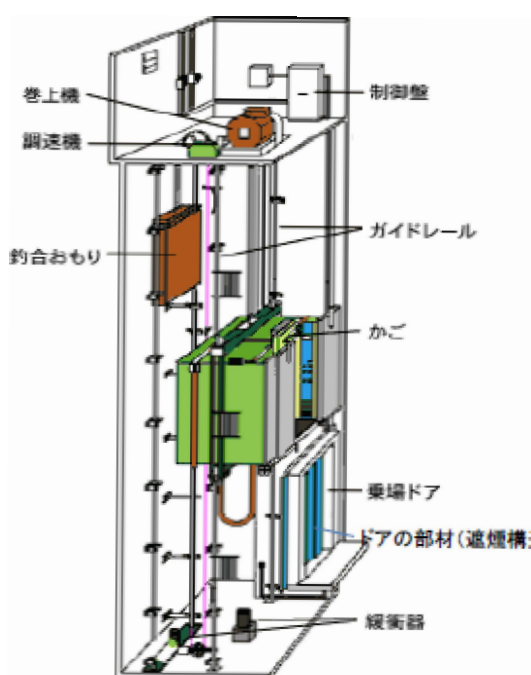
建物等の名称：〇〇〇ビル

整理番号 XX-XX-XXXXX

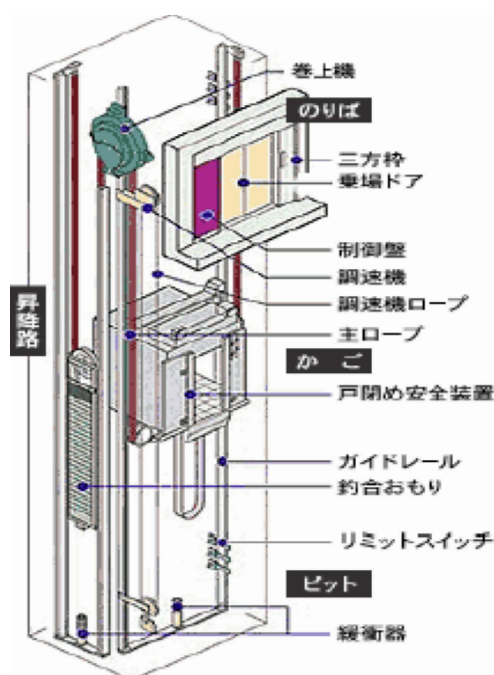
第1章 昇降機定期検査報告書の作成要領

2.主索又は鎖で吊る エレベーター検査結果表

【機械室ありエレベーター】

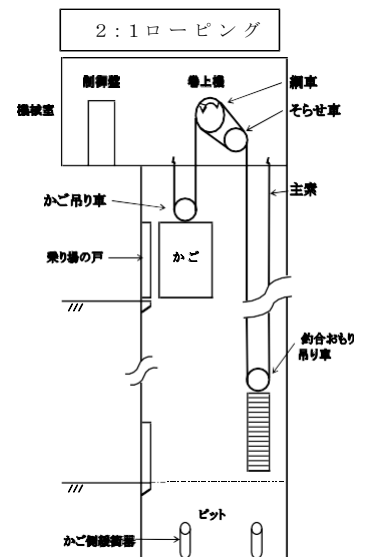
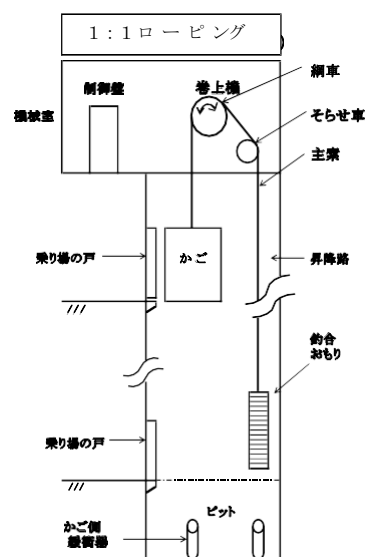


【機械室なしエレベーター】
(駆動装置上部式)



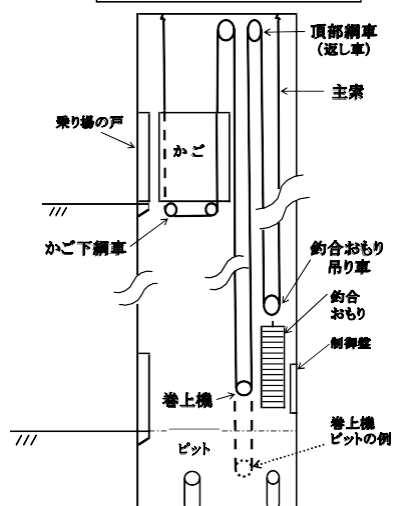
ロープ式エレベーターの構成

I. 機械室あり

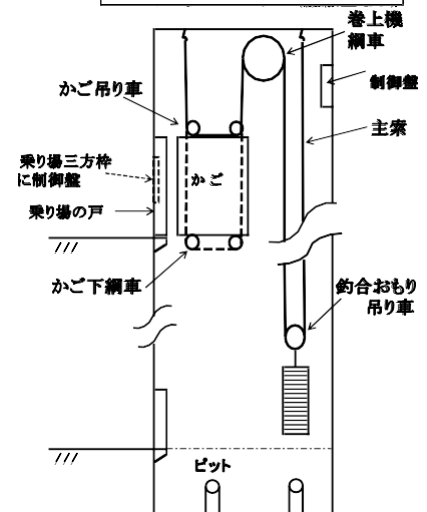


II. 機械室なし

駆動装置 下部設置

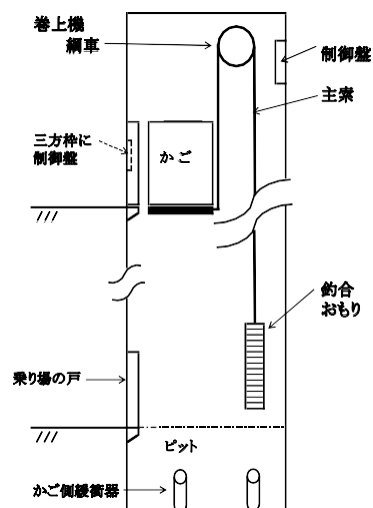


駆動装置 上部設置

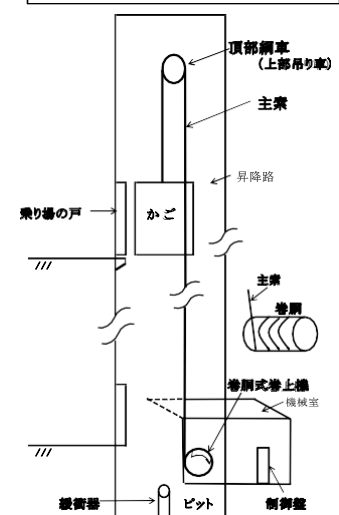


III. 小型エレベーター

機械室無・駆動装置 上部設置 1:1ローピング



巻胴式



主索又は鎖で吊るエレベーター 検査結果表

別記第一号（A4）

（第1第1項第1号に規定する昇降機）

【記載凡例】

- ① 検査項目欄中、青字は「平成20国告第283号改正」による追加・変更を示す。
- ② 検査項目欄中、赤太字は「記入例」を示す。
- ③ 項目「(*)」は、別途解説有り
- ④ 「既存不適格(*)」(例 H26.04.01*)は「設置時期」で指摘する耐震既存不適格を示す。

- ◎ 必ず該当あり
○ 該当する場合が多い
△ 該当しない場合が多い
× 該当しない

当該検査に関与した検査者(*)	氏名	検査者番号
代表となる検査者(*)	定期検査報告書第二面第3欄に記入検査者	
その他の検査者(*)		検査者を特定できる番号、記号等

検査者欄

- ① 「当該検査に関与した検査者」欄は、定期検査報告書第二面3欄に記入した検査者について記入する。
- ② 「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入する。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除する。
- ③ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しない。

◎○△×は機種により必ずしも該当しない場合があるのであくまでも目安とすること。

検査者が一人の場合は記入しなくてよい。

あり 機械室	なし 機械室	番号	検査項目	昇降機番号				検査結果	担当 検査者 番号
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格		
		1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあつては、共通)						
◎	×	(1)	機械室への通路及び出入口の戸(*)						S46.01.01
◎	×	(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等(*)						S46.01.01
◎	×	(3)	機械室の床の貫通部						
◎	◎	(4)	救出装置						H24.08.01
◎	◎	(5)	開閉器及び遮断器						
◎	◎	(6)	接触器、継電器及び運転制御用基板(*)	目視確認 電動機主回路接触器の主接点(*)		主接点を目視により確認		適・否・確認不可	
				交換基準確認 フェールセーフ設計		(該当する・該当しない)		最終交換日 平成23年3月16日 #6	
				【注1】 交換基準 イ 製造者が指定する交換基準		(著しい摩耗があること)		#6 著しい摩耗なし	
				ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準		()		適・否・確認不可	
◎	◎	(7)	ブレーキ用接触器の接点(*)	目視確認 フェールセーフ設計		(該当する・該当しない)		最終交換日 平成22年10月27日 #B4	
				【注1】 交換基準 イ 製造者が指定する交換基準		(なし)		適・否・確認不可	
				ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準		()		適・否・確認不可	
				【注1】 交換基準 イ 製造者が指定する交換基準		(なし)		適・否・確認不可	
◎	◎	(8)	絶縁：電動発電機の回路 (300V以下・300V超)						MΩ
◎	◎	(9)	電動機の回路 (300V以下・300V超)						MΩ
◎	◎	(10)	制御器等の回路の300Vを超える回路						MΩ
◎	◎	(11)	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路						MΩ
◎	◎	(12)	制御器等の回路の150V以下の回路						MΩ
◎	◎	(13)	接地						
△	×	(14)	階床選択機						
○	△	(15)	減速歯車						
◎	◎	(16)	綱車と主索のかかり	イ 製造者が指定する要是正となる基準値		(例 マーキングが見えない mm)		例 マーキングが見える	
				ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値		(例 4.5 mm)		例 5.0 mm	
				ハ 綱車と主索の滑り等により判定		適・否		適・否	
				複数の溝間の摩耗差の状況		適・否		適・否	
◎	◎	(17)	軸受						

共通

- ① この書類は、昇降機ごとに作成する。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添える。
- ③ 「昇降機番号」欄には、定期検査報告書第二面 5 欄の番号を記入する。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを消線（斜線）で抹消する。
- ⑤ 検査結果欄の「要是正」「要重点点検」「指摘無し」は「平成 20 年国土交通省告示第 283 号 別表第 1 かごを主索又は鎖で吊るエレベーター『（に）判定基準』」（17年度版 P65～P83 参照）に従い判定をする。

1（1）機械室への通路及び出入口の戸

17 年業務基準書 P223 参照

- ① 機械室の出入口戸、手すり、通路、階段の状況を確認する。次の場合は「要是正」となる。
 - a) 出入口戸：解錠若しくは施錠ができない場合
 - b) 出入口：幅 0.7m 未満、高さ 1.8m 未満
 - c) 機械室に通ずる階段：けあげ 23cm 以上、踏面 15cm 未満、当該階段の両側に側壁又はこれに代わるものがない場合において手すりがないとき
 - d) 機械室までの通路：高さ 1.8m 未満 又は 幅 0.7m 未満

1（2）機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等

17 年業務基準書 P224～P225 参照

- ① 換気設備とは、空調設備、換気扇、ガラリをいう。次の場合は「要是正」となる。
 - a) 昇降機以外の設備等が定期検査等に支障がある場合
 - b) 漏水が機器に達している、又は窓が破損している場合
 - c) 機器の作動に影響を与えるおそれのある汚損がある場合
 - d) 照明装置が正常に作動しない場合
 - e) 換気上有効な開口部又は換気設備がない・不動作の場合
 - f) 換気扇の起動設定温度が適切に設定されていない場合

1（6）制御器（接触器、継電器及び運転制御用基板）

17 年業務基準書 P226～P229 参照

- ① 接触器の判定は、別表第 1 で指示されているとおり目視と交換基準の 2 つで判定する必要がある。
告示 別表第 1 [17 年業務基準書 P65・66]

（ろ）検査事項	（は）検査方法	（に）判定基準
電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。

※ 検査項目の解説等、詳細は（第 2 章「制御器の判定方法と記入例」P67～を参照）

1（8）絶縁

17 年業務基準書 P229～P230 参照

該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入する。

回路の絶縁抵抗値（JIS A 4302-2006）

回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗値
電動機の回路	300V を超えるもの	0.4MΩ 以上
	300V 以下のもの	0.2MΩ 以上
制御回路 信号回路 照明回路	150V を超え 300V 以下のもの	0.2MΩ 以上
	150V 以下のもの	0.1MΩ 以上

1（12）綱車又は巻胴

17 年業務基準書 P232～P233 参照

- ① 「イ」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入する。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、点検者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準値を記入する。また、綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ」を○で囲む。
- ② 巻胴式の場合
「綱車と主索のかかり」「複数の溝間の摩耗差の状況」は対象外のため斜め線で検査項目を抹消。但し、それ以外の検査項目（「回転」「欠損・き裂」の確認）は実施し判定をすること。

(12)	巻上機	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 (mm) ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況	mm	「回転、欠損・き裂」の確認
					斜線で抹消
				適・否	
				適・否	

機械室 あり	機械室 なし	番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号	
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格		
			しゅう動面への油の付着の状況 適・否						
			保持力 イ.ブレーキをかけた状態において、トルク 1.ンチにより確認 ロ.ブレーキをかけた状態において、電動機 にトルクをかけ確認 ハ.かごに荷重を加え、かごの位置を確認 適・否						
			パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (例1 50 mm) (例2 ブレーキギャップ 3.5mm以上) 要是正となる基準値 (例1 4.5 mm) (例2 ブレーキギャップ 4.5mm以上) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定 する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	例1 右 8.0 mm 左 7.9 mm 例2 右 20 mm 左 mm					
			ブランジャーストローク イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ハ. やむを得ない事情により、検査者が 設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	改善措置不要ブレーキの場合 ・「イ」を選択。「ロ」「ハ」の基準値・実測値の記入不要 ・製造者指定により、「8 上記以外の検査項目」もしくは 「特記事項」に検査結果を記載する場合がある。製造者 資料を確認要す。 要改善ブレーキの場合 ・「ロ」「ハ」のいずれかを選択し、基準値に対する判定をする。 (要改善ブレーキか否かは製造者(資料)によること) ・「ブランジャーストローク測定報告書」の添付が必要。 要改善ブレーキか否かは製造者(資料)によること。					
○	○	(15)	そらせ車						
◎	◎	(16)	電 動 機						
△	×	(17)	電動発電機						
◎	◎	(18)	駆動装置等の耐震対策						
◎	◎	(19)	速度(*) 定格速度 (m/min)						
			上昇 m/min 下降 m/min						

1 (14) 巻上機「ブレーキ」

17 年業務基準書 P234～P240 参照

ブレーキは、油の付着、取り付け、制動力、保持力、パッドの厚さ、パッドとドラム及びディスクの接触状況、ブレーキ制動時のプランジャー状況、ブレーキコイルの発熱、構成機器の作動状況、摩耗粉の状況、作動時の状況の検査をする必要がある。

①「しゅう動面への油の付着の状況」は、目視によりドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれがある油の付着を確認し、「適」「否」の判定を行う。

パッドのしゅう動面を目視確認できない構造のもので、パッド外周に油が付着し粉塵が固着しているときは総合的に判断し改善が必要と判断した場合は「**要是正**」とすること。

②「**保持力**」には、該当する検査方法を選択し、「イ」から「ハ」のうち該当するものを○で囲む。なお、従来の（無積載運転時のブレーキ制動距離により確認）の方法で検査する場合は、「ハ」を選び、前回検査時の無積載での数値を必ず確認したうえで判断すること。

③「パッドの厚さ」

a) **基準値と検査実測値比較による判定**

製造者が指定する基準値は、「イ」を○で囲んだ上で、製造者が指定する要重点点検、及び**要是正**となる基準値を記入する。検査実測値は、右欄に記入し、基準値と比較し判定をする。製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない場合は、「ロ」を○で囲んだ上で、点検者が要重点点検、要是正の基準値を設定し記入する。

b) **前回値との比較確認**

検査時に製造者の基準を満たしていても、前回検査からのパッドの摩耗量（初回検査の場合は初期値）を今回検査時の厚みから引いた場合に、次回検査までに「要是正」の厚さとなる恐れのある場合は、「**要是正**」と判定すること。前回検査時の値は、前回検査の検査結果表の値、もしくは前回検査の同一検査会社の場合は、その会社の蓄積データを用いてもよい。

前回検査（初回検査の場合は初期値）の測定値を確認できない場合は「**要重点点検**」と判定すること。

④「プランジャーストローク」

a) プランジャーストローク測定は、**要改善ブレーキ**（※1）に該当するブレーキに対して実施する。

（※1）**要改善ブレーキ**

イ) プランジャーの移動が拘束される、又はブレーキスプリングのばね力により推力が低下する可能性のある構造のブレーキを有するもので、これら安全確保のための改善措置が必要である構造のブレーキをいう。具体的には、事務連絡に示すフローに基づき製造者等が示すもの。

〔国土交通省住宅局建築指導課 事務連絡（平成 28 年 11 月 1 日）抜粋〕

ロ) **要改善ブレーキの確認は、製造者公開の技術資料によること。不明な場合は製造者に確認すること。**

b) **要改善ブレーキ指定以外のブレーキは、構造上対象外として、「イ」を○で囲む。**1(14)項でのプランジャーストローク測定・記入は不要。但し、製造者が検査を指定する場合は、「上記以外の検査項目」もしくは「特記事項」欄に製造者指示に従い記入する（※2）。

c) **要改善ブレーキは**

イ) 製造者が指定する基準値は、「ロ」を○で囲んだ上で、製造者が指定する要重点点検、及び**要是正**となる基準値を記入する。検査実測値は、右欄に記入し、基準値と比較し判定をする。製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない場合は、「ハ」を○で囲んだ上で、点検者が要重点点検、要是正の基準値を設定し記入する。

ロ) 当該年度分(3カ月に1回測定)の「プランジャーストローク測定報告書」を定期検査時に添付し報告すること。また改修にて安全対策を行い要改善ブレーキ対象外となった場合は「プランジャーストローク測定報告」改善内容を記載し、定期検査時に報告すること。

【参考】国土交通省住宅局建築指導課 「国住昇第32号」

（※2）製造者が引きずり防止、ひきずり検出（ブレーキスイッチ、ブレーキ引きずり検知温度センサー、ブレーキスプリング調整等）に対する検査方法、判定基準、交換基準を設定している場合は、製造者が指定する**要是正**又は**要重点点検**となる基準により判定すること。報告書には、「上記以外の検査項目」「特記事項」欄に製造者指示に従い記入する。

<記入例>

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
8	上記以外の検査項目					
(1)	1(14)「ブレーキ対策」ブレーキスイッチの動作確認	○				

【注記】 製造者によっては「特記事項」欄に記入する指示もある。製造者公開の技術資料により記入のこと。

1 (19) 速度

17 年業務基準書 P245 参照

定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の実測速度を記入する。

機 あり	機 なし	機 番号	機 番号	機 番号	機 番号	機 番号	機 番号	機 番号	機 番号	検査結果				担当 検査者 番号
										指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	
					検査項目									
					2 共通									
					定格速度が45m以下の場合 (- %) 定格速度が45m超の場合 (140%以下)					定格速度が45m以下の場合 (- %) 定格速度が45m超の場合 (130%以下)				
◎	◎	(1)	かご側調速機 (*)	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min									
				キャッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min									
△	△	(2)	釣合おもり側調速機 (*)	キャッチの作動速度 (かご側キャッチの作動速度の %)	m/min								H26.0.4.01*	
◎	◎	(3)	主索又は鎖 (*)	主索 径の状況				要是正 = 90%未満 要重点点検 = 92%未満						
				最も摩耗した主索の番号 (番号を記入)	%									
				直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)										
				素線切れ	1よりピッチ内の素線切れ数 本									
				最も摩損した主索の番号 (番号を記入)										
				該当する素線切れ判定基準 ()	1構成より1ピッチ内の最大の素線の切れ数 本									
				素線切れが生じた部分の断面積の割合										
				素線切れがない場合、両方を抹消する。 70%超・70%以下										
				錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分	%									
				(あり・なし)										
				谷部が赤錆色に見える主索の (番号を記入)	1構成より1ピッチ内の最大の素線の切れ数 本									
				直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)										
				該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()										
				主索本数 (本数を記入 本)										
				要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()										
				鎖 摩耗 最も摩耗した鎖の番号 (番号を記入)	伸び %									
				測定長さ ((B) mm) 基準長さ ((A) mm)										
				鎖本数 (本)										
				要重点点検の主索の番号 () 要是正の鎖の番号 ()										
				伸比率 (%) = $\frac{B-A}{A} \times 100$ 要是正 = 1.5 %以上										
◎	◎	(4)	主索又は鎖の張り									H26.04.01*		
◎	◎	(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部											
△	△	(6)	主索又は鎖の緩み検出装置 (巻胴式エレベーターが対象)					S34.01.01 S57.12.01						
△	△	(7)	主索又は鎖の巻過ぎ検出装置 (巻胴式エレベーターが対象)					S46.01.01						
○	○	(8)	はかり装置 (既存不適格→乗用・人荷・寝台用に限る)					H21.09.28						
◎	◎	(9)	戸開走行保護装置 (*)					H21.09.28						
◎	◎	(10)	地震時等管制運転装置 (*)											
×	○	(11)	降下防止装置 (駆動装置を昇降路底部に設けたものが対象)											
×	△	(12)	換気設備等											
×	○	(13)	制御盤扉 (昇降路内に制御盤があるものが対象 (かご、釣合おもり等干渉しない場合抹消))											
					3 かご室									
◎	◎	(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床					H22.09.28						
◎	◎	(2)	かごの戸及び敷居					H21.09.28 H22.09.28						
◎	◎	(3)	かごの戸のスイッチ (自動車用エレベーターには、かごの戸ない場合がある)											
◎	◎	(4)	床合わせ補正装置及び着床装置											
△	×	(5)	車止め、光電装置等 (かごの戸がない自動車運搬用エレベーターに限る)					H21.09.28						
◎	◎	(6)	かご操作盤及び表示器											
△	×	(7)	操縦機											
◎	◎	(8)	外部への連絡装置 (*)	荷物用及び自動車運搬用エレベーターでも、かごに人が乗り運転できる全てのエレベーターが対象										
◎	◎	(9)	かご内の停止スイッチ											
◎	◎	(10)	用途、積載量及び最大定員の標識					H21.09.28						
◎	◎	(11)	かごの照明装置					S46.01.01						
○	○	(12)	停電灯装置 (既存不適格→乗用・人荷・寝台用に限る)											
○	○	(13)	かごの床先					S56.06.01 H26.04.01						

2 (1) かご側調速機及び2 (2) 「釣合いおもり側調速機」

17 年業務基準書 P245～P248 参照

① 右欄には検査の測定値を記入し、左欄には、かご側調速機にあつては、作動速度の測定値の定格速度に対する割合、釣合おもり側調速機にあつては、作動速度の測定値のかご側キャッチ作動速度に対する割合を記入する。

② 調速機の作動速度

定格速度	過速スイッチの作動速度	キャッチの作動速度
45m/min 以下	63m/min 以下	過速スイッチと同じ又は、68m/min 以下
45m/min 超	定格速度の130%以下	定格速度の140%以下
「2 (2) 釣合おもり側調速機」の作動速度は、かごのキャッチ速度より大きく、かつ110%以下		

③ パルス型 スラックロープ式非常止め[小型エレベーター（定員 5 人以下）対象]
過速スイッチの作動速度のみ判定し記入。キャッチ作動速度は抹消

2 (3) 主索又は鎖

17 年業務基準書 P249～P256 参照

※ 検査項目の解説等、詳細は

（第3章「主索又は鎖・調速機ロープの判定方法」P71～

第4章「主索の判定方法と記入例」P77～ を参照 ）

2 (9) 戸開走行保護装置

17 年業務基準書 P260～261 参照

- ① （第二面）の備考に大臣認定番号・名称を記入する。
- ② 認定をうけた「検査の事項・方法」及び「判定基準」を記載した「戸開走行保護装置検査結果表」（製造者公開）にて基準を満たしていれば「指摘なし」と判定する。
- ③ 「戸開走行保護装置結果表」は、定期検査報告書に添付する。

2 (10) 地震時等管制運転装置（概要）

17 年業務基準書 P261～P264参照

- ① 設置が不要となるエレベーター
 - a) 乗用、人荷用、寝台用において、昇降行程が7 m以下のエレベーター
 - b) 荷物用エレベーター及び自動車用エレベーター
（かご内操作盤が無く人が乗らない機種。但し、かご内操作盤有る機種は設置が必要）
 - c) 段差解消機、いす式階段昇降機
- ② 地震時等管制運転装置
 - a) 必要とする仕様項目（この仕様がなければ「既存不適格」となる）
P波地震感知器及びS波地震感知器と連動した地震管制運転、かご内へ運転情報の表示、予備電源の設置
 - b) 具体的仕様
 - i) 鉛直方向に（0.1m/s²）又は水平方向に生じる（3.0m/s²）以下の過速度を検知できない。
 - ii) かごを自動的に乗場戸のある位置に停止させ、かつ かごの戸を開き、又かご内から開くことができる。⇒これらの機能がない。
 - iii) 自家発電設備又は停電時着床装置を有していない。
 - iv) かご内へ運転情報の表示装置がない。

3 (8) 外部への連絡装置

17 年業務基準書 P274～P275参照

- ① 確認申請書に記載のない保守契約上で取り付けられた通信装置、監視装置は検査の対象ではない。
- ② 建物側の改修等により、以下のような状況で機能を果たせない場合は「要是正」となる。
 - a) 確認申請時に記載された外部連絡装置が取り外されている場合
 - b) 検査時に容易に立ち入ることのできない場所（施錠された管理室等）に外部連絡装置が設置され、確認が出来ない場合
 - c) シャッター等で覆われた場所に外部連絡装置が設置され立ち入ることが出来ない場合
- ③ 外部連絡装置が設置されている管理室、事務所等に管理人が常駐していない場合又は外部連絡装置を住戸内等に設置している場合は常時連絡可能とはいえないため、要是正。ただし、外部（共有部等）でインターホン等の鳴動が確認でき、鳴動時の対応方法が明示されている等の適切な措置が講じられている場合は、指摘なしと判定してください。（H30.4.23補足説明から）

機械室あり	機械室なし	機械室番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
				指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
		4	かご上					
◎	◎	(1)	かご上の停止スイッチ (自動車用エレベーターにはない場合がある)					
○	◎	(2)	頂部安全距離確保スイッチ					
◎	◎	(3)	上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ					
△	△	(4)	上部緩衝器又は上部緩衝材 (主に巻胴式)				H26.04.01*	
△	○	(5)	頂部綱車 (ピット置き調速機の場合返し車(頂部返し車)は含まない)					
○	○	(6)	調速機ロープ(*)					
径の状況 直径(mm) 未摩耗直径(mm) % 素線切れ 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70% 超・70% 以下 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) 直径(mm) 未摩耗直径(mm) % 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 () 判定基準は、P65の(注意)表1で指定の記号で記入する。 谷部赤錆色「あり」の場合判定基準を、P66の(注意)表2の指定の記号で記入する。 2(3)主索の判定方法と同じ 釣合いおもり側非常止め装置付きの場合 「8. 上記以外の検査項目」に検査項目と判定を記入する。								
○	○	(7)	かごの非常救出口 (天井と側部救出口の両方があるものは既存不適格)					
◎	◎	(8)	かごのガイドシュー等				S46.01.01 H21.09.28	
○	○	(9)	かご吊り車				H26.04.01*	
◎	◎	(10)	ガイドレール及びレールブラケット				H21.09.28 H24.08.01	
◎	◎	(11)	施錠装置(*)				H24.06.07	
◎	◎	(12)	昇降路における壁又は囲い (1.8m以下に設置の点検口含む)				H21.09.28	
◎	◎	(13)	乗り場の戸及び敷居				S56.06.01 H21.09.28*	
◎	◎	(14)	昇降路内の耐震対策					
◎	◎	(15)	移動ケーブル及び取付部					
◎	◎	(16)	釣合いおもりの各部 (巻胴式エレベーターは抹消)				H26.04.01*	
			該当する型式を○で囲む ▶ 型式 <u>早ぎき式</u> ・ 次第ぎき式 ・ スラックロープ式 作動の状況 イ. 無積載の状況において非常止め作動時にブレーキを開放して確認 ロ. 非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す 発光ダイオード、信号等により確認 ハ. 非常止め作動時にかごを持ち上げ、主索の緩みを確認 ニ. スラック式にあっては、主索又は鎖を緩めた後に釣合いおもりが動 かず、主索又は鎖が緩んだままであることを確認					
○	◎	(18)	釣合いおもりの吊り車 (巻胴式エレベーターは抹消)					
◎	◎	(19)	かごの戸の開閉機構 (手動式の場合は対象外、自動車用も無い場合がある)					
◎	◎	(20)	かごの枠					
		5	乗り場					
◎	◎	(1)	押しボタン等及び表示器					
◎	◎	(2)	非常解錠装置					
△	△	(3)	乗り場の戸の遮煙構造				H14.06.01	
△	△	(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造 (オープンタイプのエレベーターが対象)					
×	○	(5)	制御盤扉 (三方枠に制御盤がある場合)					

4（6）調速機ロープ

17 年業務基準書 P283～P285 参照

- ① 「調速機ロープ」には、素線切れ数を記入することを除き、2（3）に準じて記入する。
- ② 釣合い錘側に非常止め装置がつく場合、「8. 上記以外の検査項目」に釣合い錘側調速機ロープの検査項目を追記し判定する。

＜記入例 1＞ 検査項目を 1 行毎に記載した例

8	上記以外の検査項目
	4(6)調速機ロープ(釣合おもり側)
	径の状況
	直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)
	素線切れ
	該当する素線切れ判定基準 ()
	素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし)
	直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)
	該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()

＜記入例 2＞ 検査項目を複数纏めて記載した例

8	上記以外の検査項目
	4(6)調速機ロープ (釣合おもり側)
	径の状況 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) (%)
	素線切れ 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし)
	直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) (%) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()

4（11）施錠装置

17 年業務基準書 P287～P290 参照

- ① 「施錠装置」とは、乗場戸等に設けられたインタロックスイッチをいう。
- ② 乗場戸、非常着床用出入口の施錠装置が対象となる。なお、昇降路救出口、エレベーター用点検口、煙感知器点検口のスイッチ本体の作動状況は本項の判定に含まれる^(※)。

③ 煙感知器点検口

a) スwitchが設けられている場合に限り検査対象となり、スイッチが作動しない場合は「要是正」となる。
(煙感知器点検口スイッチは法令で定められていないため。従来はスイッチ不付きの場合に「既存不適格」としていたが「既存不適格」項目から対象外に改訂された。)

b) スwitchが設置されていない場合の施錠装置としての判定は「4（12）昇降路における壁又は囲い」での確認項目となる。

(※) 昇降路救出口、エレベーター点検口、煙感知器点検口の施錠装置としての検査は「4（12）昇降路における壁又は囲い」項目で判定する。[17 年業務基準書 P287 表による]

4（17）6（7）非常止め装置

17 年業務基準書 P299～P300・P312～P314 参照

- ① 該当する非常止め装置の形式を○で囲む
- ② 定格速度に応じて使用される非常止め装置

定格速度 (m/min)	形 式
4 5m/min以下	早ぎき式 (次第ぎき式のものもある。)
	調速機がない場合はスラックロープ式
4 5m/min超	次第ぎき式 (おもり側に限り60m以下はスラック式でも可)

- ③ 「作動の状況」には、該当する確認方法を選択し、「イ」から「ニ」のうち、該当するものを○で囲む。
巻胴式エレベーターの場合は「釣合いおもり」を削除し読み替え選択する。

機械室あり	機械室なし	機械室番号	検査項目	検査結果				担当者 検査者 番号
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	
		6	ピット					
×	○	(1)	保守用停止スイッチ (駆動装置等を昇降路底部に設けたものが対象)					
×	○	(2)	底部安全距離確保スイッチ (駆動装置等を昇降路底部に設けたものが対象)					
◎	◎	(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ					
◎	◎	(4)	緩衝器又は緩衝材(*)					
			型式 ばね式 ・ 油入式 ・ 緩衝材					
			劣化の状況					
			作動の状況 (油入式のものに限る。)					
			油量の状況 (油入式のものに限る。)					
◎	◎	(5)	張り車 (ピット置き調速機の場合の頂部返し車も含む)					
◎	◎	(6)	ピット床					
◎	◎	(7)	かご非常止め装置(*)					
			型式 早ぎき式・次第ぎき式・スラックロープ式					
			作動の状況					
			イ. 釣合いおもりよりかごが重い状態において非常止め作動時にブレーキを開放して確認					
			ロ. 非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認					
			ハ. 非常止め作動時に釣合いおもりを持ち上げ、主索の緩みを確認					
			ニ. スラック式にあっては、主索を緩めた後にかごが動かず、主索が緩んだままであることを確認					
△	○	(8)	かご下綱車					
△	△	(9)	釣合ロープ又は釣合鎖の取付部					
◎	◎	(10)	釣合おもり底部すき間(*)					
			緩衝器形式: ばね式・油入式・緩衝材					
			制御方式: 交流1(2)段制御・その他					
			前回の定期検査時 (mm)					
◎	◎	(11)	移動ケーブル及び取付部					
◎	◎	(12)	ピット内の耐震対策					
×	○	(13)	駆動装置の主索保護カバー (駆動装置等を昇降路底部に設けたものが対象)					
◎	◎	(14)	かごの枠					
		7	非常用エレベーター(*)					
△	×	(1)	かご呼び戻し装置					
△	×	(2)	一次消防運転					
△	×	(3)	二次消防運転					
			二次消防運転時の速度					
△	×	(4)	予備電源切替え回路 (昇降機側に電源切り替え回路がない場合は抹消)					
△	×	(5)	その他					
		8	上記以外の検査項目(*)					

7 非常用エレベーター	17年業務基準書 P318～P323 参照
7 (3) 二次消防運転	二次消防運転時の速度の測定結果を右欄に記入する。
7 (4) 予備電源切替え回路	切替え回路が無い場合が多い。
7 (5) その他	中央管理室とかご連絡装置の作動の状況等を確認すること。
8 上記以外の検査項目	
① 第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき、又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し検査結果等を記入する。なお、これらの項目がない場合は、8は削除してもよい。 ② 対象部分の名前、検査方法、検査結果等を記入する。 ③ 特殊な構造を有するエレベーターの追加検査項目、及び記入例は P61～P64 を参照。 ④ 巻上機ブレーキのプランジャーストロークに対する製造者指定の検査項目は1(14)の解説を参照。 ⑤ 釣合おもり側調速機ロープ検査項目については4(6)の解説を参照。	

6（4）緩衝器又は緩衝材

17 年業務基準書 P309～P310 参照

- ① 「緩衝器又は緩衝材」の「形式」には、該当するものを○で囲む。
 ② 「劣化の状況」「作動の状況」及び「油量の状況」には、告示別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲み判定する。

別表第 1

		(い) 検査項目	(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
6	4	緩衝器及び緩衝材	設置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	制動装置告示第 2 号第六号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと
			劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
			作動の状況（油入式のものに限る。）	圧縮した後、復帰することを確認する。	復帰しないこと。
			油量の状況（油入式のものに限る。）	目視によりオイルゲージ等を確認する。	イ．油量が定量でないこと。 ロ．ドレン部から油漏れがあること。

- ③ 「平 12 建告第 1423 号第 1 項第二号」に定められたエレベーター（5m 以下の極低昇降行程，15m/min 以下の低速度，1.5㎡以下の小床面積）は、平 12 建告第 1423 号第 3に制動装置の構造方法が定められ緩衝器の設置が不要とされているので、当該機種は検査対象外となる。

6（10）釣合いおもり底部すき間

17 年業務基準書 P315～P316 参照

- ① 「かご、釣合おもりと緩衝器の距離」の規定値を満たしていない場合 ⇒ 「**要是正**」
 ② 該当する緩衝器形式及び制御方式を○で囲んだ上で、前回の定期検査時の値を（mm）に記入する。
 なお、初回の定期検査の場合^(※)又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、（mm）内に「－」を記入する。（※）工事完了検査より 2 年以内で、完了検査時の値が分かっていたら前回値として記入する（下表 e）。
 ③ 検査日での前回値の記載と判定

No	検査	前回値	備考
a)	前年度実施	前年度 実測値	
b)	前年度未実施	（－）	前年度未実施は前回値不明と同じとなる。
c)	前回値が不明の場合	（－）	前回値不明な場合は「 要重点点検 」指摘とする
d)	リニューアル（油圧⇒ロープ，機械室有⇒無）	リニューアル完了検査時 実測値	
e)	初回定期検査 （完了検査から 2 年以内の場合）	完了検査時 実測値	
f)	初回定期検査（完了検査から 2 年を超える場合）	（－）	完了検査から 2 年超の時は前回値を不明扱いとする。 前回値不明な場合は「 要重点点検 」指摘とする。

- ④ 次回点検までに規定値を確保できない場合⇒「**要重点点検**」指摘とする。

＜例＞油圧緩衝器の場合 [前回値 50mm] ⇒ [今年度実測値 20mm]

* 今年度変化は △30mm であるが、来年度 同じ変化量が発生すると緩衝器にぶつかる可能性がある。このため、このような場合は「**要重点点検**」指摘とする。

- ⑤ かご、釣合おもりと緩衝器の距離 JIS A4302：2006

定格速度 (m/min)		最小距離 mm	
		かご、釣合おもり側	
		交流 1 段制御 交流 2 段制御	その他
ばね緩衝器 緩衝材	7.5以下	75	38
	7.5を超え15以下	150	75
	15を超え30以下	225	115
	30を超えるもの	300	150
油入緩衝器		すき間があること	

■ 緩衝器形式

定格速度	形式
60m 以下	ばね式 (油入式もある)
60m 超	油入式

特記事項(*)

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容	改善(予定)年月

「特記事項」の記入要領 (第5章「特記事項の記入例」P85～ を参照)

① 「特記事項」欄は、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(年月)」欄に当該年月を()書きで記入する。

② 次の項目は、「特記事項」欄に記載が必要である。

- a) 「要是正」「要重点点検」の具体的指摘, 改善内容 [必須]
- b) 設置時期で判断する耐震関係既存不適格は、「耐震関係は設置時期で既存不適格」と記入する。 [必須]
- c) 「既存不適格」の具体的指摘, 改善内容 等 [必須ではないが記載するのが望ましい、記載する場合は全既存不適格を記入する]
- d) 地震時等管制運転装置が昇降行程 7m 以下で対象外の時 [必須]
- e) 6(10)すき間 前回値よりプラス 100mm 以上となった場合の理由 [必須]
- f) ピット冠水、昇降路入室できない場合の測定不可項目 [必須]
- g) 巻上機ブレーキの「プランジャーストローク」検査項目において製造者が指定する項目 [必須]

【記載上の注意】

イ) 「要是正」「要重点点検」指摘の際は、次の内容を明記する。（「特記事項」記入例参照）

- ・ 該当する検査項目の番号
- ・ 「検査項目」欄には、検査項目と指摘レベル（「要是正」もしくは「要重点点検」）
- ・ 「指摘の具体的内容等」欄には、指摘した判定期理由が明確に分るように記入する。

＜例＞ 6(6) ピット漏水による機器の発錆あり (要是正) [「ピット漏水」だけでは説明不足]
1(2) 機械室に荷物有り定期点検作業に支障あり (要是正) [「機械室に荷物有り」だけでは説明不足]

ロ) 「既存不適格」を記入する際は、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入する。
「指摘の具体的内容等」欄には「既存不適格」とした具体的内容を記入する。

ハ) 説明文章

昇降機装置名、部品名等の社内用語はさけ、共通な用語を用いる。

- ・ 具体的に記入する。
- ・ 平易な表現とする。

ニ) 「その他」要望事項

法令で設置が義務づけられていない装置に不具合が発生した場合、「その他」事項として「特記事項」に記載し、管理者（所有者）へ改善要望を行う。

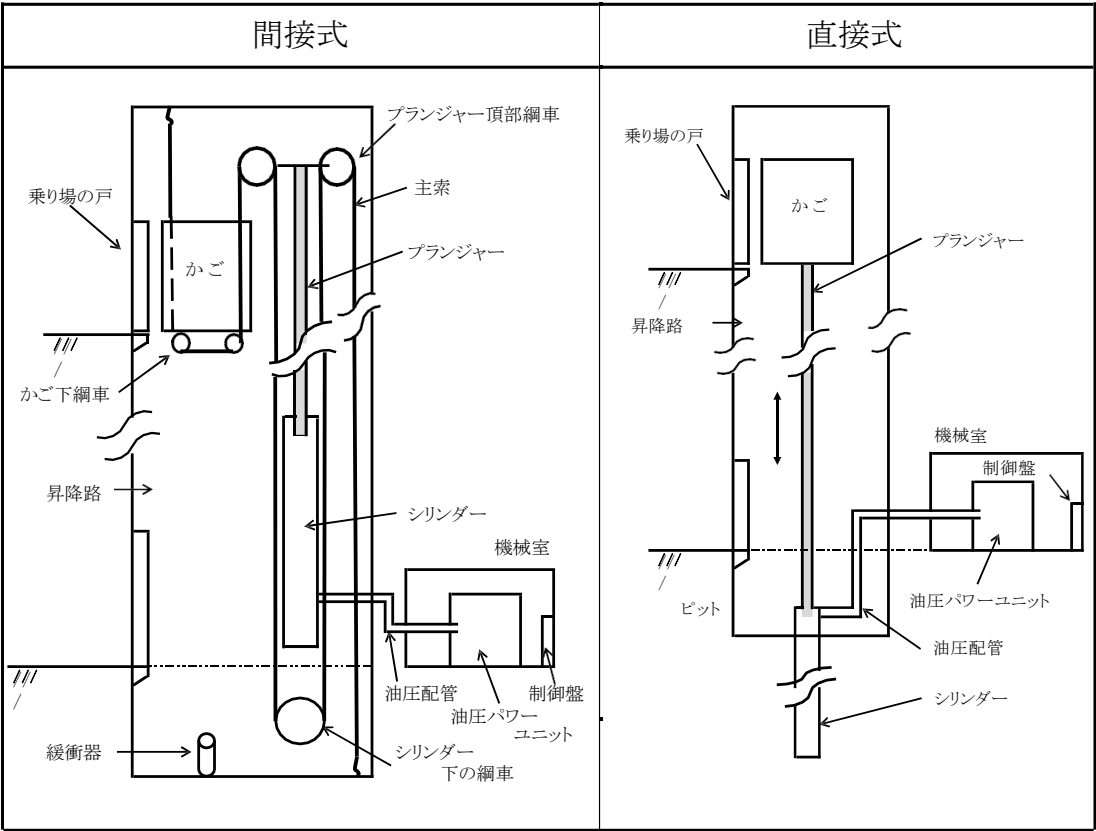
「その他」での要望事項は別添 2 様式を必ず添付のこと。

＜例＞ 停電時自動着床装置のバッテリー劣化など

第 1 章 昇降機定期検査報告書の作成要領

3.油圧式エレベーター
検査結果表

基本構造図



・油圧式エレベーター検査結果表

【記載凡例】

① 検査項目欄中、青字は「平成20国令第283号改正」による追加・変更を示す

② 検査項目欄中、赤太字は「記入例」を示す。

③ 項目「(*)」は、別途解説有り

④ 「既存不適格(*)」(例 H26.04.01*)は「設置時期」で指摘する耐震既存不適格を示す。

別記第二号（A4）（第1第1項第2号に規定する昇降機）

◎ 必ず該当あり
○ 該当する場合が多い
△ 該当しない場合が多い
× 該当しない

当該検査に関与した検査者(*)	代表となる検査者(*)	氏 名	検査者番号
	その他の検査者(*)		

検査者欄

- ① 「当該検査に関与した検査者」欄は、定期検査報告書第二面3欄に記入した検査者について記入する。
- ② 「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入する。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除してもよい。
- ③ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しない。

◎○△×は機種により必ずしも該当しない場合があるのであくまでも目安とすること。

直接式	間接式	番 号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
				指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
		1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあては、共通					
○	○	(1)	機械室への通路及び出入口の戸(*)			S46.01.01		
○	○	(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等(*)			S46.01.01		
◎	◎	(3)	救出装置			H24.08.01		
◎	◎	(4)	開閉器及び遮断器					
◎	◎	(5)	電動機主回路接触器の主接点(*) 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 () 接触器、 継電器及 び運転制 御用基板 適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日 記入方法は次ページを参照					
	◎	(6)	ヒューズ					
◎	◎	(7)	絶縁 電動機の回路(300V以下・300V超) MΩ (*) 制御器等の回路の300Vを超える回路 MΩ 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 MΩ 制御器等の回路の150V以下の回路 MΩ					
◎	◎	(8)	接地					
◎	◎	(9)	空転防止装置 (3分以内で作動すること。)					
△	△	(10)	階床選択機					
◎	◎	(11)	電動機及びポンプ					
◎	◎	(12)	圧力計					
◎	◎	(13)	安全弁 常用圧力銘板値 (Mpa) 常用圧力の 作動圧力測定値 (Mpa) %					
◎	◎	(14)	逆止弁					
◎	◎	(15)	流量制御弁					
◎	◎	(16)	油タンク及び圧力配管					
◎	◎	(17)	作動油温度抑制装置					
◎	◎	(18)	ストップバルブ			H26.04.01*		
○	○	(19)	高圧ゴムホース					
○	○	(20)	駆動装置等の耐震対索			S56.06.01 H21.09.28 H26.04.01*		

共通

- ① この書類は、昇降機ごとに作成する。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添える。
- ③ 「昇降機番号」欄には、定期検査報告書第二面 5 欄の番号を記入する。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消する。
- ⑤ 検査結果欄の「要是正」「要重点点検」「指摘無し」は「平成 20 年国土交通省告示第 283 号 別表第 1 油圧エレベーター『（に）判定基準』」（17年度版 P84～P98 参照）に従い判定をする。

1（1）機械室への通路及び出入り口の戸

17 年業務基準書 P341 参照

- ① 機械室の出入口戸、手すり、通路、階段の状況を確認する。次の場合は「要是正」となる。
 - a) 出入口戸：解錠若しくは施錠ができない場合
 - b) 出入口：幅 0.7m 未満、高さ 1.8m 未満
 - c) 機械室に通ずる階段：けあげ 23cm 以上、踏面 15cm 未満、当該階段の両側に側壁又はこれに代わるものがない場合において手すりがないとき
 - d) 機械室までの通路：高さ 1.8m 未満 又は幅 0.7m 未満

1（2）機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等

17 年業務基準書 P342～P343 参照

- ① 換気設備とは、空調設備、換気扇、ガラリをいう。次の場合は「要是正」となる。
 - a) 昇降機以外の設備等が定期検査等に支障がある場合
 - b) 漏水が機器に達している、又は窓が破損している場合
 - c) 機器の作動に影響を与えるおそれのある汚損がある場合
 - d) 照明装置が正常に作動しない場合
 - e) 換気上有効な開口部又は換気設備がない・不動作の場合
 - f) 換気扇の起動設定温度が適切に設定されていない場合

1（5）制御器（接触器、継電器及び運転制御用基板）

17 年業務基準書 P344～P345 参照

- ① 接触器の判定は、別表第2で指示されているとおり目視と交換基準の2つで判定する必要がある。

告示 別表第2 [17 年業務基準書 P84]

（ろ）検査事項	（は）検査方法	（に）判定基準
電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。

※ 検査項目の解説等、詳細は（第2章「制御器の判定方法と記入例」P67～を参照）

1（7）制御器（絶縁）

17 年業務基準書 P345 参照

該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入する。

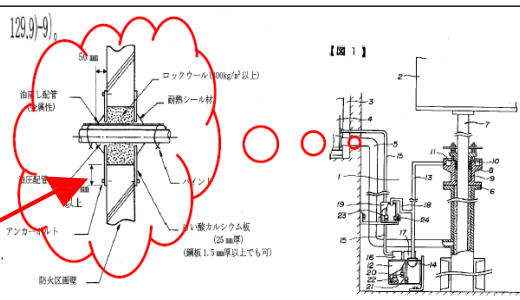
回路の絶縁抵抗値（JIS A 4302-2006）

回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗値
電動機の回路	300Vを超えるもの	0.4MΩ以上
	300V以下のもの	0.2MΩ以上
制御回路 信号回路 照明回路	150Vを超え300V以下のもの	0.2MΩ以上
	150V以下のもの	0.1MΩ以上

1（13）油圧パワーユニット（安全弁）

17 年業務基準書 P348～349 参照

- ① 常用圧力の銘板値及び安全弁の作動圧力の測定値を記入する。右欄に作動圧力（測定値）の常用圧力（銘板値）に対する比率を記入する。
- ② 常用圧力銘板値
油圧ユニットに貼られている銘板値を記入する。
 Kg / cm^2 の場合は Mpa に換算する。 $(1 \text{ Kg} / \text{cm}^2 = 0.0980665 \text{ Mpa})$
 < 例 > $22.5 \text{ Kg} / \text{cm}^2 \times 0.0980665 = 2.206 \div 2.21 \text{ Mpa}$
- ③ 作動圧力（測定値） $\div$ 常用圧力 = 常用圧力の比率 **150%以下であること。**

2（1）圧力配管		17 年業務基準書P354～P355 参照									
継手部及び配管で確認できない場所があれば「特記事項」に、その内容を記入することが望ましい。											
2（2）調速機（間接式エレベーターに限る）		17 年業務基準書P355～P357 参照									
① 右欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値を記入し、左欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値の定格速度に対する比率を記入する。											
② 調速機の作動速度	<table><tr><td>定格速度</td><td>過速スイッチの作動速度</td><td>キャッチの作動速度</td></tr><tr><td>45m/min以下</td><td>63m/min以下</td><td>過速スイッチと同時 又は68m/min以下</td></tr><tr><td>45m/min超</td><td>定格速度の130%以下</td><td>定格速度の140%以下</td></tr></table>	定格速度	過速スイッチの作動速度	キャッチの作動速度	45m/min以下	63m/min以下	過速スイッチと同時 又は68m/min以下	45m/min超	定格速度の130%以下	定格速度の140%以下	
定格速度	過速スイッチの作動速度	キャッチの作動速度									
45m/min以下	63m/min以下	過速スイッチと同時 又は68m/min以下									
45m/min超	定格速度の130%以下	定格速度の140%以下									
2（3）主索又は鎖（間接式エレベーターに限る）		17 年業務基準書P357～P361 参照									
※ 検査項目の解説等、詳細は （第3章「主索又は鎖・調速機ロープの判定方法」 P71～ 第4章「主索の判定方法と記入例」 P77～ を参照 ）											
2（11）防火区画貫通部		17 年業務基準書P365～P366 参照									
油圧配管、配電管等が防火区画部を貫通している場合、貫通部を覆っている壁等に取付けられた鋼板又はけい酸カルシウム板等の状況を確認可能な範囲で目視にて確認する。											
2（12）速度		17 年業務基準書P366 参照									
上昇及び下降の定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入する。											
2（13）戸開走行保護装置		17 年業務基準書P366～P367 参照									
① （第二面）の備考に大臣認定番号・名称を記入する。 ② 認定をうけた「検査の事項・方法」及び「判定基準」を記載した「戸開走行保護装置検査結果表」（製造者公開）にて基準を満たしていれば「指摘なし」と判定する。 ③ 「戸開走行保護装置結果表」は、定期検査報告書に添付する。											
2（14）地震時管制運転装置		17 年業務基準書P367～P369 参照									
① 設置が不要となるエレベーター a) 乗用、寝台用、ヘリポート用において、昇降行程が7 m以下のエレベーター b) 荷物用エレベーター及び自動車用エレベーター （かご内操作盤が無く人が乗らない機種。但し、かご内操作盤有る機種は設置が必要） c) 段差解消機、いす式階段昇降機 ② 地震時等管制運転装置 a) 必要とする仕様項目（この仕様がなければ「既存不適格」となる） P波地震感知器及びS波地震感知器と連動した地震管制運転、かご内へ運転情報の表示、予備電源の設置 b) 具体的仕様 i) 鉛直方向に（0.1m/s ² ）又は水平方向に生じる（3.0m/s ² ）以下の過速度を検知できない。 ii) かごを自動的に乗場戸のある位置に停止させ、かつ かごの戸を開き、又かご内から開くことができる。⇒これらの機能がない。 iii) 自家発電設備又は停電時着床装置を有していない。 iv) かご内へ運転情報の表示装置がない。											
3（4）戸開き状態において作動する予圧装置		17 年業務基準書P375 参照									
戸閉途中に主電動機（ポンプ）の運転を開始（作動圧力を予め上げる）することにより、戸閉完了後に速やかにかごの走行を開始する装置。											
3（5）床合わせ補正装置 及び 着床装置		17 年業務基準書P375～P376 参照									
① 床合わせ装置は、かご停止時における自然降下を補正する装置（戸閉で作動する。S46 年油圧式エレベーターの構造基準制定時より組み込まれた。） ② 再床合わせ装置は、戸開き状態で作動する床合わせ補正装置であり、3（6）ドアゾーン行き過ぎ制御装置の安全装置が必要となる。 ③ 着床装置は、かごの着床時に着床範囲に停止出来るよう作動する装置。全機種に適用される。											
3（6）ドアゾーン行き過ぎ制御装置		17 年業務基準書P376 参照									
かごが戸開き状態で再床合せ装置が作動せずに再床合せゾーン越えて走行しようとした場合、かごを自動的に停止させる装置。（S60 年制定により、それ以前の製品には適用されていない）											
3（9）外部への連絡装置		17 年業務基準書P378 参照									
① 確認申請書に記載のない保守契約上で取り付けられた通信装置、監視装置は検査の対象ではない。 ② 建物側の改修等により、以下のような状況で機能を果たせない場合は「要是正」となる。 a) 確認申請書に記載された機器が取り外されている場合。 b) 検査時に容易に立ち入ることのできない場所（施錠された管理室等）で確認が出来ない場合。 c) シャッター等で覆われた場所に設置されており立ち入ることが出来ない場合。											

直接式	間接式	番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	
4 かご上								
○	○	(1)	かご上の停止スイッチ (自動車用エレベーターにはない場合がある)					
○	○	(2)	頂部安全距離確保スイッチ (自動車用エレベーターにはない場合がある)					
×	◎	(3)	上部リミット(強制停止)スイッチ					
×	◎	(4)	プランジャーリミットスイッチ					
×	◎	(5)	プランジャーストップで停止したときのかごの頂部すき間(*)					
×	△	(6)	頂 部 綱 車					
×	◎	(7)	プランジャー頂部綱車及び鎖車					
×	◎	(8)	プランジャーのガイドシュー等					
×	○	(9)	調速機 ロープ(*) 径の状況 直 径 (mm) 未摩耗直径 (mm) % 素線切れ 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70% 以下 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし) 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) % 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()					
○	○	(10)	かごの非常救出口					S46.01.01 H21.09.28
◎	◎	(11)	かごのガイドシュー等					H26.04.01*
◎	◎	(12)	ガイドレール及びレールブラケット					H21.09.28 H24.08.01
◎	◎	(13)	施錠装置(*)					
◎	◎	(14)	昇降路における壁又は囲い					H24.06.07
◎	◎	(15)	乗り場の戸及び敷居					H21.09.28
○	○	(16)	昇降路内の耐震対策					
◎	◎	(17)	移動ケーブル及び取付部					S56.06.01 H21.09.28*
○	○	(18)	かごの戸の開閉機構					
◎	◎	(19)	かごの枠					
5 乗り場								
◎	◎	(1)	押しボタン等及び表示器					
◎	◎	(2)	非常解錠装置					
△	△	(3)	乗り場の戸の遮煙構造					H14.06.01
△	△	(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造 (オープンタイプのエレベーターが対象)					
△	△	(5)	屋上の昇降路の開口部の戸(*)					
△	△	(6)	屋上の柵及び警報装置(*)					
△	△	(7)	制 御 盤 扉 (三方枠に制御盤がある場合)					
6 ビット								
△	△	(1)	保守用停止スイッチ (駆動装置を昇降路の底部に設ける物が対象)					
△	△	(2)	底部安全距離確保スイッチ (駆動装置を昇降路の底部に設ける物が対象)					
×	◎	(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ (間接式エレベーターに限る)					
◎	◎	(4)	緩衝器及び 緩衝材(*) 型式 ばね式 ・ 油入式 ・ 緩衝材 劣化の状況 適 ・ 否 作動油の状況 (油入式のものに限る。) 適 ・ 否 油量の状況 (油入式のものに限る。) 適 ・ 否					
×	○	(5)	張り 車					
◎	◎	(6)	ビット床					
×	○	(7)	かご非常止め装置(*)					
×	○	(8)	かご下綱車 (間接式エレベーターに限る)					
×	○	(9)	シリンダー下の綱車 (間接式エレベーターに限る)					
◎	◎	(10)	移動ケーブル及び取付部					S56.06.01 H21.09.28*
○	○	(11)	ビット内の耐震対策					
◎	◎	(12)	かごの枠					

4 (5) プランジャーストップパーで停止したときのかごの頂部すき間 (間接式エレベーターに限る) 17 年業務基準書P383～P384 参照

プランジャーストップパーによりかごを停止させたときのかごの頂部すき間の測定値、又はかご床面と最上階床面との距離を測定し計算により算出したかごの頂部すき間の値を記入する。

(昇降機の検査標準JIS A4302:2006による)

間接式の場合の頂部すき間の基準値(例)

上昇定格速度 (m/min)	頂部すき間 (cm)
30	約 3.8 以上
45	約 5.4 以上
60	約 7.6 以上

4 (9) 調速機ロープ 17 年業務基準書P386 参照

① 「調速機ロープ」には、素線切れ数を記入することを除き、「ロープ式エレベーター」解説 2 (3) に準じて記入する。

② 他装置との関係 2 (2) 調速機
4 (9) 調速機ロープ
6 (5) 張り車

} 調速機のある機種では、調速機ロープ及び張り車(※)は必ず存在する。
(※) 調速機がピット設置の場合ピット張り車は不付。

4 (13) 施錠装置 (ヘリポート用エレベーター屋上の昇降路部の戸を除く) 17 年業務基準書P388～P390 参照

① 「施錠装置」とは、乗場戸等に設けられたインタロックスイッチをいう。

② 乗場戸、非常着床用出入口の施錠装置が対象となる。また、昇降路救出口、エレベーター用点検口、煙感知器点検口のスイッチの作動状況も本項で判定する。(※)

③ 煙感知器点検口

- a) スwitchが設けられている場合に限り検査対象となり、Switchが作動しない場合は「要是正」となる。
- b) 設置されていない場合は「指摘なし」となる(煙感知器点検口Switchは法令で定められていないため。従来はSwitch不付きの場合に「既存不適格」としていたが、「既存不適格」項目対象外に改訂された。)

(※) 昇降路救出口、エレベーター点検口、煙感知器点検口の施錠装置は、「4 (12) 昇降路における壁又は囲い」項目で判定する。
[17 年業務基準書 P290 表による]

5 (5) 屋上の昇降路の開口部の戸 5 (6) 屋上の柵及び警報装置 (ヘリポート用エレベーターに限る) 17 年業務基準書P400～P401 参照

① ヘリコプターの発着用に供される屋上に突出して停止するエレベーターで、屋上部分の昇降路の囲いの全部又は一部を有しないもの。

② ヘリポート用エレベーター屋上部の床戸が難燃材料であることの確認。

③ 屋上部分の昇降路構造の確認。

- a) 屋上部分の昇降路を柵で囲む。
- b) かごが屋上に突出して昇降する場合、警報を発する装置があること。

6 (4) 緩衝器及び緩衝材 17 年業務基準書P403～P405 参照

① 「緩衝器又は緩衝材」の「形式」には、該当するものを○で囲む。

② 「劣化の状況」「作動の状況」及び「油量の状況」には、告示別表第 1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲む。

別表第 2

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
6	4	緩衝器及び緩衝材	設置及び取付けの状況	制動装置告示第 2 号第六号の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
		作動の状況 (油入式のものに限る。)	圧縮した後、復帰することを確認する。	復帰しないこと。
		油量の状況 (油入式のものに限る。)	目視によりオイルゲージ等を確認する。	イ. 油量が定量でないこと。 ロ. ドレン部から油漏れがあること。

6 (7) かご非常止め装置 (間接式エレベーターに限る) 17 年業務基準書P406 参照

① 該当する非常止め装置の形式を○で囲む。

② 定格速度に応じて使用される非常止め装置。

定格速度 (m/min)	形 式
4 5 m/min以下	早ぎき式 (次第ぎき式のものもある) 調速機がない場合はスラックロープ式
4 5 m/min超	次第ぎき式 (おもり側に限り60m以下はスラック式でも可)

直接式	間接式	番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号
				指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
		7	上記以外の検査項目(*)					

特記事項(*)

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容	改善(予定)年月
2-(1)	継手、配管の一部が天井敷設で確認出来ず。		配管、継手部の確認できなかった箇所等を記入すること。 17年業務基準書 P 354. 355参照		
	継手、配管の一部が埋設のため確認出来ず。				

7 上記以外の検査項目

第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し検査結果等を記入する。なお、これらの項目がない場合は、7を削除してもよい。

「特記事項」の記入要領

(第5章「特記事項の記入例」P85～ を参照)

- ① 「特記事項」欄は、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（年月）」欄に当該年月を（ ）書きで記入する。
- ② 次の項目は、「特記事項」欄に記載が必要である。
- a) 「要是正」「要重点点検」の具体的指摘、改善内容。 [必須]
 - b) 設置時期で判断する耐震関係既存不適格は、「耐震関係は設置時期で既存不適格」と記入する。 [必須]
 - c) 「既存不適格」の具体的指摘、改善内容 等。 [必須ではないが記載するのが望ましい、記載する場合は全既存不適格を記入する。]
 - d) 地震時等管制運転装置が昇降行程 7m 以下で対象外の時 [必須]
 - e) 6(10)すき間 前回値よりプラス 100mm 以上となった場合の理由。 [必須]
 - f) ピット冠水、昇降路入室できない場合の測定不可項目。 [必須]
 - g) 巻上機ブレーキの「プランジャーストローク」検査項目において製造者が指定する項目。 [必須]

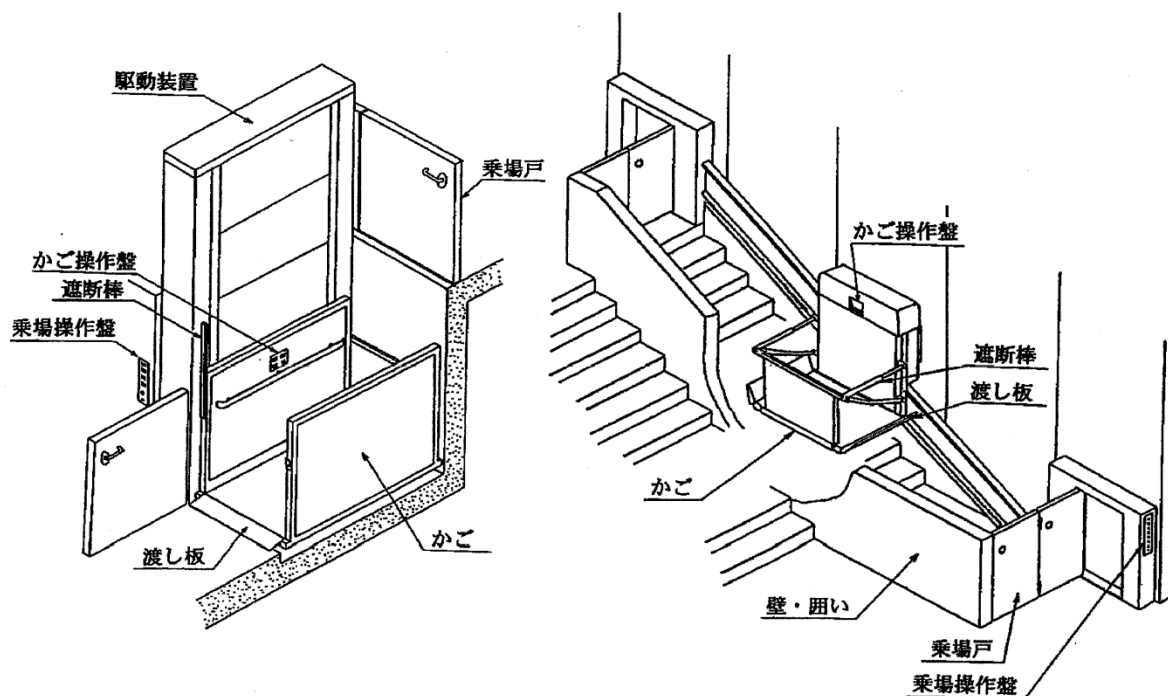
【記載上の注意】

- イ) 「要是正」「要重点点検」指摘の際は、次の内容を明記する。（「特記事項」記入例参照）
 - ・ 該当する検査項目の番号。
 - ・ 「検査項目」欄には、検査項目と指摘レベル。（「要是正」もしくは「要重点点検」）
 - ・ 「指摘の具体的内容等」欄には、指摘した判定理由が明確に分るように記入する。
- ＜例＞ 6(6) ピット漏水による機器の発錆あり （要是正）： [「ピット漏水」だけでは説明不足]
1(2) 機械室に荷物有り定期点検作業に支障あり （要是正）：
[「機械室に荷物有り」だけでは説明不足]
- ロ) 「既存不適格」を記入する際は、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入する。
「指摘の具体的内容等」欄には「既存不適格」とした具体的内容を記入する。
 - ハ) 説明文章
昇降機装置名、部品名等の社内用語はさけ、共通な用語を用いる。
 - ・ 具体的に記入する。
 - ・ 平易な表現とする。
 - ニ) 「その他」要望事項
法令で設置が義務づけられていない装置に不具合が発生した場合、「その他」事項として「特記事項」に記載し、管理者（所有者）へ改善要望を行う。
「その他」での要望事項は別添2様式を必ず添付のこと。
＜例＞ 停電時自動着床装置のバッテリー劣化など

第1章 昇降機定期検査報告書の作成要領

4. 段差解消機検査結果表

基本構造図



「段差解消機」とは

車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が 15m以下で、かつ その床面積が 2.25 m²以下のものであって、昇降行程 4m以下のもの（鉛直型段差解消機）又は階段及び斜行路に沿って昇降するもの（斜行型段差解消機）である。

・ 段差解消機検査結果表

第三号 (A4)

(第1第1項第3号に規定する昇降機)

【記載判例】

- ① 検査項目欄中、青字は「平成20国告第283号改正」による追加・変更を示す。
- ② 検査項目欄中、赤太字は「記入例」を示す。
- ③ 項目「(*)」は、別途解説有り
- ④ 「既存不適格(*)」(例 H26.04.01*) は「設置時期」で指摘する耐震既存不適格を示す。

		昇降機番号	検査者番号
当該検査に関与した検査者(*)	代表となる検査者(*)	氏 名	
	その他の検査者(*)		

番号	検査項目		検査結果				担当検査者番号
			指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
1	駆動装置(油圧式以外) (*) ↓ 駆動装置が油圧式の場合は抹消のこと。						
(1)	電動機						
(2)	減速機						
(3)	ブレーキ(*)	制動力 イ. かごに積載荷重の1.25倍の荷重を加え定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 積載荷重の1.25倍の荷重 (kg) 定格速度 (m/min) ロ. かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 制動距離の基準値 (mm)					
(4)	ロープ式・巻胴式 駆動方式	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (番号を記入) 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)					
		素線切れ 最も摩損した主索の番号 (番号を記入) 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下					
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)					
		谷部が赤錆色に見える主索の番号 (番号を記入) 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)					
		該当する錆び及び錆びた摩耗粉判定基準 ()					
		主索本数 (本数を記入 本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索番号 ()					
		ラックピニオン式					
		チェーンスプロケット式 鎖の摩耗 測定長さ (B) (mm) 基準長さ (A) (mm)					
		チェーンラックピニオン式 鎖の摩耗 測定長さ (B) (mm) 基準長さ (A) (mm)					
2	駆動装置(油圧式) (*) ↓ 油圧式以外の場合は抹消すること。						
(1)	空転防止装置						
(2)	油圧パワーユニットの取付けの状況						
(3)	電動機及びポンプ						
(4)	圧力計						
(5)	安全弁(*)	銘板値 (安全弁の作動圧力 MPa) (常用圧力 MPa) 測定値 (安全弁の作動圧力 MPa)					
(6)	逆止弁						
(7)	流量制御弁						
(8)	油タンク及び圧力配管						
(9)	作動油温度制御装置						

共通	
① この書類は、昇降機ごとに作成する。 ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添える。 ③ 「昇降機番号」欄には、定期検査報告書第二面 5 欄の番号を記入する。 ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の段差解消機に適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消する。 ⑤ 検査結果欄の「要是正」「要重点点検」「指摘無し」は「平成 20 年国土交通省告示第 283 号 別表第 3 段差解消機『(に)判定基準』」（17年度版 P99～P109 参照）に従い判定をする。	
検査者欄	
① 「当該検査に関与した検査者」欄は、定期検査報告書第二面 3 欄に記入した検査者について記入する。 ② 「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入する。当該昇降機の検査を行った検査者が 1 人の場合は、その他の検査者欄は削除してもよい。 ③ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が 1 人の場合は、記入しない。	
1 駆動装置（油圧以外）	
駆動装置が油圧式の場合は 抹消 する。	
1（3）ブレーキ	17 年業務基準書 P423～P424 参照
「制動力」には、かごに積載荷重の 1.25 倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ。」を○印で囲み、積載荷重の 1.25 倍の荷重の値及び定格速度を記入する。かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ。」を○印で囲み、無負荷時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入する。右欄には検査で測定した制動距離を記入する。	
1（4）駆動方式（ロープ式・巻胴式）主索	17 年業務基準書 P424～P432 参照
① 該当しない項目を抹消する。 ② 「主索」項目 「主索」項目は、「ロープ式エレベーター」解説 2（3）に準じて記入する。 ③ 「チェンスプロケット式・チェーンラックピニオン式」項目 a) 「チェンスプロケット式」及び「チェーンラックピニオン式」の「鎖の摩耗」の「測定長さ」には、その鎖の最も摩耗の進んだ部分の長さを、「基準長さ」は鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入する。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入する。 b) 最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが 1.5%以上であれば、「要是正」となる。 c) H26年4月1日以降の確認申請の物件については「指摘なし」となり、H26年3月31日以前の物件については、基本的には「既存不適格」となりますが、強度検証法に適合（JIS規格）の主索は既存不適格にはなりません。又大臣認定を取得している主索については、製造者への確認の上既存不適格か否かの判定を行ってください。	
2 駆動装置（油圧式）	
駆動装置が油圧式以外の場合は 抹消 する。	
2（5）安全弁	17 年業務基準書 P434～P435 参照
① 「銘板値」には、安全弁の作動圧力の銘板値を記入することとし、安全弁の作動圧力の銘板値がない場合は、常用圧力の銘板値を記入する。「測定値」には、安全弁の作動圧力の測定値を記入する。右欄には、左欄に常用圧力の銘板値を記入した場合のみ安全弁の作動圧力の測定値の常用圧力の銘板値に対する比率を記入する。 ② 常用圧力に対し、作動圧力が 150%を超えた場合には「要是正」とする。	

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号			
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格				
2	駆動装置(油圧式) (*) ↓ 油圧式以外の場合は抹消すること。								
(10)	ストップバルブ								
(11)	高圧ゴムホース				H26.04.01*				
(12)	圧力配管				H26.04.01*				
(13)	パンタグラフ式(下枠及びアーム)								
(14)	ブランジャー				H26.04.01*				
(15)	ブランジャーストッパー								
(16)	シリンダー				H26.04.01*				
(17)	主索又は鎖	主索 (*) 径の状況 最も摩耗した主索の番号 (番号を記入) 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) % 素線切れ 最も摩損した主索の番号 (番号を記入) 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号 (番号を記入) 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) 該当する錆び及び錆びた摩耗粉判定基準 () 主索本数 (本数を記入 本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索番号 () 1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大素線切れ数 本 伸び 摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (B) (mm) 基準長さ (A) (mm) % 鎖本数 (本数を記入 本) 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 () 公称径ではなく、摩耗していない部分（綱車にかからない部分）の直径を測定し記入 素線が切れていない場合、両方を抹消する。70%以下の判定はJISA4302の素線の摩耗長さ（0寸法）で判定 伸び率 (%) = $\frac{B-A}{A} \times 100$ 要是正 = 1.5 %以上							
(18)	主索又は鎖の伸び								
(19)	主索又は鎖の張り								
(20)	主索又は鎖の取付部				H26.04.01*				
(21)	主索又は鎖の緩み検出装置				S34.01.01 S57.12.01				
3	共通								
(1)	救出装置								
(2)	開閉器及び遮断器								
(3)	接触器、継電器及び運転制御用基板								
(4)	ヒューズ								
(5)	制御器	絶縁 電動機の回路 (300V以下・300V超) MΩ (*) 制御器等の回路の300Vを超える回路 MΩ 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 MΩ 路制御器等の回路の150V以下の回路 MΩ							
(6)	接地	実測値は定格速度の125%以下であること							
(7)	耐震対策(*)					S56.06.01 H21.09.28 H26.04.01*			
(8)	速度 定格速度 (m/min) (*)	上昇	m/min						
		下降	m/min						

2 (17) 主索（間接式エレベーターに限る）又は鎖

17 年業務基準書 P440～P441 参照

- ① 「径の状況」には、最も摩耗した主索の番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入する。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入する。
- ② 主索（もしくは鎖）を新規に交換した直後等で、すべての主索に摩耗や疲労がない場合の報告においては次のように「主索(鎖)の摩耗なし」と記載してもよい。

■検査結果表 記入

番号	検査項目		
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号直 径 (— mm) (主索の摩耗なし) 未摩耗直径 (— mm) — %

[注意] 別添 1 様式は下図例のとおり、主索の番号は「検査結果表に記載した主索(鎖)番号」、特記事項に「主索(鎖)の摩耗なし」と記入する。

別添 1 様式

主索又は鎖 最も摩耗もしくは摩損した主索もしくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号 (5)		点検結果 ☐ 要是正 ☐ 要重点点検 ☒ 指摘なし	
写真貼付		特記事項 主索 (鎖) の摩耗、摩損及び錆びた摩耗粉なし。	

※ 検査項目の解説等、詳細は

(第3章「主索又は鎖・調速機ロープの判定方法」 P71～
第4章「主索の判定方法と記入例」 P77～ を参照)

2 (5)

17 年業務基準書 P445～P446 参照

該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入する。

回路の絶縁抵抗値 (JIS A 4302-2006)

回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗値
電動機の回路	300Vを超えるもの	0.4MΩ以上
	300V以下のもの	0.2MΩ以上
制御回路 信号回路 照明回路	300Vを超えるもの	0.4MΩ以上
	150Vを超え300V以下のもの	0.2MΩ以上
	150V以下のもの	0.1MΩ以上

2 (6) A

17 年業務基準書 P446～P448 参照

耐震検査判定有り。基準書にて検査項目を確認する。

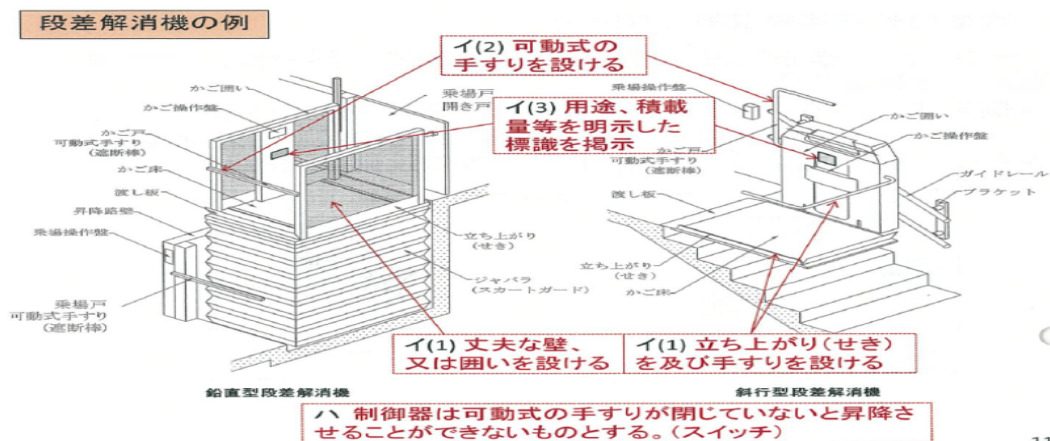
2 (7) ↓

17 年業務基準書 P448 参照

定格速度を記入（第二面と同一速度）するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入する。（実測値は125%以下であること。）

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	
4 かご室						
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床			H21.09.28		
(2)	かごの戸又は可動式の手すり			H21.09.28		
(3)	かごの戸又は可動式の手すりのスイッチ			H30.04.01		
(4)	かご操作盤及び表示器					
(5)	リモートコントロールスイッチ					
(6)	外部への連絡装置					
(7)	非常停止スイッチ					
(8)	用途、積載量及び最大定員の標識			H30.04.01		
(9)	車止め			H30.04.01		
(10)	かごの床先と出入口の床先との水平距離			H21.09.28		
(11)	かご非常止め装置(*) 形 式： <u>速度検出式・緩み検出式</u>					
					該当する方式を○で囲む	
(12)	かごのガイドシュー等			H26.04.01*		
(13)	かごの折りたたみ機構					
(14)	かごの着脱機構					
(15)	運転キー					
5 乗り場及び昇降路						
(1)	乗り場の操作盤					
(2)	乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチ			H30.04.01		
(3)	ドアロック					
(4)	非常停止スイッチ					
(5)	乗り場の戸又は可動式の手すり			H21.09.28		
(6)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ					
(7)	移動ケーブル及びトロリー					
(8)	昇降路側壁等の囲い			H21.09.28		
(9)	ガイドレール及びレールブラケット			H21.09.28*		
(10)	ガイドレール、駆動装置等のカバー					
(11)	障害物検出装置					
(12)	折りたたみレール					
6 上記以外の検査項目(*)						
特記事項(*)						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月	

- 第19号 段差解消機、 九 イ かご・・・「昇降行程が1m以下」が抹消されすべて対象に。
 九 ハ 制御器・・・「昇降行程が1mを超える」が抹消されすべて対象に。



11

② 段差解消機 【参考2】

告示改正

平成12年建設省告示第1413号【最終改正：平成29年6月2日】

〔特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める性〕

第1第九号 段差解消機

九 車いすに座ったまま使用するエレベーターで、かごの定格速度が15m以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものであって、昇降行程が4m以下のもの又は階段及び傾斜路に沿って昇降するもの 令第129条の7第五号の規定によるほか、次に定める構造とすること。

イ かごは、次に定める構造とする。ただし、昇降行程が1m以下のエレベーターで手すりを設けたものにあつては、この限りではない。

(1) 丈夫な壁又は囲いを設ける。又は立ち上げ(せき)及び手すりを設ける。(概要)

(2) 出入口には戸又は可動式の手すりを設けること。

(3) 用途、積載量及び最大定員等を明示した標識をかご内に掲示する。(概要)

ロ 昇降路は、次に定める構造とする。(1)～(4)略

ハ 制御器は、昇降行程が1.0mを超えるものにあつては、かご及び昇降路の全ての戸又は可動式の手すりが閉じていなければかごを昇降させることができないものとする。

ニ 次に掲げる安全装置を設けること。(1)～(3)略

※朱書き部分が改正され、平成30年4月1日より施行された。

(昇降行程にかかわらず、生命、身体に関わる事故につながるおそれがあるため改正) 10

該当するものを○で囲む。

- ① 国交省告示第283号第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し検査結果等を記入する。
- ② 検査項目にない駆動方法の場合には、必ず検査項目を追加し検査結果等を記入する。

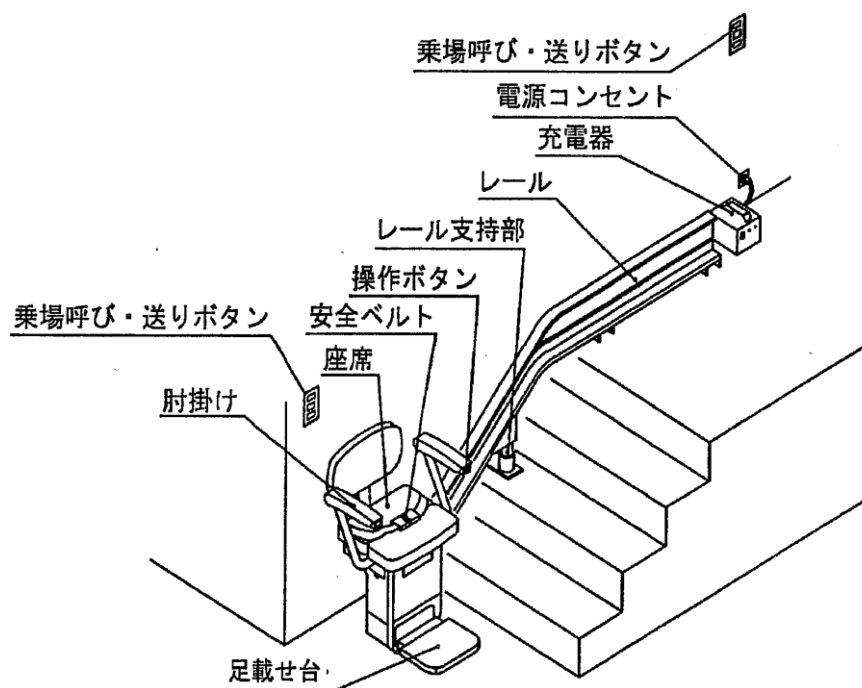
「特記事項」

(第5章「特記事項の記入例」P85～ を参照)

第1章 昇降機定期検査報告書の作成要領

5. いす式階段昇降機 検査結果表

基本構造図



「いす式階段昇降機」とは
階段及び昇降路に沿って一人の者がいすに座った状態で昇降するエレベーターで、定格速度が
9 m 以下のものである。

・いす式階段昇降機検査結果表

別記第四号（A4）

（第1第1項第4号に規定する昇降機）

【記載凡例】

① 項目「(*)」は、別途解説有り

② 「既存不適格(*)」(例 H21.09.28*)は「設置時期」で指摘する耐震既存不適格を示す。

		昇降機番号	
当該検査に 関与した検 査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者(*)		
	その他の検査者(*)		

		昇降機番号		検査結果				担当 検査者 番号
番号	検査項目	指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格			
1	駆動装置							
(1)	開閉器及び遮断器							
(2)	接触器、継電器及び運転制御用基板							
(3)	ヒューズ							
(4)	制御器	絶縁 電動機の回路(300V以下・300V超)				MΩ		
		(*) 制御器等の回路の300Vを超える回路				MΩ		
		制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路				MΩ		
		制御器等の回路の150V以下の回路				MΩ		
(5)	接地							
(6)	電動機							
(7)	減速機							
(8)	ブレーキ(*)	制動力	ブレーキパッドの状況に関する写真を別添1様式に従い添付すること。					
		イ. いすに積載荷重の1. 25倍の荷重 を加え、定格速度で下降中に動力を 遮断し、制動距離を確認						
		積載荷重の1. 25倍の荷重(kg) 定格速度 (m/min)					mm	
		ロ. かごが無負荷の状態において定格速度で 下降中に動力を遮断し、制動距離を確認						
		制動距離の基準値 (mm)						
(9)	駆動方式 (*)	摩擦式(駆動ローラー)					H26.04.01*	
		ラックピニオン式						
		チェーンspro ケット式	鎖の摩耗 測定長さ(B) (mm) 基準長さ(A) (mm)	伸び率	%	伸び率 (%) = $\frac{B-A}{A} \times 100$ 要是正= 1.5 %以上		
		チェーンラックピ ニオン式	鎖の摩耗 測定長さ(B) (mm) 基準長さ(A) (mm)	伸び率	%			
(10)	鎖の緩み検出装置					S34.01.01 S57.12.01		
(11)	駆動装置等のカバー							
(12)	かご非常止め装置(*) 形式: 速度検出式 緩み検出式							
(13)	かごのガイドシュー等					H26.04.01*		
(14)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ							
(15)	充電池							
(16)	駆動装置等の耐震対策(*)					S56.06.01 H21.09.28 H26.04.01*		
(17)	速度 定格速度(m/min)(*)	第二面と同一の速度を記入	上昇			m/min		
			下降			m/min		

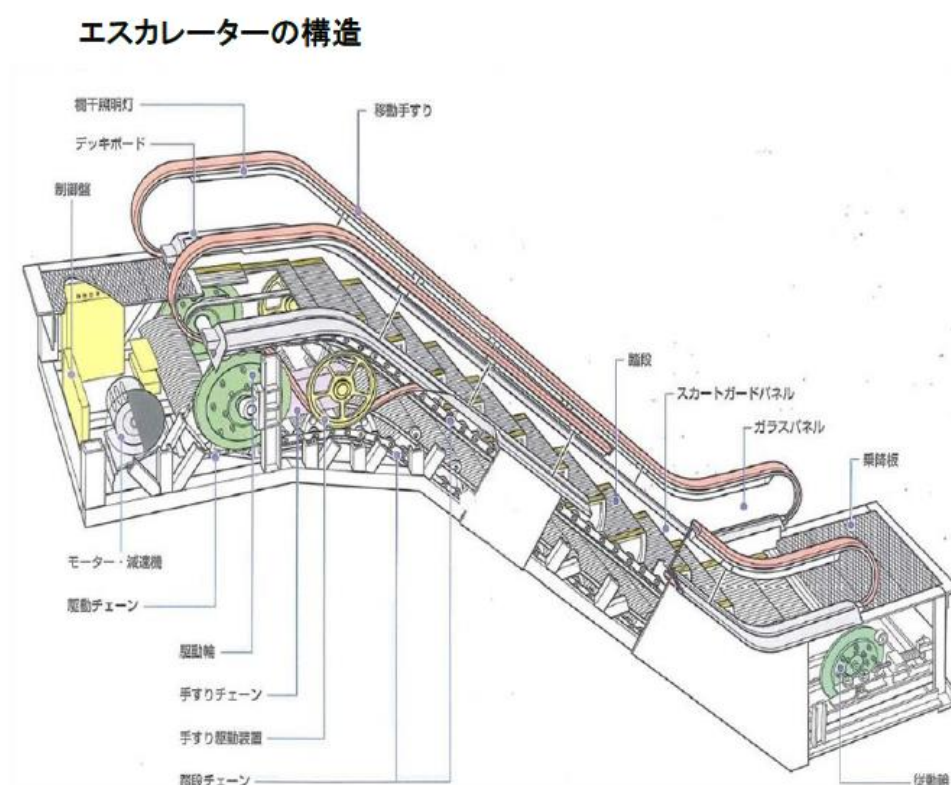
共通															
① この書類は、昇降機ごとに作成する。 ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添える。 ③ 「昇降機番号」欄には、定期検査報告書第二面 5 欄の番号を記入する。 ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のいす式階段昇降機に適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消する。 ⑤ 検査結果欄の「要是正」「要重点点検」「指摘無し」は「平成 20 年国土交通省告示第 283 号 別表第 4 いす式階段昇降機『(に)判定基準』」（17年度版 P110～P114 参照）に従い判定をする。															
検査者欄															
① 「当該検査に関与した検査者」欄は、定期検査報告書第二面 3 欄に記入した検査者について記入する。 ② 「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入する。当該昇降機の検査を行った検査者が 1 人の場合は、その他の検査者欄は削除してもよい。 ③ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が 1 人の場合は、記入しない。															
1 (4) 絶縁		17 年業務基準書 P468 参照													
該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入する。 回路の絶縁抵抗値 (JIS A 4302-2006) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>回路の用途</th> <th>回路の使用電圧</th> <th>絶縁抵抗値</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">電動機の回路</td> <td>300V を超えるもの</td> <td>0.4MΩ 以上</td> </tr> <tr> <td>300V 以下のもの</td> <td>0.2MΩ 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御回路 信号回路 照明回路</td> <td>150V を超え 300V 以下のもの</td> <td>0.2MΩ 以上</td> </tr> <tr> <td>150V 以下のもの</td> <td>0.1MΩ 以上</td> </tr> </table>			回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗値	電動機の回路	300V を超えるもの	0.4MΩ 以上	300V 以下のもの	0.2MΩ 以上	制御回路 信号回路 照明回路	150V を超え 300V 以下のもの	0.2MΩ 以上	150V 以下のもの	0.1MΩ 以上
回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗値													
電動機の回路	300V を超えるもの	0.4MΩ 以上													
	300V 以下のもの	0.2MΩ 以上													
制御回路 信号回路 照明回路	150V を超え 300V 以下のもの	0.2MΩ 以上													
	150V 以下のもの	0.1MΩ 以上													
1 (8) ブレーキ		17 年業務基準書 P470～P471 参照													
「制動力」には、いすに積載荷重の 1.25 倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ。」を○印で囲み、積載荷重の 1.25 倍の荷重の値及び定格速度を記入する。いすが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ。」を○印で囲み、無負荷時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入する。右欄には検査で測定した制動距離を記入する。															
1 (9) 駆動方式		17 年業務基準書 P471～P473 参照													
① 該当しない項目を取消線で抹消した上で、「チェーン sprocket 式」及び「チェーンラックピニオン式」の「鎖の伸び」のうち「測定長さ」には、その鎖の摩耗した部分の長さを、「基準長さ」には、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入する。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入する。 ② 最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較してその伸びが 1.5 % 以上であれば、「要是正」となる。															
1 (12) かご非常止め装置 (かご非常止め装置が必要なものに限る)		17 年業務基準書 P474 参照													
該当する形式には、○で囲む。															
1 (16) 駆動装置等の耐震対策		3 (7) 耐震対策 17 年業務基準書 P476～P477・P482～P484 参照													
① 駆動装置及び制御器の取り付け状況を目視又は触診により確認する。															
1 (17) 速度		17 年業務基準書 P477 参照													
① 定格速度を記入するとともに、右欄に無負荷運転時のかごの上昇時及び下降時の速度を測定し記入する。 ② 実測速度が定格速度の 125 %を超えていると「要是正」となる。															

		昇降機番号				
番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適合	
2	いす関係					
(1)	いす部					
(2)	いす操作盤のボタン等及び操作レバー			H21.09.28*		
(3)	いすの回転装置					
(4)	用途、積載量及び最大定員の標識					
(5)	障害物検出装置					
(6)	運転キー					
(7)	安全ベルト					
(8)	いす折りたたみ機構					
3	乗り場及び階段					
(1)	乗り場の押しボタン等					
(2)	リモートコントロールスイッチ					
(3)	ガイドレール及びレールブラケット			H26.04.01*		
(4)	折りたたみレール					
(5)	移動ケーブル及びトロリー					
(6)	充電装置					
(7)	耐震対策(*)			S56.06.01 H21.09.28*		
4	上記以外の検査項目(*)					
特記事項(*)						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月	

40dz ° W g
U n i r G g A g u Dz o r u %U s k A G z u" Hu Dz o r g s A G l U l j R z u Dz U u %U k A G " Hu Dz u A R l Dz u r q N j R s k A s H A R Y u Dz D Z N j X g I、 Dz H U w a s k A s H A R Y
「特記事項」
(第5章「特記事項の記入例」P85～ を参照)

第1章 昇降機定期検査報告書の作成要領

6. エスカレーター検査結果表



・エスカレーター検査結果表

【記載凡例】

① 検査項目欄中、青字は「平成20国告第283号改正」による追加・変更を示す。

② 検査項目欄中、赤太字は「記入例」を示す。

③ 項目「(*)」は、別途解説有り

別記第五号（A4）（第1第1項第5号に規定する昇降機）

当該検査に 関与した 検 査者		氏 名	検査者番号
	代表となる検査者(*)		
	その他の検査者(*)		

		昇降機番号				
番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	
1	機械室					
(1)	機械室内の状況					
(2)	開閉器及び遮断器					
(3)	接触器、継電器及び運転制御用基板	記入方法は次ページを参照				
(4)	ブレーキ用接触器の接点(*)					
(5)	ブレーキ用接触器の接点(*)					
(6)	ヒューズ					
(7)	絶縁：電動機の回路(300V以下・300V超)					
(8)	制御器等の回路の300Vを超える回路					
(9)	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路					
(10)	制御器等の回路の150V以下の回路					
(11)	接地					
(12)	電動機					
(13)	しゅう動面への油の付着の状況					
(14)	パッドの厚さ					
(15)	イ. 製造者が指定する要重点点検となる基準値					
(16)	ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要重点点検となる基準値					
(17)	ブランチャーストローク					
(18)	イ. 構造上対象外					
(19)	ロ. 製造者が指定する要重点点検となる基準値					
(20)	ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要重点点検となる基準値					
(21)	非常停止時の踏段停止距離測定					
(22)	V=定格速度 (V ²)9 ≤ 踏段停止距離 ≤ 600mm					
(23)	減速機					

共通

- ① この書類は、昇降機ごとに作成する。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添える。
- ③ 「昇降機番号」欄には、定期検査報告書第二面 5 欄の番号を記入する。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消する。
- ⑤ 検査結果欄の「要是正」「要重点点検」「指摘無し」は「平成 20 年国土交通省告示第 283 号 別表第 5 エスカレーター『(に)判定基準』」（17年度版 P115～P120 参照）に従い判定をする。

検査者欄

- ① 「当該検査に関与した検査者」欄は、定期検査報告書第二面 3 欄に記入した検査者について記入する。
- ② 「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入する。当該昇降機の検査を行った検査者が 1 人の場合は、その他の検査者欄は削除してもよい。
- ③ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が 1 人の場合は、記入しない。

1 (3) 制御器（接触器、継電器及び運転制御用基板）

17 年業務基準書 P491～P492 参照

- ① 接触器の判定は、別表第 1 で指示されているとおり目視と交換基準の 2 つで判定する必要がある。
告示 別表第 5 [17 年業務基準書 P115]

(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。

※ 検査項目の解説等、詳細は（第 2 章「制御器の判定方法と記入例」P67～ を参照）

1 (5) 制御器（絶縁）

17 年業務基準書 P492 参照

該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入する。

回路の絶縁抵抗値（JIS A 4302-2006）

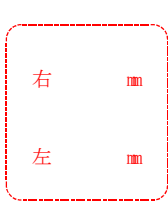
回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗値
電動機の回路	300 V を超えるもの	0.4MΩ 以上
	300 V 以下のもの	0.2MΩ 以上
制御回路 信号回路 照明回路	150 V を超え 300 V 以下のもの	0.2MΩ 以上
	150 V 以下のもの	0.1MΩ 以上

1 (8) ブレーキ

17 年業務基準書 P493～P497 参照

- ① 「しゅう動面への油の付着の状況」は、目視によりドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれがある油の付着を確認し、「適」「否」の判定を行う。
- ② 「パッドの厚さ」
 - a) 「イ」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入する。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準により判定した場合は、「ロ」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入する。
 - b) 製造者の判定基準が「測定値」以外（限界マーク等）の基準を指定している場合は、（ ）内にその内容を記入する。
 - c) パッドが左右・上下の 2 箇所にある場合は、例のように左右・上下を明記したうえでそれぞれの測定寸法を明記する。（上下の場合は、右→上・左→下に置き換える）

d) <例>

(8)	ブレーキ	パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 () mm ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準 値要是正となる基準値 () mm	
-----	------	---	--

■パッドの左右判別表（本表に該当しない場合は特記事項欄にパッドの左右判別の方法を記す）

ブレーキタイプ	構造又は構成	左右の見分け方
タイプ 1	横型電動機の同心軸 上にブレーキが配置	電動機側から見て左右を判別
タイプ 2	縦型電動機の同心軸 上にブレーキが配置	エスカレーターを下部側か ら見上げた時に左右を判別
タイプ 3	同心軸上にて回転するパッド により制動する構造	1 箇所のため左右判別不要

e) 前回値との比較確認

検査時に製造者の基準を満たしていても、前回検査からのパッドの摩耗量（初回検査の場合は初期値）を今回検査時の厚みから引いた場合に、次回検査までに「要是正」の厚さとなる恐れのある場合は、「要是正」と判定すること。

前回検査時の値は、前回検査の検査結果表の値、もしくは前回検査の同一検査会社の場合は、その会社の蓄積データを用いる。

前回検査（初回検査の場合は初期値）の測定値を確認できない場合は「要重点点検」と判定すること。
（17 年業務基準書 P236 「○判定基準の解説 2」参照）

【注意】複数のブレーキを持つエスカレーター

- ・製造者が「イ」の基準を定めている場合、パッドの残存厚みが最も小さいブレーキについて判定すること。
- ・製造者が「イ」の基準を定めていない場合、すべてのブレーキについて、前回の定期検査時からの摩耗量より判定する。

③ プランジャーストローク

a) プランジャーストローク測定は、要改善ブレーキに該当するブレーキに対して実施する。

要改善ブレーキは「ロープ式エレベーター」解説 1(14)を参照のこと。

なお、「エレベーター」と記載されている箇所は「エスカレーター」「動く歩道」と読み替える。

b) 要改善ブレーキ指定以外のブレーキは、構造上対象外として、「イ」を○で囲む。

1(14)項でのプランジャーストローク測定・記入は不要。但し、製造者が検査を指定する場合は、「上記以外の検査項目」「特記事項」欄に製造者指示に従い記入する。

c) 要改善ブレーキは

製造者が指定する基準値は、「ロ」を○で囲んだ上で、製造者が指定する要重点点検、及び要是正となる基準値を記入する。検査実測値は、右欄に記入し、基準値と比較し判定をする。

製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない場合は、「ハ」を○で囲んだ上で、点検者が要重点点検、要是正の基準値を設定し記入する。

④ 「非常停止時の踏段停止距離測定」

a) 右欄には測定した停止距離を記入する。

「非常停止時の踏段停止距離」の実測値は、通常使用している定格速度で測定し記入する。

b) 「動く歩道」において、「非常停止時の踏段停止距離」基準値が異なる場合は、検査項目の基準値を訂正するか、もしくは検査項目の基準値を抹消の上、定期検査報告書第二面 8. 備考欄に基準値を明記する。

番号	検査項目		検査結果				担当 検査者
			指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	
(10)	駆動鎖(*)	駆動鎖の張りの状況(*) イ. 製造者が指定する 要是正となる基準値 (mm ・ %) mm・%					
		ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 (mm ・ %)					
		スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況(*) 適 ・ 否					
		駆動鎖の伸び イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm ・ %) 要是正となる基準値 (mm ・ %) mm・%					
		ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm ・ %) 要是正となる基準値 (mm ・ %)					
		駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ(*) イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm ・ %) 要是正となる基準値 (mm ・ %) mm・%					
		ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm ・ %) 要是正となる基準値 (mm ・ %)					
	二. 歯面を目視により確認 適 ・ 否						
	給油の状況 適 ・ 否						
(11)	踏段反転装置						
2	昇降路						
(1)	ランディングプレート						
(2)	くし板						
(3)	くし板及び踏段のかみ合い						
(4)	インレットガード						
(5)	昇降起動スイッチ						
(6)	警報及び運転休止スイッチ						
(7)	速度 (定格速度: m/min)(*) 報告書二面と同じであること	上昇 m/min 下降 m/min					
3	中間部						
(1)	ハンドレール駆動装置						
(2)	ハンドレール						
(3)	内側板						
(4)	踏段						
(5)	踏段レール又はローラー						
(6)	踏段鎖、ベルト又は 踏段相互のすき間(*)	踏段鎖の給油の状況 適 ・ 否					
		ベルトの劣化の状況 適 ・ 否					
		踏段相互のすき間 要重点点検 = 4. 7 5 mm 超 要 是 正 = 5. 0 mm 超 mm 5. 0 mm 以下					
(7)	スカートガード						

エスカレーター多段式の場合
は全ての速度を記入。
例: (30 ・ 40 ・ 45)

通常使用している定格速度の実測値を記入。定格速度
の110%を超えている場合は「要是正」となる。

本ベルトは踏段を示す。動
く歩道ベルト式が対象。そ
れ以外は抹消する。

H12.06.01

H12.06.01

1(10) 駆動鎖

17 年業務基準書 P498～P500 参照

① 駆動鎖の張りの状況

「イ」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入する。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入する。

② スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況

スプロケットと駆動鎖のとのかみ合いに異常な音や振動がない場合は「適」を、ある場合には「否」を○で囲み「要是正」と判定する。

③ 駆動鎖の伸び

「イ」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入する。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入する。

④ 駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ

駆動スプロケットと従動スプロケットの芯が常に一定となる案内構造を用いており、駆動鎖交換時又は張力調整時に芯ずれ調整が不要の場合は「イ」を○で囲む。「イ」に該当しない場合は、「ロ」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入する。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入する。

歯面を目視により確認した場合は、「ニ」を○で囲んだ上で、スプロケットの歯面に傷もしくは欠損がない場合には「適」を、ある場合には「否」を○で囲み「要是正」と判定をする。

⑤ 給油の状態

明らかな油切れもしくは駆動鎖のリンクがスプロケット間のスパンで錆等により屈曲したままの状態が発生している場合、又は亀裂、割れがある場合は「要是正」と判定する。

2 (7) 速度

17 年業務基準書 P502 参照

① 定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入する。

〈例〉(30・40・45 m/min)

② 多段式速度の場合は全ての速度を記入する。無人時微速度運転は対象外。

③ 実測値は通常使用している定格速度で測定し記入する。

④ 定格速度の 110%を超えている場合は「要是正」と判定する。

3(6) 踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間

17 年業務基準書 P505～P506 参照

① 踏段鎖の給油の状況

給油が適切なときは「適」を、適切でないときは「否」を○で囲み「要是正」と判定する。

② ベルトの劣化の状況

a) 当該ベルトは踏段を指す。よって、動く歩道ベルト式が対象となる。

b) ベルトに剥離、摩耗、亀裂又はたるみがない場合は「適」を、ある場合は「否」を○で囲み「要是正」と判定する。

③ 踏段相互のすき間

a) 右欄に検査で測定した踏段相互のすき間を記入する。

b) すき間が 4.75mm を超えた場合は「要重点点検」とし、5mm を超えた場合は「要是正」と判定する。

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	
4	安全装置					
(1)	インレットスイッチ				S56.06.01	
(2)	非常停止ボタン					
(3)	スカートガードスイッチ				S56.06.01	
(4)	踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ					
(5)	踏段浮上り検出装置					
(6)	駆動鎖切断時 停止装置(*)	作動の状況		適・否		
		可動部の状況	中間駆動方式の場合は対象外	適・否		
		設定の状況		適・否		
(7)	ハンドレール停止検出装置					
5	安全対策					
(1)	交差部固定保護板				H12.06.01	
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵					
(3)	落下物防止網					
(4)	踏段上直部の障害物					
(5)	交差部可動警告板					
(6)	踏段面注意標識					
(7)	登り防止用仕切板					
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置					
6	その他					
(1)	車いす搬送用踏段					
7	上記以外の検査項目(*)					
点検事項が点検の対象エレベーターに適用されない場合は、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取り消し線で抹消する。						
特記事項(*)						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月	
5(1)	交差部固定保護板	設置構造上不要	現行法令で設置義務があるため、設置不要の時は必ず理由を記入する。			
5(3)	落下防止網	設置構造上不要	安全対策が不要な場合の記入例			
5(7)	登り防止用仕切板	設置構造上不要				
		進入防止柵等の設置が必要であるが、当初から設置されていない場合の記入例				
5(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	エスカレーターとエスカレーターとの間が200mm以上あるが進入防止柵等が設置されていないため子供の進入の恐れがある。		進入防止（板）柵の設置を要望する。		

特記事項
(第5章「特記事項の記入例」P85～ を参照)

別添1様式・別添2様式 (第6章「別添1様式・別添2様式の記入例」P89～ を参照)
別添1，2様式に次の検査項目の写真の掲載と状況を記載する ① 別添1様式 ブレーキパッドの状況 ブレーキパッドの写真撮影は、ドラム式に限らずすべてのものが撮影対象で、パッド部が写せないときはブレーキ全体の撮影写真か構造図を添付する。 ② 別添2様式 a) ブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。） における要是正又は要重点点検とされた部分 b) 「その他」改善要望する装置・部品

4(6) 駆動鎖切断時停止装置

17年業務基準書 P509～P510 参照

「駆動鎖切断時停止装置」とは、駆動機の動力を駆動鎖で踏段鎖歯車に伝える方式のものにおいて、駆動鎖が切断したときに作動して駆動鎖安全スイッチより電動機を止めるとともに、停止機構により踏段の下降を停止する装置

- ① 駆動鎖切断時停止スイッチがある場合にのみ検査対象となる。
- ② 「作動の状況」、「可動部の状況」及び「設定の状況」には、別表第5（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲み、「**要是正**」「**要重点点検**」の判定をする。

■別表第5

(17年度版 P119 参照)

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
4 安全 装置	(六) 駆動鎖切断時停止装置	作動の状況	スイッチを作動させ、昇降機が停止すること又はスイッチを作動させた状態で昇降機が起動しないことを確認する。	昇降機が停止することを確認する場合にあっては昇降機が停止しないこと、昇降機が起動しないことを確認する場合にあっては昇降機が起動すること。
		可動部の状況	目視及び触診により確認する。	イ 可動部の動きが円滑でないこと。 ロ 給油すべき箇所の給油が不十分であること。
		設定の状況	駆動鎖切断を検出したときに停止機構が作動する設定がなされていることを確認する。	設定されていないこと。

【注記】 トラス内に電動機、減速機が設置されている中間駆動方式の場合は、駆動鎖切断時停止機構がないため、「可動部の状況」項目は検査対象外となり項目を抹消する。

7 上記以外の検査項目

- ① 第1第1項ただし書の規定により、特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し、⑥から⑩に準じて検査結果等を記入する。
なお、これらの項目がない場合は、7は削除してもよい。
- ② 対象部分の名前、検査方法、検査結果等を記入する。

【参考】 安全対策項目で「要是正」指摘として改訂された項目

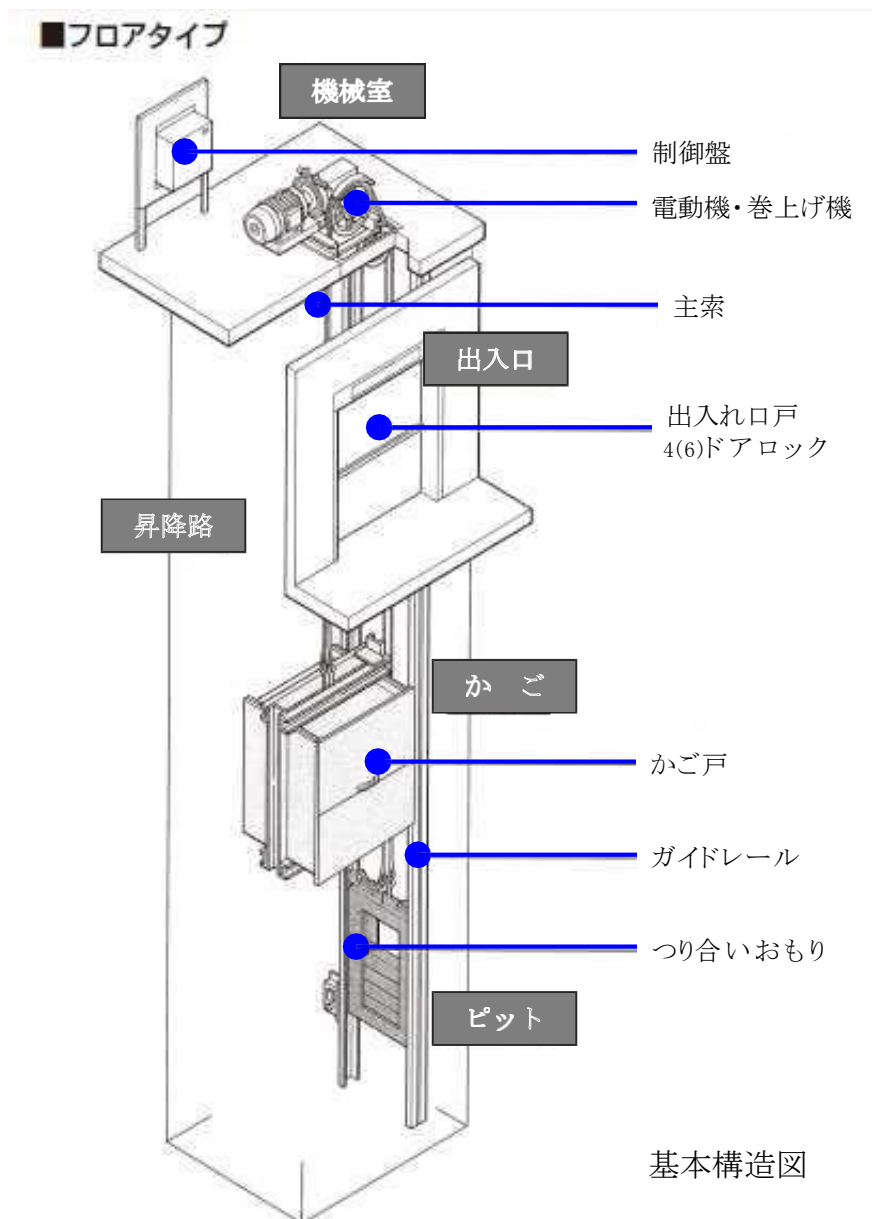
従来、安全対策品に不備・不具合があった場合の指摘が不明確であった。17年版業務基準書にて次の不備・不具合があった場合、「要是正」指摘として明記された。

番号	業務基準書抜粋	記載頁
5(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵 ・ハンドレール外縁と転落防止柵とのすき間 (a)、ハンドレール外縁と誘導柵とのすき間 (d) を目視により確認または測定し、適合しない場合は「要是正」として下さい。 ・外側板又は建物壁と進入防止用仕切板とのすき間 (b) を目視により確認又は測定し、適合しない場合は「要是正」としてください。 ・ハンドレールから進入防止用仕切板までの距離 (c) を目視により確認又は測定し、適合しない場合は「要是正」としてください。 ・転落防止柵、進入防止用仕切板、誘導柵のいずれかの取付けが堅固でない場合は「要是正」としてください。 ・転落防止柵、進入防止用仕切板、誘導柵のいずれかにひび割れ又は破損がある場合は「要是正」としてください。	P513 ～ P515 2021年 4月発行 の2021 年追補 版を 参照
5(3)	落下物防止網 ・落下物防止網、落下物防止柵、落下物防止板のいずれかに破損又はひび割れがある場合は「要是正」としてください。	P515
5(5)	交差部可動警告板 ・自重で吊り下げられた状態の可動警告板をハンドレール側に引いた時に円筒部がハンドレールを乗り越える場合は「要是正」としてください。 ・ひび割れ又は破損がある場合は「要是正」としてください。	P516 ～ P518
5(6)	踏段面注意標識 ・踏段面注意標識が鮮明でなく識別が困難な場合は「要是正」としてください。	P518
5(7)	登り防止用仕切板 ・ハンドレールから登り防止用仕切板までの距離 (e) が 50mm 未満の場合は「要是正」としてください。 ・ひび割れ又は破損がある場合は「要是正」としてください。	P518 ～ P519

【注記】 上表 (a) ～ (e) の距離は 17 年版業務基準書「2021年追補版」を確認すること。

第1章 昇降機定期検査報告書の作成要領

7.小荷物専用昇降機 検査結果表



・小荷物専用昇降機 検査結果表

別記第六号（A4）

（第1第1項第6号に規定する昇降機）

【記載凡例】

- ① 検査項目欄中、青字は「平成20国告第283号改正」による追加・変更を示す。
- ② 検査項目欄中、赤太字は「記入例」を示す。
- ③ 項目「(*)」は、別途解説有り

当該検査に 関与した検査者	氏 名		検査者番号
	代表となる検査者(*)		
	その他の検査者(*)		

		昇降機番号				
番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	
1	機 械 室					
(1)	機械室への経路及び点検口					
(2)	点検用コンセント（機械室内に無くても近くの通路等から確保出来ればよい）					
(3)	開閉器及び遮断器					

(4)	制 御 器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点(*)	主接点を目視により確認 適 ・ 否 ・ 確認不可	「適」「否」「確認不可」 いずれか選択要	
			フェールセーフ設計 (該当する・該当しない)	最終交換日 平成23年3月16日 #6	「最終交換日」（上段） 「接触器名」（下段） ・フェールセーフ設計有無に関わらず全て記入要	
			交換基準 イ 製造者が指定する交換基準	(著しい摩耗があること) ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	#6 著しい摩耗なし	・交換基準がある場合 「交換基準に対する判定(※)」と「その判定した接触器名」を記入(※)判定には使用年数、作動回数もある
			【注1】			
			ブレーキ用接触器の接点(*)	接点を目視により確認 適 ・ 否 ・ 確認不可	【注1】	
			フェールセーフ設計 (該当する・該当しない)	最終交換日 平成22年10月27日 #B4	・フェールセーフ設計でない場合 「イ」「ロ」のいずれかを選択し、交換基準を必ず記入 ・フェールセーフ設計の場合 「イ」を選択し	
			交換基準 イ 製造者が指定する交換基準	(なし)	交換基準がない場合 記入は不要	
			【注1】			

※最終交換日：新設から一度も交換されていない場合は、設置日または使用開始日を記入

共通

- ① この書類は、昇降機ごとに作成する。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添える。
- ③ 「昇降機番号」欄には、定期検査報告書第二面 5 欄の番号を記入する。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の小荷物昇降機に適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消する。
- ⑤ 検査結果欄の「要是正」「要重点点検」「指摘無し」は「平成 20 年国土交通省告示第 283 号別表第 6 小荷物専用昇降機『(に)判定基準』」（17年度版 P121～P127 参照）に従い判定をする。

検査者欄

- ① 「当該検査に関与した検査者」欄は、定期検査報告書第二面 3 欄に記入した検査者について記入する。
- ② 「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入する。当該昇降機の検査を行った検査者が 1 人の場合は、その他の検査者欄は削除してもよい。
- ③ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が 1 人の場合は、記入しない。

1 (4) 制御器（接触器、継電器及び運転制御用基板）

17 年業務基準書 P528 参照

- ① 接触器の判定は、別表第6で指示されているとおり、目視と交換基準の2つで判定する必要がある。

告示 別表第6 [2017 年業務基準書 P121]

(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。

② 検査項目の解説

(6)	制御器	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 (A) 適・否・確認不可 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) (D) 最終交換日 年 月 日 (C) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 () (E) 「その他 必要と考える事項」

[注記] 「 ブレーキ用接触器の接点」 も 同様

※ 検査項目の解説等、詳細は（第2章「制御器の判定方法と記入例」P67～ を参照）

番号	検査項目			検査結果				担当 検査者 番号
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	
(5)		ヒューズ		—		—		
(6)	制御器	絶縁 電動機の回路(300V以下・300V超)	MΩ					
		(*) 制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ					
		制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ					
		制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ					
(7)		接地						
(8)		減速歯車						
(9)	巻	綱車と主索のかかり						
		イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (mm)	mm					
		ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定 する要是正となる基準値 (mm)						
		ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況	適・否 適・否					
(10)	上	軸受						
(11)	機	しゅう動面への油の付着の状況	適・否					
		パッドの厚さ						
		イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	右 mm 左 mm					
		ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定 する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)						
		制動力	適・否					
(12)	そらせ車							
(13)	電動機							
(14)	主索の緩み検出装置 (主に巻胴式の場合)							
(15)	主索の巻過ぎ検出装置 (巻胴式の場合)							
(16)	速度 (定格速度: m/min)(*)							
	報告書 第二面 と同じ		実測値は定格速度の 125%以下であること。	{	上昇 下降	m/m m/m		
2	かご室							
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床							
(2)	積載量の標識							
(3)	搭乗禁止の標識							
(4)	かごの戸 (荷くずれ防止用の棒は対象外)							

1 (6) 絶縁

17 年業務基準書 P529 参照

該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入する。

回路の絶縁抵抗値 (JIS A 4302-2006)

回路の用途	回路の使用電圧	絶縁抵抗値
電動機の回路	300 V を超えるもの	0.4MΩ 以上
	300 V 以下のもの	0.2MΩ 以上
制御回路 信号回路 照明回路	150 V を超え 300 V 以下のもの	0.2MΩ 以上
	150 V 以下のもの	0.1MΩ 以上

1 (9) 綱車又は巻胴

17 年業務基準書 P530～P531 参照

- ①「綱車」又は「巻胴」に対し、該当する方を○で囲むか、該当しない方を抹消する。
- ②製造者の基準値は、「イ」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入する。
- 製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ」を○で囲んだ上で、左欄に要是正となる基準値を記入する。
- 綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ。」を○で囲んだ上で、「主索と綱車に著しい滑りが生じていること若しくはU溝を除く溝で主索が底当たりしていること」を確認し、該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲み「要是正」と判定する。
- ③複数の溝間の摩耗差の状況は、「複数ある溝間に著しい摩耗差があること」を確認し、該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲み「要是正」と判定する。

1 (11) ブレーキ

17 年業務基準書 P531～P533 参照

- ① しゅう動面への油の付着の状況は、「ドラム又はディスクのパッドのしゅう動面に制動力又は保持力に影響を与えるおそれのある油の付着があること」を確認し、該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲み「要是正」と判定する。
- ② 「パッドの厚さ」
- 製造者の基準値は、「イ」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入する。製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ」を○で囲んだ上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入する。
- ③ 「制動力」は、「ブレーキが作動しないこと又はかごが停止しないこと」を確認し、該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲み、「要是正」と判定する。
- ④ 製造者によりプランジャーストローク測定をしなければならない小荷物専用昇降機として具体的に判定情報や検査方法など示している場合は、「特記事項」欄に「1(11)プランジャーストローク」と記入し、その内容と検査結果を記入する。
- ブレーキパッドの左右とは

ドラム式	電動機側から見た時の位置	
ディスク式	1 ブレーキタイプ	保守を行う場合にブレーキに向かって立つ位置から見た時の位置
	2 ブレーキタイプ	電動機側から見た時に左側（上側）にあるブレーキを”左”、右側（下側）にあるものを”右”とする。ブレーキパッドは電動機に近いものから1とする。
クラッチ式		”左右”を抹消して右欄に測定値を記入する。

1 (16) 速度

17 年業務基準書 P534 参照

- ① 定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入する。
- ② 定格速度の 125%を超えた場合、「要是正」と判定する。

番号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	
3	最上階出し入れ口					
(1)	公称径ではなく、 摩耗していない 部分（綱車にか からない部分） の直径を測定し 記入 径の状況 最も摩耗した主索の番号（ 番号を記入 ） 直径（ mm ） 未摩耗直径（ mm ）					要是正：90%未満 要重点点検：92%未満 素線が切れていない場合、 両方を抹消する。 70%以下の判定はJISA4302の素 線の摩耗長さ（0寸法）で判定 ・該当する項目を○で囲む 該当する項目を○で囲む、なしを ○で囲んだ場合は、判定基準に 「ハ」を記入し、他の項目は空白
	素線切れ 最も摩損した主索の番号（ 番号を記入 ） 該当する素線切れ判定基準（ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 1よりピッチ内の素線 切れ数 本					
	1構成より1ピッチ内の最大 の素線の切れ数 本 70%超・70%以下					
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 （ あり・なし ） 谷部が赤錆色に見える主索の番号（ 番号を記入 ） 直径（ mm ） 未摩耗直径（ mm ） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ ）					
	1構成より1ピッチ内の最大 の素線の切れ数 本 主索本数（ 本数を記入 本 ） 要重点点検の主索の番号（ ） 要是正の主索の番号（ ）					
	指摘なしの場合は「ハ」を記入					
(2)	主索の張り					
(3)	主索の取付部					
(4)	上部リミット(強制停止)スイッチ					
(5)	かごのガイドシュー等					
(6)	かご吊り車					
4	各階出し入れ口					
(1)	昇降路における壁又は囲い					H24.06.07
(2)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠					H21.09.28
(3)	操作ボタン及び信号装置					
(4)	走行停止ボタン又はスイッチ					
(5)	ドアスイッチ（全ての階に設けられていない場合は『要是正』）					H12.06.01
(6)	ドアロック（フロアタイプに機械的施錠装置があること。）					
(7)	戸開放防止警報装置（戸開放3分経過後）					
(8)	二方向同時開放警告装置					
(9)	積載量の標識（文字等が判別出来ない場合は『要是正』）					
(10)	搭乗禁止の標識（文字等が判別出来ない場合は『要是正』）					
(11)	ガイドレール及びレールブラケット					
5	最下階出し入れ口					
(1)	下部リミット(強制停止)スイッチ					
(2)	ビット床					
(3)	釣合おもり底部すき間					
(4)	釣合おもりの各部					
(5)	釣合おもりの吊り車					
(6)	移動ケーブル及び取付部（昇降路内機器と接触して損傷するおそれがある場合『要是正』）					
(7)	かご非常止め装置					
(8)	釣おもり非常止め装置					
6	上記以外の検査項目(*)					
特記事項(*)						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定) 年月	

3 (1) 主索

17年業務基準書P535～P537参照

- ① 「径の状況」には、最も摩耗した主索の番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入する。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入する。
- ② 主索（もしくは鎖）を新規に交換した直後等で、すべての主索に摩耗や疲労がない場合の報告においては次のように「**主索の摩耗なし**」と記載してもよい。

■検査結果表 記入

番号	検査項目		
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (主索の摩耗なし) 号直径 (— mm) 未摩耗直径 (— mm)

〔注意〕別添 1 様式は下図例のとおり、主索の番号は「**検査結果表に記載した主索の番号**」、**特記事項**に「**主索の摩耗なし**」と記入する。

別添 1 様式

主索又は鎖 最も摩耗もしくは摩損した主索もしくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号 (5)	点検結果		
	☐ 要是正	☐ 要重点点検	☐ 指摘なし
写真貼付	特記事項 主索の摩耗、錆びた摩耗粉なし。		

※ 検査項目の解説等、詳細は

(第3章 主索又は鎖・调速機ロープの判定方法 P71～
第4章 主索の判定方法と記入例 P77～ を参照)

6 上記以外の検査項目

第1第1項ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したとき又は第1第2項により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目又は第1第2項に規定する図書に記載されている検査項目を追加し検査結果等を記入する。なお、これらの項目がない場合は、6を削除してもよい。

「特記事項」

(第5章「特記事項の記入例」P85～を参照)

・小荷物専用昇降機について

設置タイプには、出し入れ口の構造に応じてフロアタイプ又はテーブルタイプがあります。

定期検査報告対象はフロアタイプで、出し入れ口が床上50cm以下のもの

(1か所でも50cm以下の出し入れ口があるものは対象となる) です。

参考：建築基準法施行令第129条の3第1項第三号

- ・物を運搬するための昇降機で、かごの水平投影面積が1㎡以下で、かつ天井の高さが1.2m以下のもの
(以下「小荷物専用昇降機」という。)

・労働安全衛生法施行令第一条九（簡易リフト）

エレベーターのうち、荷のみを運搬することを目的とするエレベーターで、搬器の床面積が1㎡以下又はその天井の高さが1.2m以下のもの（建設用リフトを除く）をいう。

8. 特殊な構造を有する エレベーター検査結果表 (大臣認定物件)

- a) 可変速度方式エレベーター
- b) 平形ロープ使用エレベーター
- c) リニアモーター式エレベーター

追加検査項目

番号	a)可変速度方式エレベーター 検査項目		検査結果				担当 検査者 番号
			指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
8	上記以外の検査項目						
(1)	かご側 調速機	過速スイッチ作動速度 m/min (最大速度 m/minの %)					
		キャッチ作動速度 m/min (最大速度 m/minの %)					
(2)	釣合おもり 側調速機	キャッチ作動速度 m/min (かご側キャッチ作動速度の %)					
(3)							

番号	b) 平形ロープ使用エレベーター 検査項目	検査結果				担当 検査者 番号		
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格			
8	上記以外の検査項目							
	平形ロープ	MFL	DI(破損係数)	判定結果				
			6.60未満	良好				
	☐ 3.00(厚さ) × 30.00(幅) mm () 本		6.60～7.00	要重点点検				
	☐ 3.00(厚さ) × 60.00(幅) mm () 本		7.00を超える	要是正				
	要重点点検のロープ No.(), 要是正のロープ No.()							
		RBI	LED表示	判定結果				
	☐ MFL 使用 DI値 ()		点減1回	良好				
	☐ RBI使用 点減回数()		点減5回	要重点点検				
			点減6回	要是正				
		判断基準						
	コードが外部より見える又は露出した状態		要是正					
	ウレタンジャケットに恒久的な変形がある		要是正					

番号	c) リニアモーター式エレベーター 検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
8	上記以外の検査項目					
(1)	上部二次側固定子取り付け部					
(2)	二次側固定子					
(3)	リニアモーター					
(4)	リニアモーターガイドローラー					
(5)	可動・固定子間隔異常検出					
(6)	下部二次側固定子取り付け部					

報告書（第二面）及び検査結果表の記入例

a) 可変速度方式エレベーター

【特殊エレベーター】

【8.備考】 可変速度方式エレベーター〔認定番号:ENNS-〇〇〇〇〕
可変速度方式エレベーター（終端階強制減速装置付）〔認定番号:ENNS-〇〇〇〇〕

検査結果表

番号	検査項目	検査結果			既存 不適格	担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正		
1	機械室（機械室を有しないエレベーターにあつては、共通）					
(19)	速度 定格速度（ 60 m/min）	上昇 60 m/min 下降 59 m/min	定格速度 60 m/min、 中間負荷定格速度 90 m/min の場合の記入例 定格速度（60m/min）モード時 の測定値を記入する。			
2	共通					
(1)	かご側 調速機	過速スイッチ作動速度（定格速度の %）	m/min			
		キャッチ作動速度（定格速度の %）	m/min			
(2)	釣合おもり側 調速機	キャッチ作動速度 （かご側キャッチ作動速度の %）	m/min	抹消線		
8	上記以外の検査項目					
(1)	かご側 調速機	過速スイッチ作動速度 112 m/min （最大速度 90 m/minの 124 %） キャッチ作動速度 120 m/min （最大速度 90 m/minの 133 %）				
(2)	釣合おもり側 調速機	キャッチ作動速度 125 m/min （かご側キャッチ作動速度の 104 %）				
(3)	電子化終端階強制減速装置	認定内容により記載する。				

a) 可変速度方式エレベーター（無負荷時速度が定格速度以外の場合）

【8.備考】 可変速度方式エレベーター〔認定番号:ENNS-〇〇〇〇〕
設計図書記載の無負荷上昇速度〇〇m/min、無負荷下降速度〇〇m/min 制御盤に記載

番号	検査項目	検査結果			既存 不適格	担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正		
1	機械室（機械室を有しないエレベーターにあつては、共通）					
(19)	速度 定格速度（ 45 m/min）	上昇 57 m/min 下降 54 m/min	無負荷時の上昇・下降実速度を それぞれ測定しを記入する。			
2	共通					
(1)	かご側 調速機	過速スイッチ作動速度（定格速度の %）	m/min			
		キャッチ作動速度（定格速度の %）	m/min	抹消線		
(2)	釣合おもり側 調速機	キャッチ作動速度 （かご側キャッチ作動速度の %）	m/min			
8	上記以外の検査項目					
(1)	かご側 調速機	過速スイッチ作動速度 78 m/min （最大速度 60 m/minの 130 %） キャッチ作動速度 84 m/min （最大速度 60 m/minの 140 %）				
(2)	釣合おもり側 調速機	キャッチ作動速度 m/min （かご側キャッチ作動速度の %）				
(3)	電子化終端階強制減速装置	認定内容により記載する。				

* 1. 【速度の検査】 無負荷運転時の上昇および下降時の速度検査において、定格速度を無負荷時速度（上昇および下降）とみなして検査する。

◎無負荷時速度（無負荷走行時の一定速度）。 ◎中間負荷定格速度（中間負荷付近での一定速度）

* 2. 【調速機の検査】 調速機の加速スイッチ作動速度およびキャッチ作動速度検査において、定格速度を中間負荷定格速度（最高速度）とみなして検査する。

b) 平形ロープ使用エレベーター

【特殊エレベーター】

【8.備考】

平形ロープ式エレベーター [認定番号: EPNN-0000]

検査結果表

番号	検査項目	検査結果			既存 不適格	担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正		
2	共通					
(3)	主索又は鎖	径 最も摩耗した主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)		%		
		素線切れ 最も摩損した主索の番号 () 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下		1よりピッチ内の素 線切れ数 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ 数 本		
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径 主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)		%		
		主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()				
		鎖 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)		伸び %		
	鎖	鎖本数 (本) 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()				

抹消線

8	上記以外の検査項目					
平形ロープ MFL・RBI共通		MFL	DI(破損係数)	判定結果		
			6.60未満	良好		
☒ 300(厚さ)×30.00(幅)mm (3) 本			6.60～7.00	要重点点検		
☐ 300(厚さ)×60.00(幅)mm () 本			7.00を超える	要是正		
要重点点検のロープNo.(), 要是正のロープNo.()						
		RBI	LED表示	判定結果		
☐ MFL使用 DI値 ()			点減1回	良好		
☒ RBI使用 点減回数 (1)			点減5回	要重点点検		
			点減6回	要是正		
外観の状態		判断基準				
コードが外部より見える又は露出した状態		要是正				
ウレタンジャケットに恒久的な変形がある		要是正				

MFL使用の場合

RBI使用の場合

MFL・RBI共通

いずれかを選択かを選択し、☒ でチェックする

【参考】平形ロープ使用の綱車検査
目視で異常がないか確認 (溝がないため測定しません。)

写真は平形ロープのドライビングシープ



綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり	
	① 製造者が指定する要是正となる基準値 (シープ面損傷 メッキ剥離 mm)	— mm
	ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 (mm)	
	ハ. 綱車と主索の滑り等により判定	適 ・ 否
	複数の溝間の摩耗差の状況	適 ・ 否

c) リニアモーター式エレベーター

番号	検査項目	検査結果			既存 不適格	担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正		
8						
(1)	上部二次側固定子取り付け部					
(2)	二次側固定子					
(3)	リニアモーター					
(4)	リニアモーターガイドローラー					
(5)	可動・固定子間隔異常検出					
(6)	下部二次側固定子取付部					

第2章 制御器の 判定方法と記入例

1 () 制御器（接触器、継電器及び運転制御用基板）

ロープ式 1(6)・油圧式 1(5)・エスカレーター 1(3)・小荷物専用 1(4)

17年業務基準書 P226～P229 参照

開閉器及び遮断器							
目視確認 交換基準確認 【注1】 接触器、継電器及び運転制御用基板(*)	電動機主回路用接触器の主接点(*)	主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない)	適 ・ 否 ・ 確認不可	「適」「否」「確認不可」いずれか選択要			
	交換基準	イ 製造者が指定する交換基準 (著しい摩耗があること) ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	最終交換日 平成23年3月16日 #6	・「最終交換日」(上段) 「接触器名」(下段) ・フェールセーフ設計有無に関わらず全て記入要			
			#6 著しい摩耗なし	・交換基準がある場合 「交換基準に対する判定(※)」と 「その判定した接触器名」を記入 (※)判定には 使用年数、作動回数もある			
	ブレーキ用接触器の接点(*)	接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない)	適 ・ 否 ・ 確認不可				
【注1】	交換基準	イ 製造者が指定する交換基準 (なし) ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	最終交換日 平成22年10月27日 #B4	【注1】 ・フェールセーフ設計でない場合 「イ」「ロ」のいずれかを選択し、交換基準を必ず記入 ・フェールセーフ設計の場合「イ」を選択し ・交換基準がある場合、交換基準を記入 ・交換基準がない場合、「なし」と記入			
			・交換基準がない場合 記入は不要				
ヒューズ							
絶縁: 電動発電機の回路 (300V以下・300V超)				MΩ			
(*) 電動機の回路 (300V以下・300V超)				MΩ			
制御器等の回路の300Vを超える回路				MΩ			
制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路				MΩ			
制御器等の回路の150V以下の回路				MΩ			

① 接触器の判定は、別表第1～6で指示されているとおり目視と交換基準の2つで判定する必要がある。

告示 別表第1～6 [17年業務基準書 P65・66、84、105、110、115、121]

(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。

② 検査項目の解説

(6)	制御器	電動機主回路用接触器の主接点	主接点を目視により確認 (A)	適 ・ 否 ・ 確認不可
		接触器、継電器及び運転制御用基板	(B) フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) (C) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、(E) 検査者が設定する交換基準 ()	(D) 最終交換日 年 月 日 「その他必要と考える事項」

[注記] 「ブレーキ用接触器の接点」も同様

(A) 目視確認

別表 1 (に) 欄の判定基準にて

- (A) 該当せず：「適」
- (B) 該当する：「否」
- (C) 目視確認できず：「確認不可」

(B) フェールセーフ設計

製造者資料^(※)により該当有無を選択する ⇒ 検査判定はない

(※) 製造者公開(ホームページ等)されている技術資料

【注記】

フェールセーフ設計が判断できない場合は「該当しない」を○で囲む

(C) 交換基準

イ：製造元が指定する交換基準^(※)を記入

- ① 交換基準が複数ある場合は、それぞれを記入
- ② 製造者交換基準を定めていない場合は「なし」と記入
(「イ」に○無し、() 内空欄はダメ)

(※) 製造者公開(ホームページ等)の技術資料より記入

ロ：製造元が倒産等により製造者が指定する交換基準を知れない場合に検査者が記入
(交換基準が複数指定する場合は、それぞれを記入)

【注記】

① フェールセーフ設計と交換基準

フェールセーフ設計が「該当する」の場合は交換基準を定める必要なし。

但し、フェールセーフ設計の場合でも製造者が、交換基準を示していれば検査対象となる。

(17年業務基準書 P227「○判定基準の解説 4」)

② 交換基準の判定

交換基準に製造者が「著しい摩耗があること」を定めているにも関わらず、接触器の接点状態を確認できない場合は「要是正」とする。

(D) 最終交換日 (※)

(※) 交換とは、本体一式交換の他に接点の交換も含む

① 交換した最終日を[上段]に記入

- a) 交換日を知れない場合、設置日又は使用開始日を記入
- b) 一度も交換していない場合、設置日又は使用開始日を記入
- c) 製造者が最終交換日を記入する接触器を指定している場合は、その接触器の最終交換日及び名称を記入

② ①の最終交換日の接触器名称を[下段]に記入

③ (同一交換基準) 接触器が複数ある場合

交換日が最も古い接触器を選択し、その接触器の最終交換日を上段、接触器名称を下段に記入

④ (異なる交換基準) 接触器が複数ある場合

各交換基準の中で、最も古い接触器を選択し、その接触器の最終交換日を上段、接触器名称を下段にそれぞれ記入
(書ききれない場合は「特記事項」又は別添用紙に記入)

(E) 「その他必要と考える事項」

① 交換基準で判断した結果を記入 (同一交換基準)

対象となる接触器が複数ある場合には、交換基準に最も早く達すると予測される接触器を選択し、その接触器の名称と判定した結果を記入する。

② 交換基準が異なる場合

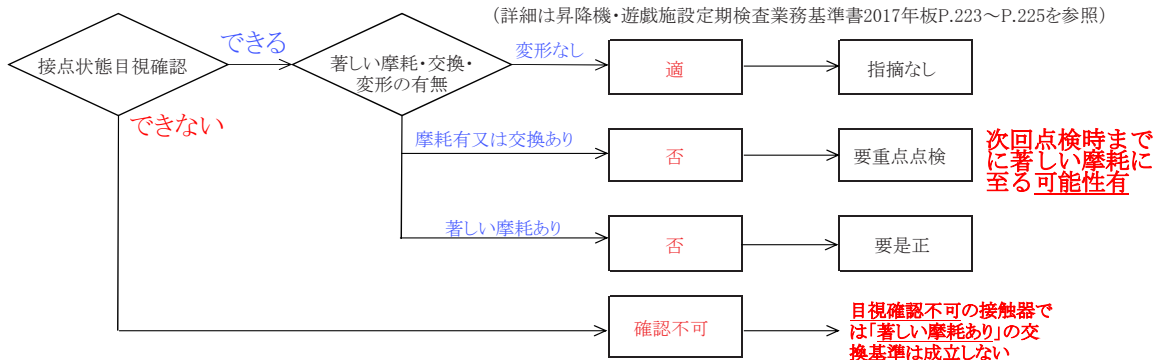
交換基準毎に判定し、それぞれの接触器名称及び判定した結果を記入する。

③ 交換基準が使用年数でない場合

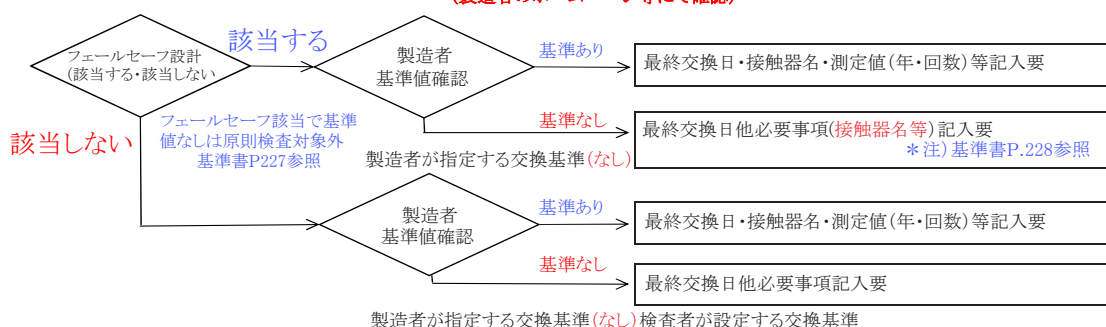
最終交換日の接触器が最も早く作動回数等の交換基準に達するとは限らないので、最終交換として選択した接触器と交換基準で判定した接触器は(同一でも)、それぞれ記入する。

(1) 目視確認結果「適・否・確認不可」の判定

1 (6) 電動機主回路接触器の主接点(ブレーキ用も同様)



(2) フェールセーフ設計「該当する・該当しない」の確認 (製造者のホームページ等にて確認)



③「最終交換日」と「交換基準に対する結果」記入例〔17 年業務基準書 P228〕

No	事象	交換基準	最終交換日 その他必要と考える事項
(1)	同一交換基準で接触器が複数ある場合 (交換基準 使用年数)	一番古い接触器の交換日 A: 令和2年4月1日 B: 令和1年9月1日 C: 平成28年12月1日	最終交換日 平成28年12月1日 C C:4年
(2)	接触器の交換日が不明の場合 (交換基準 使用年数)	昇降機の設置日, 又は使用開始年月日となる。	最終交換日 平成元年10月1日 A A:31年
(3)	交換基準:作動回数	交換基準 (作動回数 100 万回)	最終交換日 平成 29 年 10 月 1 日 A A:70 万回
(4)	交換基準:2 つある場合	交換基準 (10 年もしくは 100 万回)	最終交換日 平成 29 年 10 月 1 日 A A:3 年, 80 万回
(5)	交換基準:接点の状態確認	交換基準 (著しい摩耗があること) (注意)「目視」という基準はない!	最終交換日 平成 27 年 4 月 1 日 A B: 著しい摩耗なし
(6)	交換基準が異なる場合	交換基準 (5 年, 10 年)	最終交換日 平成27年4月1日 平成26年10月1日 上段:A 下段:B A:1 年 B:2 年
(7)	カッコ内に書ききれない場合	交換基準 (特記事項もしくは別添)	最終交換日 平成 27 年 4 月 1 日 A 特記事項欄もしくは別添に記入

④【特記事項・別添】フォーマットが指定されていないので必要事項が漏れなく記載されていれば良い
 <例>複数交換基準とその基準毎に接触器が複数あった場合

No	交換基準	最終交換日 (上段: 最終交換日 下段: 接触器名称) その他必要と考える事項	該当基準毎の 接触器接触器 (記入不要)
1	5 年	平成 27 年 10 月 1 日 A A: 2 年	A, B, C
2	10 年	平成 26 年 6 月 1 日 D D: 3 年	D, E
3	作動回数 100 万回	平成 25 年 4 月 1 日 F G: 70 万回	F, G
4	著しい摩耗があること	平成 25 年 4 月 1 日 H H: 著しい摩耗なし	H, I, J

⑤ 1 (6) のそれぞれの検査判定のうち最も悪いものが 1 (6) 項目の検査結果となる。

A) 目視による判定	a) 「適」	「指摘なし」
	b) 「否」	i) 「著しい摩耗あり」 「要是正」
		ii) 「変形あり」 「要重点点検」
B) 交換基準による判定	a) 交換基準内にある	「指摘なし」
	b) 交換基準を超えている	「要是正」
	c) 製造者が交換基準を「著しい摩耗」としている が接点状況を確認できない場合	「要是正」

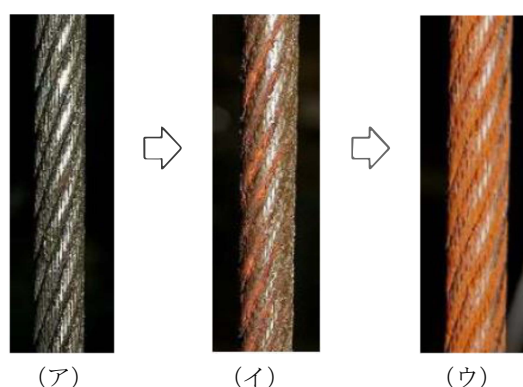
第3章 主索又は鎖

・ 调速機ロープの判定方法

判定基準の解説

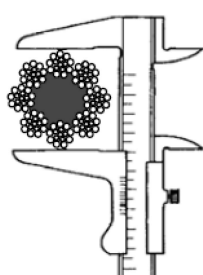
- ・ 錆びた摩耗粉により谷部が赤色に見える場合は「要重点点検」と判定します。
 - ・ 主索劣化が進行する状態の例を写真1に示します。
- 写真1「主索劣化が進行する状態の例」で（イ）、（ウ）は要重点点検と判定します。

写真1「主索劣化が進行する状態の例」

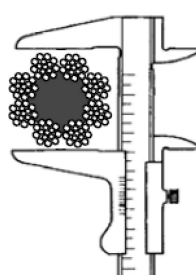


〈状態の説明〉

- (ア) ロープグリースが染み出しストランドを潤滑している状態
(イ) ロープグリースの枯れ及び粘度上昇で潤滑不良となり、谷部の摩耗粉が赤錆色に見える状態
(ウ) 摩耗粉の赤錆が主索全体に付着している状態

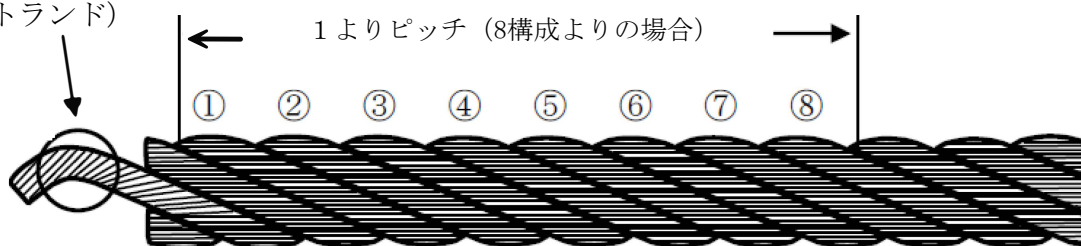


正しい測り方



誤った測り方

1 構成より
(1 ストランド)



2 () 主索又は鎖 ロープ式・油圧式 2(3) 段差解消機 2(17) 小荷物専用 3(1)

主索又は鎖 (*)	主索	径の状況	最も摩耗した主索の番号 (番号を記入) 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%	判定基準は、(注意)表1で指定の記号で記入する。 「該当なし」等の記入はマチガイ	
		素線切れ	最も摩損した主索の番号 (番号を記入)	1よりピッチ内の素線切れ数		本
		該当する素線切れ判定基準 ()	1構成より1ピッチ内の最大の素線の切れ数	本		
		素線切れが生じた部分の断面積の割合				
		素線切れがない場合、両方を抹消する。	70%超・70%以下			
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分	(あり・なし) 谷	%		
		部が赤錆色に見える主索の番号 (番号を記入)	直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	1構成より1ピッチ内の最大の素線の切れ数	本	
		該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()				
		主索本数 (本数を記入 本)	要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()			
	鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 (番号を記入)	測定長さ ((B) mm) 基準長さ ((A) mm)	伸び	%	
		鎖本数 (本)	要重点点検の主索の番号 () 要是正の鎖の番号 ()			

要是正 = 90%未満
 要重点点検 = 92%未満

伸び率 (%) = $\frac{B-A}{A} \times 100$
 要是正 = 1.5 %以上

谷部赤錆色「あり」の場合
 判定基準を、(注意)表2の指定の記号で記入
「該当なし」等の記入はマチガイ

- ① 「径の状況」には、最も摩耗した主索の番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入する。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入する。
- ② 主索（もしくは鎖）を新規に交換した直後等で、すべての主索に摩耗や疲労がない場合の報告においては次のように「主索(鎖)の摩耗なし」と記載してもよい。

■ 検査結果表 記入

番号	検査項目			
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (主索の摩耗なし) 号直径 (— mm) 未摩耗直径 (— mm)	- %

[注意] 別添 1 様式は下図例のとおり、主索の番号は「検査結果表に記載した主索(鎖)の番号」特記事項に「主索(鎖)の摩耗なし」と記入する。

別添 1 様式

主索又は鎖 最も摩耗もしくは摩損した主索もしくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号 (5)	点検結果		
	☐ 要是正	☐ 要重点点検	☒ 指摘なし
写真貼付	特記事項 主索 (鎖) の摩耗、摩損及び錆びた摩耗粉なし。		

- ③ 「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で囲む。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入する。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入する。「素線切れ判定基準」は、以下表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入する。

表 1 素線切れ判定基準の記号

以下の a と b の記号を組み合わせで記入すること。

a 素線切れの判定記号

- 1 素線切れが平均に分布する場合
- 2 素線切れが特定の部分に集中している場合
- 3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合
- 4 谷部で素線切れが生じている場合

b 判定結果の記号

- イ 要是正判定の場合
- ロ 要重点点検判定の場合
- ハ 指摘なしの場合

<記入例>

- <例 1>素線切れが**平均的に分布**する場合で、判定が**要是正**であった場合
該当する素線切れの判定基準・・・・・・（**1－イ**）
- <例 2>素線切れが**平均的に分布**する場合で、判定が**要重点点検**であった場合
該当する素線切れの判定基準・・・・・・（**1－ロ**）
- <例 3>素線切れが**特定の部分に集中**している状況であるが、**指摘なしの範囲**である場合
該当する素線切れの判定基準・・・・・・（**2－ハ**）
- <例 4>素線切れが**全くなく、指摘なし**の場合
該当する素線切れの判定基準・・・・・・（**ハ**）

- ④「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合には「なし」を、ある場合には「あり」を○で囲む。
「あり」を○で囲んだ場合は、その「主索の番号」及び該当する「錆及び錆びた摩耗粉の判定基準」を記入するとともに、「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径」と「綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径」を記入する。また、右欄に「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径」の「摩耗していない部分の直径」に対する「割合」及び谷部が赤錆色に見える主索の「1 構成より 1 ピッチ内の最大の素線切れ数」を記入する。なお、「錆及び錆びた摩耗粉の判定基準」には、下記表 2 に従って錆及び錆びた摩耗粉の判定基準の記号を記入する。

表 2 錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下の **a** と **b** の記号を組み合わせる記入すること。

a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号

- 1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合
- 2 点状の腐食が多数生じている場合
- 3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が 94%未満である場合
- 4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合

b 判定結果の記号

- イ** 要是正判定の場合
ロ 要重点点検判定の場合
ハ 指摘なしの場合

<記載例>

- <例> 錆びた摩耗粉が**多量に付着**している場合で、判定が**要是正**であった場合
該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準・・・・・・（**1－イ**）

- ⑤「主索本数」には、主索の本数を記入する。また、「要重点点検の主索」及び「要是正の主索」には、それぞれ該当するすべての主索番号を記入する。
- ⑥「鎖」の「伸び」には最も摩耗した鎖の番号を記入するとともに、「測定長さ」には、その鎖の最も摩耗した部分の長さを、「基準長さ」には、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入する。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入する。
- ⑦「鎖」の「鎖本数」には、鎖の本数を記入する。また、「要重点点検の鎖」及び「要是正の鎖」は、それぞれ該当するすべての鎖番号を記入する。

鎖の判定

- a) 主索に著しい損傷、変形（キンク・傷・よりの不整）が発生し異常音等がある場合は「**要是正**」
b) 鎖の著しい損傷、変形、ねじれ、腐食等がある場合は「**要是正**」
c) 主索及び鎖の張りが著しく不均等の場合は「**要是正**」
d) 鎖の伸びが 1.5% 以上の場合は「**要是正**」
e) 鎖（リンク内）の給油が適切でない場合は「**要重点点検**」

- ⑧別添 1 様式の写真添付について

2 () 「主索又は鎖」において

- ・最も摩耗した主索又は鎖として指摘した写真
 - ・最も摩損した主索として指摘した写真
 - ・錆びた摩耗粉により赤錆色に見える主索として指摘した写真
- の 3 枚の写真をそれぞれ別添 1 様式に従い添付する。ただし、同一位置の場合は省くことができる。

- ⑨H26年4月1日以降の確認申請の物件については「指摘なし」となり、H26年3月31日以前の物件については、基本的には「既存不適格」となりますが、強度検証法に適合（JIS規格）の主索は既存不適格にはなりません。又大臣認定を取得している主索については、製造者への確認の上既存不適格か否かの判定を行ってください。

4 () 調速機ロープ ロープ式 4(6) 油圧式 4(9)

調速機 ロープ (*)	径の状況	直径(mm) 未摩耗直径(mm)	%
	素線切れ	該当する素線切れ判定基準 ()	判定基準は、(注意)表1で指定の記号で記入する
	素線切れが生じた部分の断面積の割合	70%超 ・ 70%以下	
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)	谷部赤錆色「あり」の場合判定基準を、(注意)表2の指定の記号で記入	%
	直径(mm) 未摩耗直径(mm)		
	該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()		

2(3)主索の判定方法と同じ

釣合いおもり側非常止め装置付きの場合
「8. 上記以外の検査項目」に検査項目と判定を記入

- ① 「調速機ロープ」には、素線切れ数を記入することを除き、「主索又は鎖」に準じて記入する。
- ② 釣合いおもり側に非常止め装置がつく場合、「上記以外の検査項目」に釣合いおもり側調速機ロープの検査項目を追記し判定する。

＜記入例 1＞ 検査項目を1行毎に記載した例

上記以外の検査項目
4(6)調速機ロープ(釣合おもり側)
径の状況
直径(mm) 未摩耗直径(mm)
素線切れ
該当する素線切れ判定基準 ()
素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし)
直径(mm) 未摩耗直径(mm)
該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()

＜記入例 2＞ 検査項目を複数纏めて記載した例

上記以外の検査項目
4()調速機ロープ(釣合おもり側)
径の状況 直径(mm) 未摩耗直径(mm) (%)
素線切れ 該当する素線切れ判定基準() 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし)
直径(mm) 未摩耗直径(mm) (%) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準()

主索又は鎖・調速機ロープの判定

検査事項・検査方法と判定基準

[国土交通省告示 平28年国告第1179号(2017年4月1日施行)]

(イ)検査事項	(ロ)検査方法	(ニ)判定基準				
		判定記号 基準記号	イ. 要是正	ロ. 要重点点検	ハ. 指摘なし	
			次に掲げる基準(以下「素線切れ 要是正判定基準 」)のいづ れかに該当すること。	次に掲げる基準(以下「素線切れ 要重点点検判定基準 」)の いづれかに該当すること。	告示には記載無いが以下を業務 基準書の「ハ 指摘なし判定基 準 」とする。	
主索又は鎖・ 調速機ロープ の径の状況	乗降する頻度の最も高い 階(基準階)から加速終了 位置又は減速開始位置 から基準階の間にかごが ある場合に主索が綱車に かかる箇所、綱車による曲 げ回数が多い箇所等に おける最も摩耗の進んだ 部分の直径及び綱車に かからない部分の直径を 測定する。	摩耗部分の主索の直径		最も摩耗の進んだ部分の直径が 綱車にかからない部分の直径と 比較して 90%未満 であること。	最も摩耗の進んだ部分の直径が 綱車にかからない部分の直径と 比較して 92%未満 であること。	基準階から加速終了位置又は減 速開始位置から基準階の間にかご がある場合に主索が綱車にかかる 箇所、曲げ回数が多い箇所等に おける最も摩耗の進んだ部分の直 径が綱車にかからない部分の直径 と比較して 92%以上 であること。
主索又は鎖・ 調速機ロープ の 素線切れ状況	基準階から加速終了位置 又は減速開始位置から基 準階の間にかごがある場 合に主索が綱車にかかる 箇所、綱車による曲げ回 数が多い箇所、傷のある 箇所等を目視により確認 し、最も摩損の進んだ部 分については重点的に目 視により確認する	1	素線切れが 平均 に分布し ている場合	1よりピッチ内の素線切れ総数が6 より鋼索にあつては 24本 、8より鋼 索にあつては 82本を越えている こと又は1構成より1ピッチ内の素線 切れが 4本を越えて いること	1よりピッチ内の素線切れ総数が6 より鋼索にあつては 18本 、8より鋼 索にあつては 24本を越えている こと又は1構成より1ピッチ内の素線 切れが 3本を越えて いること	1よりピッチ内の素線切れ総数が6 より鋼索にあつては 18本 、8より鋼 索にあつては 24本以下 のこと又は 1構成より1ピッチ内の素線切れが 1本以上3本以下 であること
		2	素線切れが特定の部分に 集 中 している場合	1よりピッチ内の素線切れ総数が6 より鋼索にあつては 12本 、8より鋼 索にあつては 16本を越えている こと又は1構成より1ピッチ内の素線 切れが 9本を越えて いること	1よりピッチ内の素線切れ総数が6 より鋼索にあつては 9本 、8より鋼索 にあつては 12本を越えている こと 又は1構成より1ピッチ内の素線切 れが 7本を越えている こと	1よりピッチ内の素線切れ総数が6 より鋼索にあつては 9本 、8より鋼索 にあつては 12本以下であること 又 は1構成より1ピッチ内の素線切れ が 1本以上7本以下 であること
		3	素線切れが生じた部分の断 面積の摩損がない部分の 断面積に対する割合が 70% 以下 である場合	1構成より1ピッチ内の素線切れが 2本を越えている こと。	素線切れが生じた部分の断面積 の摩損がない部分の断面積に 対する割合が 70%以下 である こと	
		4	谷部で素線切れ ている 場合	谷部で 素線切れが生じて いること	—	
主索又は鎖・ 調速機ロープ の 錆及び錆びた 摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗 粉の固着の状況を目視に より確認し、錆びた摩耗粉 により谷部が赤錆色に見 える箇所がある場合にあつ ては、錆びた摩耗粉により 谷部が赤錆色に見える部 分の直径及び綱車にかか らない部分の直径を測定 するとともに、当該箇所を 重点的に目視により確認 する。	1	錆びた摩耗粉が多量に 付着している場合	素線の状況が確認できないこと	—	
		2	点状の腐食 が多数生じてい る場合	表面が 点状の腐食が多数生じて いること	—	
		3	錆びた摩耗粉により谷部が 赤錆色に見える部分の直径 が綱車にかからない部分の 直径と比較して 94%未満 である 場合	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色 に見える部分の直径が綱車にか からない部分の直径と比較して 94% 未満 であること。	—	
		4	錆びた摩耗粉により 谷部が 赤錆色 に見える部分がある 場合	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆 色に見える部分の1構成より1ピッ チ内の素線切れが 2本を越えて い ること。	錆びた摩耗粉により谷部が 赤錆色 に見える箇所があること。	
主索又は鎖・ 調速機ロープ の 損傷及び 変形の状況	全長を目視により確認する			著しい損傷又は変形があること	—	
鎖の給油 及び 外観の状況	全長を目視により確認する			著しい損傷、変形、ねじれ腐食 等があること。	給油が不十分であること。	
鎖の 摩耗の状況	摩耗の進んだ部分の鎖の 長さ及び鎖車にかからな い部分の長さを測定する。			最も摩耗の進んだ部分の長さが 鎖車にかからない部分の長さとし て、伸びが1.5%以上あるこ と	—	

主索・調速機ロープの径・素線切れ・錆 判定フローチャート2021/2訂正

主索に関する検査

【 摩 耗 】

径の状況

最も摩耗の進んだ部分の直径が
鋼車にかからない部分の直径と
比較して

90%

未満

要正: 摩耗-I

92%

未満

要重点: 摩耗-ロ

以上

指摘なし: ハ

【 摩 損 】

素線切れの状況

最も摩損の進んだ
部分について

1. 平均的に
分布
各よりによって素線
切れの大きな差が
少ない状態

8より鋼索

1よりの総数32本
1構成より最大4本

1よりの総数24本
1構成より最大3本

何れかが超えた時

要正: 1-I

要重点: 1-ロ

何れも以下の時

指摘なし: 1-ハ

鋼索の
より本数

6より鋼索

1よりの総数24本
1構成より最大4本

1よりの総数18本
1構成より最大3本

何れかが超えた時

要正: 1-I

要重点: 1-ロ

何れも以下の時

指摘なし: 1-ハ

2. 特定の部分
に集中
ある一つのよりや、
一部分(異物の噛
み等で損傷)に集
中している状態

8より鋼索

1よりの総数16本
1構成より最大9本

1よりの総数12本
1構成より最大7本

何れかが超えた時

要正: 2-I

要重点: 2-ロ

何れも以下の時

指摘なし: 2-ハ

鋼索の
より本数

6より鋼索

1よりの総数12本
1構成より最大9本

1よりの総数9本
1構成より最大7本

何れかが超えた時

要正: 2-I

要重点: 2-ロ

何れも以下の時

指摘なし: 2-ハ

3. 断面積の割合が70%以下

1ピッチ内の素線切れ

2本

2本超え

要正: 3-I

素線切れがあること
(1~2本)

要重点: 3-ロ

4. 谷部で素線切れが生じている

要正: 4-I

主索の損傷及び
変形の状況

著しい損傷又は
変形があること

(キンク・傷・よりの不整) 異常音の発生 著しい変形(浮き、沈み、もどり)がある

要正: 損傷-I

要正: 変形-I

【 錆 】

錆の状況

摩耗粉の固着の状況について

1. 錆びた摩耗粉が多量に付着
摩耗粉で素線の状況が確認できない状態

要正: 1-I

2. 点状の腐食が多数生じている

要正: 2-I

3. 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に
見える部分の直径が鋼車にかからない部分の
直径と比較して94%未満

要正: 3-I

4. 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見
える部分がある

あり

1構成より1
ピッチ内の素
線切れが2本

超えている

要正: 4-I

以下

要重点: 4-ロ

なし(錆に至る以前だ判定が難しい場合)
業務基準書2017年版P254参照

当該箇所の主索の直
径が鋼車とかからない
部分の直径と比較して
96%未満(目安)

未満

要重点: 4-ロ

以上(錆がある場合は「要重点」)

指摘なし: 4-ハ

第4章 主索の摩耗・摩損 ・錆の記入例

※主索の摩耗・摩損・錆の記入例 [事例1～14]

【事例：1】 素線切れ及び錆は認められない。 《指摘なし》

番号	検査項目		検査結果				担当 検査者 番号
			指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
(3)	主索又は 鎖	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直 径 (11.8 mm) 未摩耗直径 (12.0 mm)	○				
		素線切れ 最も摩損した主索の番号 (素線切れなし) 該当する素線切れ判定基準 (ハ)					
		素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下					
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)					
		谷部が赤錆色に見える主索の番号 (—) 直 径 (— mm) 未摩耗直径 (— mm)					
		該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (ハ)					
		主索本数 (3 本)					
		要重点点検の主索の番号 (—) 要是正の主索の番号 (—)					
		摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)					
		鎖本数 () 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					

〔別添〕 最も摩耗した位置の写真を添付する。

【事例：2】 素線切れがあり、錆は認められない。 《指摘なし》

番号	検査項目		検査結果				担当 検査者 番号
			指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
(3)	主索又は 鎖	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (2) 直 径 (11.8 mm) 未摩耗直径 (12.0 mm)	○				
		素線切れ 最も摩損した主索の番号 (2) 該当する素線切れ判定基準 (1-ハ)					
		素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下					
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)					
		谷部が赤錆色に見える主索の番号 (—) 直 径 (— mm) 未摩耗直径 (— mm)					
		該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (—)					
		主索本数 (3 本)					
		要重点点検の主索の番号 (—) 要是正の主索の番号 (—)					
		摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)					
		鎖本数 () 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					

〔別添〕 最も摩耗した位置と最も摩損した位置が異なれば、それぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。

【事例：3】 素線切れが生じた部分の断面積の割合が70%以下で、かつ1構成より1ピッチの素線切れが2本を超える場合 《要是正》

番号	検査項目		検査結果				担当 検査者 番号
			指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
(3)	主索又は 鎖	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直 径 (15.2 mm) 未摩耗直径 (16.0 mm)	○				
		素線切れ 最も摩損した主索の番号 (1) 該当する素線切れ判定基準 (3-イ)					
		素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下					
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)					
		谷部が赤錆色に見える主索の番号 (—) 直 径 (— mm) 未摩耗直径 (— mm)					
		該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (—)					
		主索本数 (3 本)					
		要重点点検の主索の番号 (—) 要是正の主索の番号 (1)					
		摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)					
		鎖本数 () 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					

〔別添〕 最も摩耗した位置と最も摩損した位置が異なれば、それぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。

【事例：４】 谷部で素線切れが生じている場合 《要是正》

番号	検査項目			検査結果				担当 検査者 番号
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (3) 直 径 (15.8 mm) 未摩耗直径 (16.0 mm)					○
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (3) 該当する素線切れ判定基準 (4-イ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線 切れ数 5 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数				
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)					
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (ー) 直 径 (ー mm) 未摩耗直径 (ー mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (ー)	1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数				
			主索本数 (3 本)					
			要重点点検の主索の番号 (ー) 要是正の主索の番号 (3)					
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	伸び				
			鎖本数 ()					
			要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					

[別添] 最も摩耗した主索位置と最も摩損した主索位置が異なれば、それぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。

【事例：５】 錆びた摩耗粉が多量に付着し、素線の状況が確認できない。 《要是正》

番号	検査項目			検査結果				担当 検査者 番号
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直 径 (13.3 mm) 未摩耗直径 (13.9 mm)					○
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (1) 該当する素線切れ判定基準 (1-ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線 切れ数 5 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数				
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)					
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (2) 直 径 (13.5 mm) 未摩耗直径 (13.9 mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (1-イ)	1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数				
			主索本数 (2 本)					
			要重点点検の主索の番号 (ー) 要是正の主索の番号 (2)					
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	伸び				
			鎖本数 ()					
			要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					

[別添] 最も摩耗した主索と錆の発生した主索が異なるので、最も摩耗した位置の写真と最も錆の摩耗粉が多量付着した位置のそれぞれの写真が必要

【事例：６】 主索の表面に点状の腐食が多数生じている。 《要是正》

番号	検査項目			検査結果				担当 検査者 番号
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直 径 (15.8 mm) 未摩耗直径 (16.0 mm)					○
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (1) 該当する素線切れ判定基準 (1-ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線 切れ数 8 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数				
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)					
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (3) 直 径 (15.8 mm) 未摩耗直径 (16.0mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (2-イ)	1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数				
			主索本数 (3 本)					
			要重点点検の主索の番号 (ー) 要是正の主索の番号 (3)					
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	伸び				
			鎖本数 ()					
			要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					

[別添] 最も摩耗した主索と錆の発生した主索が異なるので、最も摩耗した位置の写真と最も点状腐食が多数発生した位置のそれぞれの写真が必要

【事例：7】 谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して94%未満である。 《要是正》

番号	検査項目			検査結果				担当 検査者 番号
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (2) 直 径 (9.3 mm) 未摩耗直径 (10.0 mm)	93.0	%	○		
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (2) 該当する素線切れ判定基準 (2-ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下	1よりピッチ内の素線 切れ数 3 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 1 本				
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)	93.0	%			
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (2) 直 径 (9.3 mm) 未摩耗直径 (10.0 mm)	1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 1 本				
			該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (3-イ)					
		主索本数 (3 本) 要重点点検の主索の番号 (-) 要是正の主索の番号 (2)						
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	伸び	%			
			鎖本数 () 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					

〔別添〕 最も摩耗した位置、赤錆が発生した谷部位置、最も摩損した位置が異なれば、それぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。

【事例：8】 谷部が赤錆色に見える部分の1構成より1ピッチ内の素線切れが2本を超えている。 《要是正》

番号	検査項目			検査結果				担当 検査者 番号
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (3) 直 径 (15.1 mm) 未摩耗直径 (15.9 mm)	95.0	%	○		
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (3) 該当する素線切れ判定基準 (2-ロ) [注記] 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線 切れ数 9 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 8 本				
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 あり・なし	95.0	%			
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (3) 直 径 (15.4 mm) 未摩耗直径 (15.9 mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (4-イ)	1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 3 本				
			主索本数 (5 本) 要重点点検の主索の番号 (3) 要是正の主索の番号 (3)					
		鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	伸び	%			
			鎖本数 () 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					

〔別添〕 最も摩耗した位置、赤錆が発生した谷部位置、最も摩損した位置が異なれば、それぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。〔注記〕① 同一主索でも、錆発生と素線切れが異なる位置の場合は、それぞれの指摘として記載する。

② 錆発生と素線切れの指摘位置が、同一主索、同一箇所の場合は、状況の悪い方の判定を記載する。

【事例：9】 谷部が赤錆色に見える部分がある。他主索で1構成より1ピッチ内の素線切れがある。 《要是正》

番号	検査項目			検査結果				担当 検査者 番号
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直 径 (11.6 mm) 未摩耗直径 (12.0 mm)	96.7 %	○			
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (2) 該当する素線切れ判定基準 (1ーイ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合	1よりピッチ内の素線 切れ数 12 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数				
			70%超 70%以下	6 本				
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり) なし	96.7 %				
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (1) 直 径 (11.6 mm) 未摩耗直径 (12.0 mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (4ーロ)	1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数				
		鎖	主索本数 (5 本) 要重点点検の主索の番号 (1) 要是正の主索の番号 (2)	0 本				
			摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	伸び %				
			鎖本数 () 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					

〔別添〕 同一主索(No.1)において、摩耗、錆が発生しているので位置が異なればそれぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。摩損は別主索(No.2)で発生しているので、摩耗、錆とは別に最も摩損した位置を撮影した写真が必要。

【事例：10】 谷部が赤錆色に見える部分があり、かつ1構成より1ピッチ内の素線切れがある。 《要重点点検》

番号	検査項目			検査結果				担当 検査者 番号
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直 径 (11.9 mm) 未摩耗直径 (12.2 mm)					○
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (1) 該当する素線切れ判定基準 (1-ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下					
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり) なし					
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (1) 直 径 (11.9 mm) 未摩耗直径 (12.2 mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (4-ロ)					
			主索本数 (4 本) 要重点点検の主索の番号 (1, 2, 3, 4) 要是正の主索の番号 (—)					
			摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm) 伸び %					
		鎖	鎖本数 () 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					

[別添] 最も摩耗した位置、赤錆が発生した谷部位置、最も摩損した位置が異なれば、それぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。

【事例：11】 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があり、かつ他主索で1構成より1ピッチ内の素線切れがある。 《要重点点検》

番号	検査項目			検査結果				担当 検査者 番号
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (3) 直 径 (11.5 mm) 未摩耗直径 (11.9 mm)					○
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (3) 該当する素線切れ判定基準 (1-ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下					
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり) なし					
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (1) 直 径 (11.6 mm) 未摩耗直径 (11.8 mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (4-ロ)					
			主索本数 (5 本) 要重点点検の主索の番号 (1) 要是正の主索の番号 (—)					
			摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm) 伸び %					
		鎖	鎖本数 () 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					

[別添] 同一主索 (No. 3) において、摩耗、摩損が発生しているので位置が異なればそれぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。
錆発生は別の主索 (No. 1) で発生しているので、個別に最も赤錆が見える谷部を撮影した写真が必要。

【事例：12】 同一主索で、素線切れと谷部に赤錆が見える 《要重点点検》

番号	検査項目			検査結果				担当 検査者 番号
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直 径 (15.2 mm) 未摩耗直径 (15.8 mm)					○
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (1) 該当する素線切れ判定基準 (1-ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下					
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり) なし					
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (1) 直 径 (15.2 mm) 未摩耗直径 (15.8 mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (4-ロ)					
			主索本数 (5 本) 要重点点検の主索の番号 (1, 2, 3, 4, 5) 要是正の主索の番号 (—)					
			摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm) 伸び %					
		鎖	鎖本数 () 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					

[別添] 最も摩耗した位置、最も摩損した位置、最も赤錆摩耗粉が付着している位置が異なれば、それぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。

【事例：13】 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある。他主索で1構成より1ピッチ内の素線切れがある。《要重点点検》

番号	検査項目			検査結果				担当 検査者 番号
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (2) 直 径 (11.8 mm) 未摩耗直径 (12.1 mm)		97.5 %			
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (2) 該当する素線切れ判定基準 (1-ロ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下		1よりピッチ内の素線 切れ数 12 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 4 本			
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 あり・なし		97.5 %			
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (4) 直 径 (11.75 mm) 未摩耗直径 (12.1 mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (4-ロ)		1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 0 本			
			主索本数 (4 本) 要重点点検の主索の番号 (2, 4) 要是正の主索の番号 (-)					
			摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)		伸び %			
		鎖	鎖本数 () 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					

〔別添〕 同一主索 (No. 2) において、摩耗、摩損が発生しているので位置が異なればそれぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。
錆発生は別の主索 (No. 4) で発生しているので、個別に最も赤錆が見える谷部を撮影した写真が必要。

【事例：14】 素線切れなし。錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある。《要重点点検》

番号	検査項目			検査結果				担当 検査者 番号
				指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不適格	
(3)	主索又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (1) 直 径 (11.8 mm) 未摩耗直径 (12.0 mm)		98.3 %			
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 (素線切れなし) 該当する素線切れ判定基準 (ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下		1よりピッチ内の素線 切れ数 0 本 1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 0 本			
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 あり・なし		98.3 %			
			谷部が赤錆色に見える主索の番号 (1) 直 径 (11.8 mm) 未摩耗直径 (12.0 mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (4-ロ)		1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ数 - 本			
			主索本数 (3 本) 要重点点検の主索の番号 (1) 要是正の主索の番号 (-)					
			摩耗 最も摩耗した鎖の番号 () 測定長さ (mm) 基準長さ (mm)		伸び %			
		鎖	鎖本数 () 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()					

〔別添〕 最も摩耗した主索位置と最も摩損した主索位置が異なれば、それぞれの写真が必要。同一位置であれば一枚の写真でよい。

※「素線切れ判定基準」は、以下に従って

素線切れ判定基準の記号を記入する。

表1 素線切れ判定基準の記号

以下の a と b の記号を組み合わせる記入すること。

a 素線切れの判定記号

- 1 素線切れが平均的に分布する場合
- 2 素線切れが特定の部分に集中している場合
- 3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合
- 4 谷部で素線切れが生じている場合

b 判定結果の記号

- イ 要是正判定の場合
ロ 要重点点検判定の場合
ハ 指摘なしの場合

<記入例>

<例1>素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合

該当する素線切れの判定基準・・・(1-イ)

<例2>素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要重点点検であった場合

該当する素線切れの判定基準・・・(1-ロ)

<例3>素線切れが特定の部分に集中している状況であるが、指摘なしの範囲である場合

該当する素線切れの判定基準・・・(2-ハ)

<例4>素線切れが全くなく、指摘なしの場合

該当する素線切れの判定基準・・・(ハ)

表2 錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下の a と b の記号を組み合わせる記入すること。

a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号

- 1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合
- 2 点状の腐食が多数生じている場合
- 3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合
- 4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合

b 判定結果の記号

- イ 要是正判定の場合
ロ 要重点点検判定の場合
ハ 指摘なしの場合

<記載例>

<例>錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合

該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準・・・(1-イ)

鎖の判定

- a) 主索に著しい損傷、変形（キンク・傷・よりの不整）が発生し異常音等がある場合は・・・「要是正」
- b) 鎖の著しい損傷、変形、ねじれ、腐食等がある場合は・・・「要是正」
- c) 主索及び鎖の張りが著しく不均等の場合は・・・「要是正」
- d) 鎖の伸びが1.5%以上の場合は・・・「要是正」
- e) 鎖（リンク内）の給油が適切でない場合は・・・「要重点点検」

第5章 「特記事項」 の記入例

特記事項(*)

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容	改善(予定)年月	

「特記事項」の記入要領

① 「特記事項」欄は、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(年月)」欄に当該年月を()書きで記入する。

② 次の項目は、「特記事項」欄に記載が必要である。

- | | |
|--|--|
| a) 「要是正」「要重点点検」の具体的指摘, 改善内容 | [必須] |
| b) 設置時期で判断する耐震関係既存不適格は、「耐震関係は設置時期で既存不適格」と記入する。 | [必須] |
| c) 「既存不適格」の具体的指摘, 改善内容 等 | [必須ではないが記載するのが望ましい、
記載する場合は全既存不適格を記入する] |
| d) 地震時等管制運転装置が昇降行程 7m 以下で対象外の時 | [必須] |
| e) 6(10)すき間 前回値よりプラス 100mm 以上となった場合の理由 | [必須] |
| f) ピット冠水、昇降路入室できない場合の測定不可項目 | [必須] |
| g) 巻上機ブレーキの「プランジャーストローク」検査項目において製造者が指定する項目 | [必須] |

【記載上の注意】

イ) 「要是正」「要重点点検」指摘の際は、次の内容を明記する。(「特記事項」記入例参照)

- ・ 該当する検査項目の番号
- ・ 「検査項目」欄には、検査項目と指摘レベル(「要是正」もしくは「要重点点検」)
- ・ 「指摘の具体的内容等」欄には、指摘した判定理由が明確に分るように記入する。

＜例＞ 6(6) ピット漏水による機器の発錆あり (要是正) [「ピット漏水」だけでは説明不足]

1(2) 機械室に荷物有り定期点検作業に支障あり (要是正) [「機械室に荷物有り」だけでは説明不足]

ロ) 「既存不適格」を記入する際は、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入する。

「指摘の具体的内容等」欄には「既存不適格」とした具体的内容を記入する。

ハ) 説明文章

昇降機装置名、部品名等の社内用語はさけ、共通な用語を用いる。

- ・ 具体的に記入する。
- ・ 平易な表現とする。

ニ) 「その他」要望事項

法令で設置が義務づけられていない装置に不具合が発生した場合、「その他」事項として「特記事項」に記載し、管理者(所有者)へ改善要望を行う。

「その他」での要望事項は別添2様式を必ず添付のこと。

＜例＞ 停電時自動着床装置のバッテリー劣化など

■「特記事項」記入例

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
「要是正」「要重点点検」指摘の記載例					
1(4)	救出装置(要是正)	制動装置開放の状況	バッテリー劣化により開放不良	バッテリーの交換	(令和〇年〇月)
2(10)	地震時等管制運転装置(要是正)	作動状況	バッテリー劣化により作動不良	バッテリーの交換	(令和〇年〇月)
2(3)	主索又は鎖(要是正)	素線切れ状況	No.2,3の主索の素線切れが平均的に分布しており、1構成より1ピッチ内の素線切れが5本ある。	主索の交換	(令和〇年〇月)
6(6)	ピット床(要是正)	機器に及ぼす冠水状況	ピット内冠水により機器に劣化が発生	ピット内冠水の排水、及び機器のオーバホール	(令和〇年〇月)
1(14)	ブレーキ(要重点点検)	パッドの厚さ	パッドの厚さが要重点点検の基準値に達していることから重点的に点検が必要。	ブレーキパッドの交換	(令和〇年〇月)
「既存不適格」指摘の記載例					
2(9)	戸開走行保護装置(既存不適格)	設置及び作動の状況	戸開走行保護装置なし	戸開走行保護装置付き現行機種への取替を要望します。	
3(13)	かごの床先(既存不適格)	かごの床先と昇降路壁とのすき間の状況	かご床先と昇降路壁とのすき間が12.5cmを超えている。	フェッシャプレートを取付を要望します。	
2(10)	地震時等管制運転装置(既存不適格)	加速度を検知する部分の取付けの状況	・P波センサーなし ・地震時管制運転装置と予備電源装置の連動なし	・P波の取付を要望します。 ・予備電源と連動した地震管制運転装置取付けを要望します。	
1(18)	駆動装置等の耐震対策(既存不適格)	転倒・移動防止用の装置駆動装置等の耐震状況	制御盤の転倒防止の未処置 ロープガード未取付	制御盤 転倒防止処置, ロープガード取付を要望します。	
4(14)	昇降路内の耐震対策(既存不適格)	・ロープガード等の状況 ・ガイドレールとのかかり状況 ・突出物の状況	・調速機ロープ、つり合いロープ等の突出物に対する保護処置なし	現行法に適合した耐震強化を要望します。	
設置時期で判断する「既存不適格」指摘の記載例					
4(5)	頂部綱車	取り付けの状況(耐震対策)	耐震関係は、設置時期で既存不適格を判断	平25国告第1047号を満たす耐震強化をお願いします。	
検査対象外の連絡の記載例					
2(8)	はかり装置	警報、かご・乗場の戸及び取付けの状況	検査項目対象外	項目抹消	検査年月
3(12)	停電灯装置	設置、作動及び照度の状況	検査項目対象外	項目抹消	検査年月
2(10)	地震時等管制運転装置	昇降行程は7m以下か	昇降行程5mのため、検査対象外	項目抹消	検査年月
2(1)	圧力配管	継手、配管	継手、配管の一部が埋設のため確認できず。	—	検査年月
部品交換による検査結果変更の連絡					
1(14)	巻上機	ブレーキパッド残存厚み	ブレーキパッド交換。	—	2020年5月
2(3)	主索又は鎖	径、素線切れ、錆の状況	主索の交換。	—	2020年5月
6(10)	釣合おもり底部すき間	すき間の状況	主索取替に伴い測定値変化有り	—	2020年5月
その他(所定検査項目以外の)指摘					
その他	停電時自動着床装置	停電時作動状況	バッテリー劣化により作動不良	バッテリーの交換	(令和〇年〇月)

バッテリー不良等による検査結果表(特記事項)の記載について

救出装置、地震時等管制運転装置、乗場戸の遮煙装置、停電時自動着床装置等のバッテリー電源が共用されている構成でバッテリー不良の場合は検査項目毎に指摘を記入する。

* 停電時自動着床装置は検査項目外であり『その他』改善要望事項として扱う。別添2様式を添付するのが望ましい。

第6章 別添1・別添2 様式 の記入例

別添1様式 主索、鎖及びブレーキパッドの写真

主索又は鎖		台帳番号
最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号 ()		検査結果
		☐ 要是正 ☐ 要重点点検 ☐ 指摘なし
(錆びなし) 写真貼付 特記事項に「撮影箇所」を記入する。 (写真に表示ラベルを入れて撮影しなくてよい。) (錆びあり) 主索写真に表示ラベルを入れて撮影する。 「ラベル記入内容」 現場名・号機・検査日・撮影箇所(例:赤錆色に見える主索は、カゴ位置が3階で綱車にかかる位置) ※やむを得ず写真が不鮮明となった場合は、その内容を特記事項に記入する。		特記事項 撮影箇所の記入例 (錆びなし) 例1:「最も摩耗(摩損)した主索は、基準階から加速終了位置で主索が綱車にかかる箇所」 例2:「最も摩耗(摩損)した主索は、基準階減速開始位置から基準階までの位置で主索が綱車にかかる箇所」 例3:「最も摩耗(摩損)した主索は、曲げ回数が多い箇所」 撮影箇所の記入例 (錆びあり) 例1:「赤錆色に見える主索は、基準階から加速終了位置で主索が綱車にかかる箇所」 例2:「赤錆色に見える主索は、基準階減速開始位置から基準階までの位置で主索が綱車にかかる箇所」 例3:「赤錆色に見える主索は、曲げ回数が多い箇所」 例4:「赤錆色に見える主索は、おもり側綱止めから3mの箇所」 例5:「赤錆色に見える主索は、カゴが3階で主索が綱車にかかる箇所」

ブレーキパッドの位置は ☐ 右(下) ☐ 左(上) 上下について
 場合は上が左、下が右で判定すること。

ブレーキパッド		検査結果
ブレーキパッドの取付位置 ☐ 右 ☐ 左		☐ 要是正 ☐ 要重点点検 ☐ 指摘なし
(ディスク式) 「検査結果表」:左右に測定値を記入する。 別添1様式:左右 ☒ 欄にはパッド摩耗(大)の方に ☒ を入れる。 (同じであればどちらか撮影した側に ☒) パッド摩耗(大)の方の写真を貼り付ける。 写真貼付 (撮影不可について、業務基準書講習会のQ&Aの回答) ブレーキの構造上又は設置状況位により撮影が不可能な場合は、撮影が不可能であることが確認できる当該ブレーキの構造図、ブレーキの外観を撮影した写真等を添付して下さい。 ブレーキパッドの写真撮影は、ドラム式に限らず全ての物が対象です。		特記事項 (クラッチ式) 「検査結果表」 パッドに左(上) 右(下)がないため、右・左を抹消し右欄に測定値を記入する。 「別添1様式」 左右 ☒ 欄を抹消する。

(注意)

- この書類は、主索、鎖及びブレーキパッドについて作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、要重点点検の指摘があった場合は「要重点点検」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ブレーキパッドにおいて、同一昇降機内に複数あるものについては、最も摩損したものの写真を貼付することとし、パッドの取付位置について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、ブレーキの構造上又は設置状況によりブレーキパッドの撮影が不可能な場合は、写真貼付を省略しても構いません。
- 写真は、主索、鎖及びブレーキパッドの摩損状況が確認できるように撮影したものを貼付してください。

別添1様式 記入例

① 摩耗・摩損の記載例

主索又は鎖 最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号(1)	検査結果 ☐ 要是正 ☐ 要重点点検 ☒ 指摘なし
最も摩耗若しくは 摩損が進んだ部分の主索の写真 添付写真の注意 	特記事項 <記入例> <u>最も摩耗・摩損した主索の位置を特定できるよう記入する。</u> ・最も摩耗した主索部分は「最下階停止時かご下右綱車にかかる箇所より上1,500mmの位置」 ・最も摩損した主索部分は「1 階床レベル上500mmでかご下綱車にかかる位置」 ・最も摩損した主索部分は「かごが最上階停止時駆動綱車にかかる曲げ回数の多い位置」

② 「錆びた摩耗粉により 谷部が赤錆が見える主索」の記載例

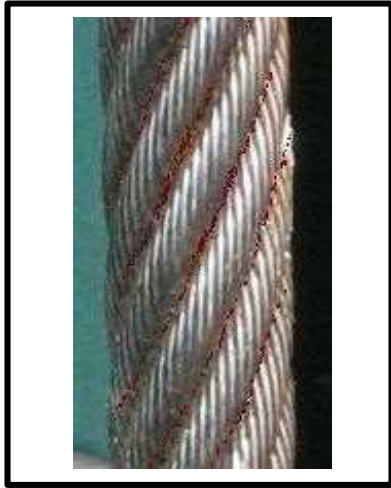
主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号(3))	検査結果 ☒ 要是正 ☐ 要重点点検 ☐ 指摘なし
錆びの見える主索は 最も摩耗した主索（鎖）の写真の他に <u>別添1様式を追加し、錆びの見える主索の写真と、特記事項に詳細を記入の上、添付する。</u> <u>錆発生の主索写真はカラー</u>とし、状態が確認出来るものであること。 	特記事項 <u>錆の発生している位置と状況を記入する。</u> 【「要是正」指摘】 記載例 ・1階停止時に綱車に掛かる直下付近で、赤錆が発生し1構成より1ピッチ内素線切れが2本を超えている。 ・1階停止時に綱車に掛かる直下付近で、錆びた摩耗粉が多量に付着し、素線の状況が確認できない。 ・駆動綱車とかご下綱車の中間部で西日があたる箇所の表面に点状の腐食が多数生じている。 ・1階停止時に綱車に掛かる直下付近の赤錆発生位置の主索直径が、綱車にかからない部分の直径と比較して94%未満である。 【「要重点点検」指摘】 記載例 ・1階床レベル上500mmでかご下綱車にかかる位置の谷部に赤錆色に見える箇所がある。 ・主索全体に摩耗粉の赤錆が付着している。

別添1 様式掲載の主索写真について

① 「錆」の状態と判定

第一段階

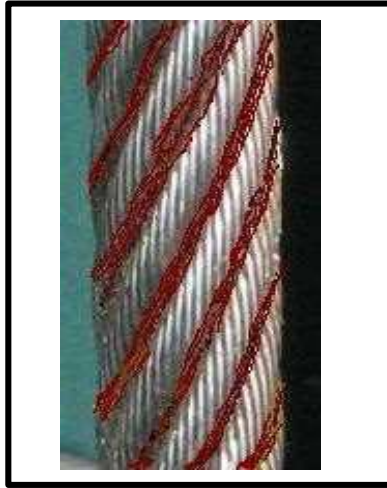
谷部が赤錆色に見える



【要重点点検】

第二段階

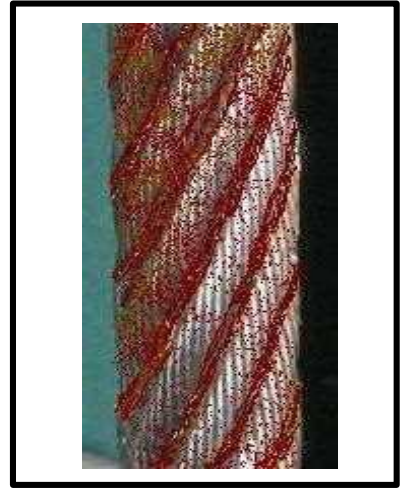
谷部の赤錆色が進んだ状態



【要重点点検】

第三段階

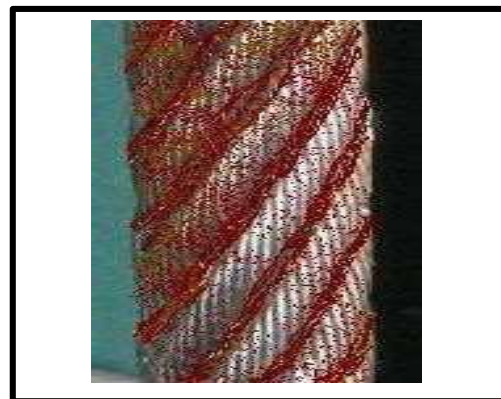
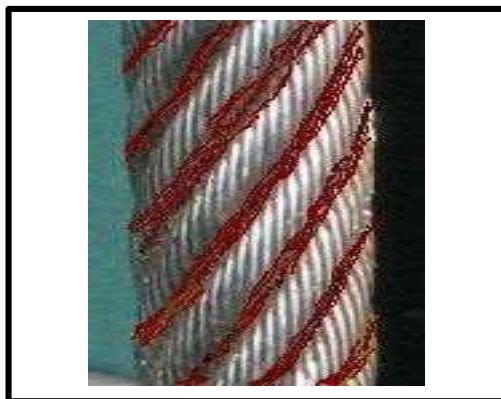
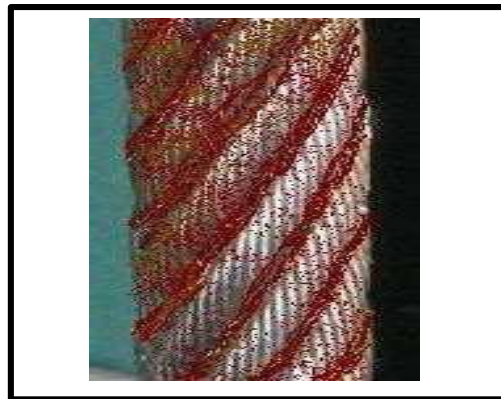
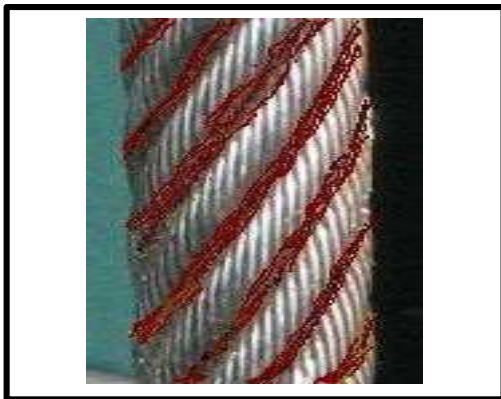
谷部の赤錆色と摩耗粉の付着



【要是正・要重点点検】

【注意】 錆が発生した主索の写真撮影について

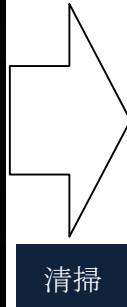
主索の錆及び錆びた摩耗粉の写真はなるべく『カラー写真』とし、錆の発生状況が分かるように撮影する。



② 「最も摩耗・摩損の進んだ部分」の添付する写真について

【注意】

- a) 最も摩耗・摩損の進んだ部分を撮影した写真を添付する。
- b) ウェス等で主索表面に固着しているグリース、オイルをふき取り撮影する。
- c) 素線切れ、素線摩耗状況が鮮明に判断できる写真を添付する。



清掃



そのままでは、主索（ロープ）にロープグリースオイルが固着し素線切れ、摩耗状況が判断できない。

素線摩耗状況が鮮明に判断できる。



素線摩耗状況が鮮明に判断できる。



素線摩耗状況、素線切れが確認できる。

別添2様式

部位	番号	検査項目・検査事項	検査結果		
			☐ 要是正	☐ 要重点点検	☐ その他
写真貼付	特記事項				

部位	番号	検査項目・検査事項	検査結果		
			☐ 要是正	☐ 要重点点検	☐ その他
	特記事項				

【注意】

- ① この書類は、主索、鎖及びブレーキパッドを除く、検査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目又は「要重点点検」の項目について作成する。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成する。「要是正」及び「要重点点検」の項目がない場合は、この書類を省略してもよい。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添える。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目・検査事項」は、それぞれ別記様式の番号、検査項目、検査事項に対応したものを記入する。
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、要重点点検の指摘があった場合は「要重点点検」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」チェックボックスに「レ」マークを入れる。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観状況が確認できるように撮影したものを貼付する。
- ⑥ 特記事項には、状況と判定理由を記入する。

③ 他ケースでの記入例

摩耗、摩損及び錆に対して、それぞれの指摘箇所を撮影した写真が必要である。但し、同一場所の場合は省くことができる。全て別の箇所の場合は3枚の写真添付が必要である。

【例1】摩耗・摩損・錆がそれぞれ異なる主索で発生した場合の記入例

検査結果は2(3)[ロープ式エレ]
と同じとなる

主索又は鎖 最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部 が赤錆色に見える主索の番号 (1)		検査結果 ☒ 要是正 ☐ 要重点点検 ☐ 指摘なし
写真	特記事項 最も摩耗した部分は 主索番号1の「最下階停止時かご下右綱車にかかる箇所より 上1,500mmの位置」	

主索又は鎖 最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部 が赤錆色に見える主索の番号 (3)		検査結果 ☒ 要是正 ☐ 要重点点検 ☐ 指摘なし
写真	特記事項 最も摩損した部分は 主索番号3の「1階レベル上500mmでかご下右綱車にかかる位置」	

主索又は鎖 最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部 が赤錆色に見える主索の番号 (4)		検査結果 ☒ 要是正 ☐ 要重点点検 ☐ 指摘なし
写真	特記事項 最も錆の摩耗粉が多量に付着し素線の状況が確認できない部分は 主索番号4の「最下階停止時巻上機綱車にかかる箇所より 上1,500mmの位置」	

【例2】摩耗・摩損・錆がそれぞれ同一主索・同一位置で発生した場合の記入例

主索又は鎖 最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が 赤錆色に見える主索の番号 (1)		検査結果 ☒ 要是正 ☐ 要重点点検 ☐ 指摘なし
写真 (同一場所であれば纏めてよい)	特記事項 最も摩損、摩耗、赤錆の谷部で2本以上の素線切れが同一場所に発生し ている箇所は、「最下階停止時 巻上機綱車にかかる箇所より上 1,500mmの位置」	

【例3】主索交換直後などで、摩耗・摩損・錆が全くない場合の記入例

主索又は鎖 最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部 が赤錆色に見える主索の番号 (2)		検査結果 ☐ 要是正 ☐ 要重点点検 ☒ 指摘なし
写真	特記事項 主索の摩耗・摩損及び錆びた摩耗粉なし	

撮影した主索番号を記入する

第7章 既存不適格 の判断基準

・エレベーター 既存不適格 事項 一覧表

検査結果表No.欄に示す番号は **ロープ式エレベーター**
 (*印は油圧式エレベーター) の検査項目の番号を示しています。

※「**設置時期で判断**」する 検査項目を**赤太字**で表記。

※「**主要な指示部分**」とは? エレベーターのかご及びかごを支え、又は吊る構造上主要な部分をいう。

検査結果表No.	検査項目 (検査事項)	既存不適格事項	改善する場合の対応	根拠法令 (施行年月日)	乗用 及び 人荷 用	寝 台 用	自 動 車 用	荷 物 用
1(1) *1(1)	■機械室への通路及び 出入り口戸	■ 階段の構造 ■ 戸の施錠 ■ 通路及び戸の構造	■階段のけがれは23cm以下、踏面は15cm以上に改善 ■手すりの取付 ■通路及び出入り口の幅70cm以上、高さ1.8m以上の施錠できる鋼製の戸に改善	令第129条の9第四号 令第129条の9第五号 (昭和46年1月1日)	○	○	○	○
1(2) *1(2)	■機械室内の状況並びに 照明設備及び換気設備等	■ 照明設備・換気設備	■換気上有効な開口部又は換気設備の取付。機器に影響を及ぼさない室温(40℃以下)を確保。	令第129条の9第三号 (昭和46年1月1日)	○	○	○	○
1(4) *1(3)	■救出装置	■ 救出用ワイヤーロープの 固定措置	■救出用ワイヤーロープの固定	平12年国令第1413号 第1第三号 (平成24年8月1日)	○	○	○	○
1(18) *1(20)	■ 駆動装置等の耐震対策	■ ロープガード等の有無又は 寸法 ■ 駆動装置の転倒移動防止措置 (油圧駆動装置含む) ■ 電動発電機の 転倒移動防止措置 ■ 制御盤等の 転倒移動防止措置 ■ マシンビーム(平25国告 第1047号に)適合しない	■ロープガード等の取付又は寸法が基準を満たすようにする(主索が綱車から外れる事を防止) ■ 駆動装置 、電動発電機、制御盤等の 転倒移動防止措置 の改善 ■マシンビームの(平25国告第1047号に)改善 ※油圧エレは 主要な支持 ではないため除く	令第129条の4第3項 第四号 (昭和56年6月1日) 令第129条の8第1項 平21国告示703号 平20国告示1498号 (平成21年9月28日) 平25国告第1047号 (平成26年4月1日)	○	○	○	○
*1(19)	■ 高圧ゴムホース ※油圧パワーユニットから シリンダーまでの常用圧 力がかかるゴムホース	■ 高圧ゴムホースが(平25国告 第1047号に)適合しない	■高圧ゴムホースの(平25国告第1047号に)改善	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)	○	○	○	○
*2(1)	■ 圧力配管	■ 圧力配管が(平25国告 第1047号に)適合しない	■圧力配管の(平25国告第1047号に)改善	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)	○	○	○	○
2(3) *2(3)	■ 主索又は鎖	■ 主索(鎖)が(平25国告第1047 号に)適合しない	■主索(鎖)の(平25国告第1047号に)改善	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)	○	○	○	○
2(5) *2(5)	■ 主索又は鎖及び関連機 ロープの取付部	■ 主索(鎖)取付が(平25国告 第1047号に)適合しない	■主索(鎖)取付の(平25国告第1047号に)改善	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)	○	○	○	○
2(6) *2(6)	■主索又は鎖の緩み検 出装置(巻胴式及び間 接式油圧エレベータ ー)	■ 主索(鎖)の緩み検出装置	■主索(鎖)の緩み検出装置の取付	令第129条10の2項 (昭和57年12月1日) * 巻胴式 (昭和34年1月1日) 平12建告第1423号 第5第二号 (平成12年6月1日)	○	○	○	○
(主索又は鎖の緩み検出装置＝主索又は鎖が緩んだ時に、動力を自動的に切る装置)								
2(8) *2(7)	■はかり装置 (過荷重検出装置)	■ はかり装置 (過荷重検出装置)	■はかり装置 (過荷重検出装置)	令第129条10の3項 第四号イ (昭和46年1月1日)	○	○	—	—
*2(8)	■ プランジャー	■ プランジャーが(平25国告 第1047号に)適合しない	■プランジャーの(平25国告第1047号に)改善	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)	○	○	○	○
*2(10)	■ シリンダー	■ シリンダーが(平25国告 第1047号に)適合しない	■シリンダーの(平25国告第1047号に)改善	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)	○	○	○	○
2(9) *2(13)	■戸開走行保護装置	■ 戸開走行保護装置	■戸開走行保護装置の取付	令第129条10の3項 第一号 (平成21年9月28日)	○	○	○	○
(戸開走行保護装置＝何らかの理由によって戸が閉じる前にかごが昇降した場合に、かごを停止させる装置)								
2(10) *2(14)	■地震時管制運転装置 (昇降行程7m以下の乗 用、人荷用及び寝台 用は適用除外。また、 荷物用・自動車用で、 かご内に操作盤がなく 乗場操作盤で送り運 転のみで人が乗ら ない場合gは除外。)	■ P波センサー ■ S波センサー ■ 予備電源装置 ■ かご内表示装置	■地震時管制運転装置(P波センサー、 S波センサー、予備電源装置、表示 装置)の取付	平20国告示1536号 第2 (平成21年9月28日)	条件付き ○ ○ ○ ○			
3(1) *3(1)	■かごの壁又は囲い、 天井及び床	■ 手すり(かごの壁等に ガラスを使用する場合)	■手すり支えの取付 (ガラス以外部分高さ80cm～110cm以 下に取付)	平20国告示1455号 第1第五号 (平成22年9月28日)	○	○	○	○

検査結果表No.	検査項目 (検査事項)	既存不適格事項	改善する場合の対応	根拠法令 (施行年月日)	乗用 及び 人荷 用	寝台 用	自動 車用	荷物 用
3(6) *3(8)	■かご操作盤及び表示器	■かご操作盤及び表示装置	■かご操作盤(表示)の改善	平12年建告第1413号 第1第七号イ (平成26年4月1日)	-	-	○	-
3(2) *3(2)	■かごの戸	■自動閉鎖する戸の反転作 動機能 ■乗用、寝台用エレベーター のかごの戸 ■かごの戸相互間及び敷居 間のすき間 ■出入り口の戸のすき間 (収縮戸)	■戸の反転機能を有する装置の取付 ■かごの戸を引き戸に交換 ■かごの戸相互間及び敷居間のすき間 を8mm以下(ただし、上げ戸、下げ戸 又は上下戸である場合は9.5mm以下) に改善	平20国告示1455号 第2第七号 (平成21年9月28日) 平20国告示1455号 第2第二号 (平成22年9月28日)	○	○	○	○
3(11) *3(12)	■かごの照明設備	■照明設備の照度	■床面で50ルクス以上(乗用及び寝台 用以外の場合は25ルクス以上)の照 度を保つように改善	平20国告示1455号 第1第八号 (平成22年9月28日)	○	○	○	○
3(12) *3(13)	■停電灯装置	■停電灯装置	■停電した時に、床面で1ルクス以上 の照度を30分以上確保できる照明設 備の取付	令第129条10の3項 第四号ロ (昭和46年1月1日)	○	○	-	-
3(13) *3(14)	■かご床先	■かご床先と昇降路壁との 水平距離 ■かご床先と出入口床先と の水平距離	■かご床先と昇降路壁とのすき間を 12.5cm以下に改善 ■かご床先と出入口床先とのすき間を 4cm以下に改善	令第129条の7第四号 (昭和56年6月1日) (平成26年4月1日)	○	○	-	-
4(5)	■ 頂部綱車	■頂部綱車が(平25国告 第1047号に)適合しない	■頂部綱車の(平25国告第1047号に) 改善	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)	○	○	○	○
4(7) *4(10)	■かごの非常救出口	■非常救出口のスイッチ ■非常救出口の施錠装置 ■天井救出口及び側部救出口 の両方がある	■非常時において、かご内の人を安全 にかご外に救出するために、スイッ チ及び施錠装置の取付	令第129条の6第四号 (昭和46年1月1日) 平12建告第1413号 第1第一号 (平成21年9月28日)	○	○	○	-
	救出口のないエレベーター(平20国告示1455号第1号第一号ロ)							
4(10)	■ ガイドレール及び レールブラケット	■ガイドレール及びレールブラ ケットが(平25国告第1047号 に)適合しない	■ガイドレール及びレールブラケットの (平25国告第1047号に)改善 ※機械室ありは 主要な支持 ではないため除く	平25国告第1047号 第一号、第二号、 第三号 (平成26年4月1日)	○	○	○	○
4(11) *4(13)	■施錠装置	■施錠装置のロック機構 ■煙感知器の点検口(対象除 外)	■施錠装置のロック機構及び係合寸法を 7mm以上に改善 ■煙感知器の点検口にスイッチ取付等の 改善(平成29年4月1日より対象除外)	令第129条の7第三号 平20国告示1447号 第二・四・六号 平20国告示第1454号 第一号ハ (平成21年9月28日) 平20国告示1447号第 三号 (平成24年8月1日)	○	○	○	○
4(12) *4(14)	■昇降路における壁又は 囲い	■点検口自動閉鎖及び 施錠	■昇降路壁1.8m以下に設けた点検口を 自動閉鎖及び施錠装置付に改善	平20国告示第1413号 国住指第992号 (平成21年6月7日)	○	○	○	○
4(13) *4(15)	■乗り場の戸及び敷居	■乗用、寝台用エレベーター の乗り場戸 ■戸相互間及び敷居間のす き間	■乗り場の戸を引き戸に交換する ■戸相互間及び敷居間のすき間を6mm以 下(上げ戸、下げ戸又は上下戸であ る場合は9.5mm以下)に改善	平20国告示第1454号 第六号 (平成12年9月28日)	○	○	○	○
4(14) *4(16)	■ 昇降路内の耐震対策	■かご、つり合いおもりの脱レ ール防止 ■ガイドレールのかかり代不足 ■主索及び調速機用綱車の ロープガードの有無又は寸法 ■調速機ロープ、移動ケーブ ル、つり合いおもり用ロープ (鎖)等の突出物に対する保護 措置	■ 脱レール防止装置 の取付 ■ガイドレールとのかかり代の改善 ■ロープガードの取付又は設置寸法が 基準を満たすよう改善 ■保護金網、保護線、プロテクター、 テープガイド等の改善	令第129条の4第3項 第三号、第四号 昭和56年6月1日) 令第129条の7第五号 イ 平20国告示1494号 平20国告示1495号 平20国告示1498号 (平成21年9月28日)	○	○	○	○
4(18)	■ 釣合おもりの各部	■釣合おもり枠が(平25国告 第1048号に)適合しない	■釣合おもり枠の(平25国告第1048号 に)改善	平25国告第1048号 (平成26年4月1日)	○	○	○	○
5(3) *5(3)	■乗り場の戸の遮煙構造	■乗り場の戸の遮煙構造材の 劣化等	■乗り場の戸の遮煙構造材の改善	昭48建告示第2563号 第1第一号 (平成14年6月1日)	○	○	○	○
6(12) *6(11)	■ ピット内の耐震対策	■主索及び調速機のロープガ ードの有無又は寸法 ■ガイドレールとのかかり代 ■ピット内の突出物への保 護措置	■ロープガードの取付又は設置寸法が 基準を満たすよう改善 ■ガイドレールとのかかり代の改善 ■突出物への保護の改善	令第129条の7第五号 イ (昭和56年6月1日) 平20国告示1494号 平20国告示1495号 平20国告示1498号 (平成21年9月28日)	○	○	○	○

エスカレーター

検査結果表№欄に示す番号はエスカレーターの検査項目の番号を示しています。

検査結果表№	検査項目	既存不適格事項	改善する場合の対応	根拠法令 (施行年月日)
3(6)	■ 踏段相互のすき間	■ 踏段相互のすき間	■ 踏段相互のすき間の調整(5mm以下)	令129条の12第1項第一号 平12建告第1417号第1第一号二号 (平成12年6月1日)
3(7)	■ スカートガード	■ 踏段とスカートガードのすき間	■ 踏段とスカートガードのすき間の調整(5mm以下)	令129条の12第1項第一号 平12建告第1417号第1第一号二号 (平成12年6月1日)
4(1)	■ インレットスイッチ (インレットスイッチ＝ハンドレールの入り込み口に異物又は利用者の手、指等が引き込まれた時に運転を停止させるスイッチ)	■ インレットスイッチ	■ インレットスイッチの取付	令129条の12第5項 (昭和56年6月1日) 平12建告第1424号第二号ホ (平成12年6月1日)
4(3)	■ スカートガードスイッチ (スカートガードスイッチ＝踏段の側面とスカートガードとの間に靴等が強く当たるか挟まった時に運転を停止させるスイッチ)	■ スカートガードスイッチ	■ スカートガードスイッチの取付	令129条の12第5項 (昭和56年6月1日) 平12建告第1424号第二号ニ (平成12年6月1日)
5(1)	■ 交差部固定保護板	■ 交差部固定保護板の有無	■ 交差部固定保護板の取付又は改善	令129条の12第1項第一号 平12建告第1417号第1第三号 (平成12年6月1日)

小荷物専用昇降機

検査結果表№欄に示す番号は小荷物専用昇降機の検査項目の番号を示しています。

検査結果表№	検査項目	既存不適格事項	改善する場合の対応	根拠法令 (施行年月日)
4(1)	■ 昇降路における壁又は囲い	■ 点検口の自動閉鎖及び施錠	■ 昇降路壁1.8m以下に設けた点検口を自動閉鎖及び施錠装置付に改善	平20国告示第1446号第一号二 (平成21年9月28日)
4(2)	■ 出し入れ口の戸及び出し入れ口枠 (戸相互及び戸出し入れ口枠とのすき間の状況)	■ 昇降路の出し入れ口の戸と出し入れ口枠のすき間が6mmを超える	■ 昇降路の出し入れ口の戸と出し入れ口枠のすき間が6mm以下 (上げ戸・上下戸2mm以下、2枚戸が重なり合う戸の隙間6mm以下)に改善	平20国告示第1446号第七号 (平成21年9月28日)
4(6)	■ ドアロック	■ ドアロック装置 (フロアタイプのみ)	■ ドアロック装置の取付	令129条の13第四号 (平成12年6月1日)

・段差解消機
・いす式階段昇降機

既存不適格事項一覧表

◆ 検査結果表No.欄に示す番号は段差解消機、*印はいす式階段昇降機の検査項目の番号を示す。

検査結果表No.	検査項目 (検査事項)	既存不適格事項	改善措置の内容	根拠法令 (施行年月日)
1(4) *1(10)	■駆動方式(油圧式以外)	■主索(鎖)が(平25国告第1047号に)適合しない ■横架材、止め金具が(平25国告第1047号に)適合しない	■主索(鎖)の(平25国告第1047号に)改善 ■横架材、止め金具の(平25国告第1047号に)改善	平成26年4月1日
	(主索の径の状況、昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況)			
	■駆動方式(油圧式以外)	■巻胴式における主索(鎖)の緩み検出装置なし ■鎖の緩み検出装置なし (*1(10)のみ対象)	■巻胴式における主索(鎖)の緩み検出装置の改善 ■鎖の緩み検出装置の改善	令第129条の10第2項 (昭和57年12月1日) 平12建告第1423号 第2第七号(巻胴式) 平12建告第1423号 第7第二号 (昭和34年1月1日)
	(巻胴式における主索の緩み検出装置の作動の状況、鎖の緩み検出装置の状況)			
*1(9)	■駆動方式 (鎖(チェーン)の摩耗状況)	■鎖(チェーン)が(平25国告第1047号に)適合しない	■鎖の(平25国告第1047号に)改善	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
*2(2)	■いす操作盤のボタン等及び 操作レバー(作動の状況)	■操縦機がかごを停止させる状態に 自動的に復しない	■操縦機がかごを停止させる状態に 自動的に復する装置に改善	平12建告第1413号第1第十号イ 平12建告第1423号第7第一号 (平成21年9月28日)
2(11)	■高圧ゴムホース	■高圧ゴムホースが(平25国告第1047号に)適合しない	■高圧ゴムホースの(平25国告第1047号に)改善	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
	(油漏れ及び損傷の状況(高圧ゴムホース))			
2(12)	■圧力配管(取付けの状況)	■圧力配管が(平25国告第1047号に)適合しない	■圧力配管の(平25国告第1047号に)改善	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
2(14)	■プランジャー(取付けの状況)	■プランジャーが(平25国告第1047号に)適合しない	■プランジャーの(平25国告第1047号に)改善	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
2(16)	■シリンダー(取付けの状況)	■シリンダーが(平25国告第1047号に)適合しない	■シリンダーの(平25国告第1047号に)改善	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
2(17)	■主索又は鎖	■主索が(平25国告第1047号に)適合しない	■主索の(平25国告第1047号に)改善	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
	(主索の径の状況(油圧式))			
2(20)	■主索又は鎖の取付け部	■横架材、止め金具が(平25国告第1047号に)適合しない	■横架材、止め金具の(平25国告第1047号に)改善	平25国告第1047号 (平成26年4月1日)
	(昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況(油圧式))			
2(21)	■主索又は鎖の緩み検出装置	■主索(鎖)の緩み検出装置なし	■主索(鎖)の緩み検出装置の取付	令第129条の10第2項 (昭和57年12月1日) 平12建第1423号 第6第四号 (昭和34年1月1日)
	(間接式エレにおける主索(鎖)の緩み検出装置の作動の状況)			
*3(3)	■ガイドレール及び レールブラケット(取付けの 状況)	■ガイドレール及びレールブラケットが (平25国告第1047号に)適合しない	■ガイドレール及びレールブラケットの (平25国告第1047号に)改善	平25国告第1047号 第一号、第二号、 第三号 (平成26年4月1日)
3(7) *1(16) *3(7)	■耐震対策 (駆動装置の耐震対策)	■ロープガード等なし又は 寸法が基準を満たしていない ■駆動装置の転倒移動防止なし ■制御器の転倒移動防止なし ■マシンビームが(平25国告第1047号に) 適合しない	■ロープガード等なし又は寸法の改善 ■機器の転倒防止、移動防止の改善 ■マシンビームの(平25国告第1047号に)改善	令第129条の4第3項 第四号 令第129条の8第1項 (昭和56年6月1日) 平21国告第703号 平20国告第1498号 平25国告第1047号 (平成21年9月28日)
	(機械室機器の転倒、移動防止対策、ロープガード等の状況)			

検査結果表No.	検査項目 (検査事項)	既存不適格事項	改善措置の内容	根拠法令 (施行年月日)
3(7) *3(7)	■耐震対策	■ ガイドレールとのかかりが不足 ■ 突出物への保護装置なし	■ガイドレールとのかかり代の改善 ■突出物への保護装置取付けの改善	令第129条の4第3項 第三号 令第129条の7第五号 (昭和56年6月1日) 平20国告第1494号 平20国告第1495号 (平成21年9月28日)
	(ガイドレールとのかかりの状況、突出物の状況)			
4(1)	■かごの壁又は囲い、天井及び床	■ 高さ65cm以上の丈夫な壁又は囲いがない(1人乗り) ■ 高さ1m以上の丈夫な壁又は囲いがない(1人乗り以外)	■高さ65cm以上の丈夫な壁又は囲いの改善 ■ 高さ1m以上の丈夫な壁又は囲いの改善	平12建告第1413号第1第九号イ(1) (平成21年9月28日)
	(かごの構造及び設置の状況)			
4(2)	■かごの戸又は可動式の手すり	■ 出入口に、戸又は可動式の手すりがない	■ 出入口に、戸又は可動式の手すりの改善	平12建告第1413号第1第九号イ(2) (平成21年9月28日)
	(かごの戸又は可動式の手すりの設置の状況)			
4(3)	■かごの戸又は可動式の手すりのスイッチ (かごの戸又は可動式の手すりのスイッチの設置及び作動状況)	■ 出入口に、戸又は可動式の手すりスイッチがない	■ 出入口に、戸又は可動式の手すりスイッチの設置を要します。	平12建告第1413号第1第九号イ(2) (平成30年4月1日)
4(8)	■用途・積載量及び最大定員の標識 (用途、積載量及び最大定員の標識の設置及び表示の状況)	■ 用途・積載量及び最大定員を明示した標識がない	■用途・積載量及び最大定員を明示した標識の取付を要望します。	平12建告第1413号第1第九号イ(3) (平成30年4月1日)
4(9)	■車止め[車止めがある段差解消機のみ対象] (車止めの取付の状況)	■車止めの機能が適切でない	■車止めの機能が適切になるよう改善を要望します	平12建告第1413号第1第九号イ(3) (平成30年4月1日)
4(10)	■かごの床先と出入口の床先との水平距離	■出入口の床先とかごの床先との距離(4cmを超える)	■出入口の床先とかごの床先との距離の改善	平12建告第1413号第1第九号ロ (平成21年9月28日)
	(かごの床先と出入口の床先とのすき間の状況(出入口床先とかご床先4cm以下))			
4(12) *1(13)	■かごのガイドシュー等 (取付けの状況)	■ ガイドシュー等が(平25国告第1047号に)適合しない	■ガイドシュー等の(平25国告第1047号に)改善	平25国告第1047号 第一号 (平成26年4月1日)
5(2)	■ 乗り場の戸又は可動式の手すりスイッチ (乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチの作動の状況)	■ かごのガイドシュー等 (取付けの状況)	■ かごのガイドシュー等 (取付けの状況)	平12建告第1413号第1第九号ハ(3) (平成30年4月1日)
5(5)	■ 乗り場の戸又は可動式の手すり	■ 出入口に、乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチがない	■ 出入口に、乗り場の戸又は可動式の手すりスイッチの設置を要望します の改善	平12建告第1413号第1第九号ロ(1) (平成21年9月28日)
	(乗り場の戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況)			
5(8)	■昇降路側壁等の囲い	■ 壁囲いの構造等及び挟まれ防止措置なし又は挟まれ時の停止装置なし	■ 壁囲い(1.8m以上)の設置及び挟まれ防止措置又は挟まれ時に昇降を停止する装置の設置を要望します	平12建告第1413号第1第九号ロ(1) (平成21年9月28日)
	(昇降路側壁等の囲いの構造及び設置の状況)			
5(9)	■ガイドレール及びレールブラケット(取付けの状況)	■ ガイドレール及びレールブラケットが(平25国告第1047号に)適合しない	■ガイドレール及びレールブラケットの(平25国第1047号に)改善	平25国告第1047号 第一号、第二号、第三号 (平成26年4月1日)